

政令第三百四十二号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第一条 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「厚生年金保険法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第二項中「当該被保険者」の下に「（法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）に限る。）」を、「機構」という。）」の下に「又は実施機関（法第二条の五第一項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）たる日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同条を第一条の三とし、同条の前に次の二条を加える。

(法第二条の五第二項の政令で定める事務及び実施機関)

第一条 厚生年金保険法（以下「法」という。）第二条の五第一項第二号に掲げる事務のうち次の各号に

掲げる規定に係るものについては、同項第二号に定める者のうち当該各号に定める者が行うものとする。

一 次に掲げる規定 国家公務員共済組合

イ 法第二十一条から第二十四条まで、第二十四条の四、第八十一条の二及び第八十一条の二並びに法附則第四条の三

ロ 法第二十六条（第二号厚生年金被保険者（法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）に適用される場合に限る。）

ハ 法第七十八条の二、第七十八条の六及び第七十八条の八（第二号厚生年金被保険者又はその配偶者であつた者に適用される場合に限る。）

ニ 法第七十八条の四及び第七十八条の五（第二号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用される場合に限る。）

ホ 法第七十八条の十四及び第七十八条の十六（第二号厚生年金被保険者の配偶者として国民年金法

(昭和三十四年法律第四百十一号) 第七条第一項第三号に該当していたものに適用される場合に限る。)

二 法第二十八条、第八十一条、第百条の二及び第百条の三の二 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会

三 次に掲げる規定 国家公務員共済組合連合会

イ 法第二十六条(第二号厚生年金被保険者に適用される場合を除く。)

ロ 法第七十八条の二、第七十八条の六及び第七十八条の八(第二号厚生年金被保険者又はその配偶者であつた者に適用される場合を除く。)

ハ 法第七十八条の四及び第七十八条の五(第二号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用される場合を除く。)

ニ 法第七十八条の十四及び第七十八条の十六(第二号厚生年金被保険者の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当していたものに適用される場合を除く。)

ホ 第一号イ及び前号に掲げる規定並びに法第二十六条、第七十八条の二、第七十八条の四から第七

十八条の六まで、第七十八条の八、第七十八条の十四及び第七十八条の十六以外の法の規定

2 法第二条の五第一項第三号に掲げる事務のうち次の各号に掲げる規定に係るものについては、同項第三号に定める者のうち当該各号に定める者が行うものとする。

一 次に掲げる規定 地方公務員共済組合

イ 法第二十一条から第二十四条まで、第二十四条の四、第二十六条、第八十一条の二及び第八十一条の二の二並びに法附則第四条の三及び第七条の二

ロ 法第七十八条の二及び第七十八条の六から第七十八条の八まで（構成組合（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。以下同じ。）の組合員たる第三号厚生年金被保険者（法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）又はその配偶者であつた者に適用される場合に限る。）

ハ 法第七十八条の四及び第七十八条の五（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用される場合に限る。）

ニ 法第七十八条の十四から第七十八条の十六まで（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者

の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当していたものに適用される場合に限る。）

二 次に掲げる規定 地方公務員共済組合（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又は構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者であつた者に適用される場合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）

イ 法第七十八条の二及び第七十八条の六から第七十八条の八まで（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又はその配偶者であつた者に適用される場合を除く。）

ロ 法第七十八条の四及び第七十八条の五（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用される場合を除く。）

ハ 法第七十八条の十四から第七十八条の十六まで（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当していたものに適用される場合を除く。）

ニ 前号イ及び次号から第七号までに掲げる規定並びに法第七十八条の二、第七十八条の四から第七十八条の八まで及び第七十八条の十四から第七十八条の十六まで以外の法の規定

三 法第二十八条、第八十一条、第九十五条及び第九十六条 地方公務員共済組合（構成組合の組合員

たる第三号厚生年金被保険者又は構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者であつた者に適用される場合にあつては、構成組合及び全国市町村職員共済組合連合会)

四 法第七十九条の二及び第七十九条の三 地方公務員共済組合（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又は構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者であつた者に適用される場合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）及び地方公務員共済組合連合会

五 法第七十九条及び第八十条 地方公務員共済組合（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又は構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者であつた者に適用される場合にあつては、構成組合及び全国市町村職員共済組合連合会）及び地方公務員共済組合連合会

六 法第百条の二及び第百条の三の二 地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会

七 法第百条の三 地方公務員共済組合連合会

（報酬月額の算定に関する特例）

第一条の二 第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者の資格を取得した者がある場合におい

て、その者の報酬が月によつて定められるときは、法第二十二条第一項第一号の規定にかかわらず、当該第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者が月の初日に当該資格を取得したとしたならば同月において受けるべき報酬の額を、同号に定める額とする。

第三条ただし書を削る。

第三条の二の二中「(法第五十四条の二第二項及び第六十四条の二第二項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第二号中「(昭和三十四年法律第四百十一号)」を削り、同条第三号から第五号までを削る。

第三条の三第五号中「附則第八条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第十四号中「及び第十一条の七の四(同条第二号に係る部分(私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する場合を含む。))に限る。」を削り、同条第十五号中「及び第二十五条の六(同条第二号に係る部分に限る。)」を削る。

第三条の四の見出し中「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に改め、同条第一項中「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に改め、同項第一号中「次に掲げる額を合算した額」を「各月ごとの

当該月の末日における厚生年金保険の被保険者に係る法に規定する標準報酬月額（法第七十八条の六第一項又は第七十八条の十四第二項の規定により標準報酬月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準報酬月額とし、これらの規定により決定された標準報酬月額を除く。）及び標準賞与額（法第七十八条の六第二項又は第七十八条の十四第三項の規定により標準賞与額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準賞与額とし、これらの規定により決定された標準賞与額を除く。）の合計額の総額（次項第一号において「標準報酬の総額」という。）に、「被用者年金被保険者等（法第四十三条の二第一項第二号イに規定する被用者年金被保険者等をいう。）を「厚生年金保険の被保険者」に、「被用者年金被保険者等の性別構成等」を「厚生年金保険の被保険者の性別構成等」に、「標準報酬月額等（法及び他の被用者年金各法（国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。以下この号において同じ。）に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額をいう。次項において同じ。）を「標準報酬月額」に、「標準賞与額等（法及び他の被用者年金各法に規定する標準賞与額、標準期末手当等の額、期末手当等の額及び標準賞与の額をいう。次項において同じ。）を「標準賞与額」に改め、同号イからニまでを削り、同項第二号

中「次に掲げる数」を「各月の末日における厚生年金保険の被保険者の数の総数（次項第二号において「厚生年金保険の被保険者総数」という。）」に改め、同号イからニまでを削り、同条第二項中「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に改め、同項第一号中「前項第一号イからニまでに掲げる額を合算した額」を「標準報酬の総額」に、「標準報酬月額等」を「標準報酬月額」に、「標準賞与額等」を「標準賞与額」に改め、同項第二号中「前項第二号イからニまでに掲げる数を合算した数」を「厚生年金保険の被保険者総数」に改める。

第三条の四の二（見出しを含む。）中「公的年金被保険者等総数」を「公的年金被保険者総数」に改める。

第三条の五第一項中「第二十七条第十三項及び第十四項」を「第二十条の二第三項及び第五項、第二十七条第十五項から第十七項まで」に改め、同項第一号中「並びに第二十条第二項及び第三項」を「、第二十条第二項及び第三項並びに第二十条の二第二項及び第三項」に改め、同項第三号及び第四号中「喪失した日」の下に「（法第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至った日にあつては、その日）」を加え、同項第五号中「並びに第二十条第四項及び第五項」を「、第二十条第四項及び第五項並びに

第二十条の二第四項及び第五項」に、「又は第二十条第一項」を、「第二十条第一項又は第二十条の二第二項」に改め、「同条第十項」の下に「及び第十一項」を加え、「第十一項（同条第十二項）」を「第十二項（同条第十三項及び第十四項）」に改め、同条第五項中「第二十七条第十三項及び第十四項」を「第二十条の二第三項及び第五項、第二十七条第十五項から第十七項まで」に改める。

第三条の六を次のように改める。

（法第四十六条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額として政令で定める額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額）

第三条の六 法第四十六条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額として政令で定める額は、同項に規定する被保険者である日、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員である日又は七十歳以上の使用される者である日が属する月（次項において「被保険者等である日が属する月」という。）における次に掲げる額の合計額を、法第二十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定を適用した場合における額とする。

一 被保険者又は法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下「七十歳以上の使用される

者」という。)である日のうち最も遅い日における、被保険者の標準報酬月額又は七十歳以上の使用される者の法第四十六条第二項において準用する法第二十条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額

二 国会議員の歳費月額（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第一条の規定により受ける歳費月額をいう。）を、法第二十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定を適用した場合における額

三 地方公共団体の議会の議員の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条第一項に規定する議員報酬の月額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、法第二十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定を適用した場合における額

2 法第四十六条第一項に規定する標準賞与額に相当する額として政令で定める額は、当該被保険者等である日が属する月以前の一年間の各月における次に掲げる額の各月ごとの合計額を、法第二十四条の四第一項の規定による標準賞与額の基礎となる賞与額とみなして同項の規定を適用した場合における額の

総額とする。

一 七十歳以上の使用される者又は七十歳以上の使用される者であつた者の法第四十六条第二項において準用する法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額に相当する額

二 国会議員又は国会議員であつた者の期末手当（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十条の二から第十一条の四までの規定により受ける期末手当をいう。）の額を、法第二十四条の四第一項の規定による標準賞与額の基礎となる賞与額とみなして同項の規定を適用した場合における額

三 地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の議会の議員であつた者の地方自治法第二百三条第三項に規定する期末手当の額を、法第二十四条の四第一項の規定による標準賞与額の基礎となる賞与額とみなして同項の規定を適用した場合における額

第三条の六の二の見出し中「法第二十七条に規定する」を削り、同条中「の規定により」を「において」に改め、同条の表第二十四条の三第一項の項中「第二十四条の三第一項」を「第二十四条の四第一項」に改め、同表第二十四条の三第二項の項中「第二十四条の三第二項」を「第二十四条の四第二項」に改める。

第三条の七第一号中「支給されるもの」の下に「若しくは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた法の規定により支給されるもの若しくは平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるもの」を加え、同条第三号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち」に、「昭和六十年国家公務員共済改正法第一条」を「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）第一条」に改め、「国家公務員等共済組合法（」の下に「昭和三十三年法律第二百二十八号。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する国共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害

共済年金

第三条の七第四号中「地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち」に、「昭和六十年地方公務員共済改正法第一条」を「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）第一条」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害

共済年金

第三条の七第五号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち」に改め、「昭和六十年法律第百六号」の下に「。第四条の二の二第七号及び第四条の二の四第一項第九号において「昭和六十年私学共済改正法」という。」を、「私立学校教職員共済組合法（「昭和三十八年法律第二百四十五号。」を加え、同条第六号中「第六条の五第七号」を「第六条の

六第七号」に改める。

第三条の九の二第一号中「次に掲げる給付」を「国民年金法による障害基礎年金」に改め、同号イからニまでを削り、同条第三号から第五号までを削る。

第三条の十の二を次のように改める。

(障害厚生年金等に関する事務の特例)

第三条の十の二 障害厚生年金及び障害手当金の受給権者がその障害に係る障害認定日の属する月までに当該障害に係る初診日における被保険者の種別（法第十五条に規定する被保険者の種別をいう。以下同じ。）に係る被保険者期間を有しない場合においては、当該障害厚生年金及び障害手当金の支給に関する事務は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める被保険者の種別に応じて、法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

一 当該障害に係る初診日の属する月において被保険者の種別に変更があつた場合（次号に掲げる場合を除く。） 変更後の被保険者の種別（二回以上被保険者の種別に変更があつた場合は、最後の被保

険者の種別）

二 当該障害に係る初診日の属する月が国民年金の被保険者期間（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間（第三条の十二第二号において「第二号被保険者期間」という。）を除く。）である場合 当該受給権者が有する被保険者期間に係る被保険者の種別

第三条の十の三から第三条の十の十一までを削る。

第三条の十一及び第三条の十一の二を削る。

第三条の十の十二第一項中「老齢厚生年金等のいずれか」を「老齢厚生年金」に改め、「又は同条第二項第一号ロに掲げる額が同号イに掲げる額を上回るとき」を削り、「それぞれ同条第一項第二号イ」を「同項第二号イ」に改め、「又は同条第二項第二号に定める額」を削り、同条第二項中「又は同条第二項」を削り、同条第四項中「並びに第三条の十一の二第二項」を削り、同条を第三条の十一とする。

第三条の十一の三の見出し中「第六十四条の三第一項」を「第六十四条の二」に改め、同条中「第六十四条の三第一項」を「第六十四条の二」に、「老齢厚生年金等の額の合計額」を「額に」に、「老齢厚生年金等の額の合計額（当該老齢厚生年金の額）」を「額（当該額）」に、「老齢厚生年金の額とする。」

」を「額とする。」に」に改め、同条を第三条の十一の二とする。

第三条の十二を次のように改める。

(遺族厚生年金に関する事務の特例)

第三条の十二 遺族厚生年金（法第五十八条第一項第二号又は第三号に該当することにより支給されるものに限る。）に係る死亡した被保険者又は被保険者であつた者が死亡日の属する月までに同項第二号に規定する初診日又は同項第三号に規定する障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日における被保険者の種別に係る被保険者期間を有しない場合においては、当該遺族厚生年金の支給に関する事務は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める被保険者の種別に応じて、法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

一 法第五十八条第一項第二号に規定する初診日又は同項第三号に規定する障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日の属する月において被保険者の種別に変更があつた場合（次号に掲げる場合を除く。） 変更後の被保険者の種別（二回以上被保険者の種別に変更があつた場合は、最後の被保険者の種別）

二 法第五十八条第一項第二号に規定する初診日又は同項第三号に規定する障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日の属する月が国民年金の被保険者期間（第二号被保険者期間を除く。）である場合 当該死亡した被保険者又は被保険者であつた者が有する被保険者期間に係る被保険者の種別の種別

第三条の十二の二第十一号中「第八条の二の八」を「第八条の二の六」に改める。

第三条の十二の三の表以外の部分中「当該」を「これらの」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同条の表法第四十三条第三項の項中「第一百三十二条第二項、第六十一条第三項、」を削り、同表法第五十条第一項の項中「、第六十九条」を削り、同表法第六十二条第一項の項の次に次のように加える。

法第七十八条の二十二	第四号厚生年金被保険者期間（	第四号厚生年金被保険者期間（離婚時みなし被保険者期間を含む。 （障害認定日後に障害認定日において有していた被保険者期間に係る被保険者の種別以外の被保険者の種別に係る離婚時
法第七十八条の三十	に係る当該	

<p>平成二十五年改正法附</p>	<p>項 の法第百三十二条第二 条の規定による改正前 成二十五年改正法第一 有するものとされた平 によりなおその効力を 則第五条第一項の規定</p>	
<p>期間の</p>	<p>期間のうち</p>	
<p>期間（離婚時みなし被保険者期間を含む</p>	<p>。のう 期間（離婚時みなし被保険者期間を含む</p>	<p>みなし被保険者期間を有するに至つたこ とにより二以上の種別の被保険者であつ た期間を有する者となつた者を含む。） に係る当該</p>

<p>則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法第六十一条第三項</p>		<p>。の</p>
---	--	-----------

第三条の十二の三の表第一条第一項の項中「第一条第一項」を「第一条の三第一項」に改め、同表に次のように加える。

<p>第三条の十三の四</p>	<p>に係る当該</p>	<p>(障害認定日後に障害認定日において有していた被保険者期間に係る被保険者の種別以外の被保険者の種別に係る法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保</p>
-----------------	--------------	---

		<p>険者期間を有するに至つたことにより二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者となつた者を含む。）に係る当該</p>
	<p>に係る障害厚生年金</p>	<p>（障害認定日後に障害認定日において有していた被保険者期間に係る被保険者の種別以外の被保険者の種別に係る離婚時みなし被保険者期間を有するに至つたことにより二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者となつた者を含む。）に係る障害厚生年金</p>

第三条の十二の九第一項の表以外の部分中「当該」を「これらの」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同条の表法第四十三條第三項の項中「第三百三十二條第二項、第三百六十一條第三項、」を削り、同表法第五十九條第一項の項中「、第六十九條」を削り、同表法第六十二條第一項の項の次に次のように加える。

<p>法第七十八条の二十二</p>	<p>第四号厚生年金被保険者期間（</p>	<p>第四号厚生年金被保険者期間（被扶養配偶者みなし被保険者期間を含む。</p>
<p>法第七十八条の三十</p>	<p>に係る当該</p>	<p>（障害認定日後に障害認定日において有していた被保険者期間に係る被保険者の種別以外の被保険者の種別に係る被扶養配偶者みなし被保険者期間を有するに至つたことにより二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者となつた者を含む。）に係る当該</p>
<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平</p>	<p>期間のうち</p>	<p>期間（被扶養配偶者みなし被保険者期間を含む。）のうち</p>

<p>成二十五年改正法第一 条の規定による改正前 の法第百三十二条第二 項</p>		
<p>平成二十五年改正法附 則第六十一条第三項の 規定によりなおその効 力を有するものとされ た平成二十五年改正法 第一条の規定による改 正前の法第百六十一条 第三項</p>	<p>期間の</p>	<p>期間（被扶養配偶者みなし被保険者期間 を含む。）の</p>

第三条の十二の九第一項の表第一条第一項の項中「第一条第一項」を「第一条の三第一項」に改め、同

表に次のように加える。

第三条の十二の四	
に係る当該	に係る障害厚生年金
(障害認定日後に障害認定日において有していた被保険者期間に係る被保険者の種別以外の被保険者の種別に係る法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を有するに至つたことにより二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者となつた者を含む。)に係る当該	(障害認定日後に障害認定日において有していた被保険者期間に係る被保険者の種別以外の被保険者の種別に係る被扶養配偶者みなし被保険者期間を有するに至

つたことにより二以上の種別の被保険者
であつた期間を有する者となつた者を含
む。）に係る障害厚生年金

第三条の十二の十中「第八条の五第一項第一号を除き、」を削る。

第三条の十三を次のように改める。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齡厚生年金に係る加給年金額の特例の適用に関する読替え等）

第三条の十三 法第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間（以下「各号の厚生年金被保険者期間」という。）のうち二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を有する者（以下「二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者」という。）に係る老齡厚生年金の額の計算について、法第四十四条（法及びこの政令並びに他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定を適用する場合においては、法第四十四条第一項中「老齡厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の）」とあるのは「第七十八条の二十二に規定す

る各号の厚生年金被保険者期間のうち同条に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金（当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数と同条に規定する他の期間（以下この項において「他の期間」という。）に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した」と、「老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数」とあるのは「月数」と、「により当該」とあるのは「又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該」とする。

2 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金について前項の規定により読み替えられた法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額（以下この条において「加給年金額」という。）が加算される場合は、各号の厚生年金被保険者期間のうち法第七十八条の二十二に規定する一の期間（以下「一の期間」という。）に基づく老齢厚生年金のうち最も早い日において受給権を取得したもの（法附則第八条の規定による老齢厚生年金（六十五歳に達する日の前日において加給年金額が加算されていたものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、当該同条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間に係る被

保険者の種別に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金）について加給年金額を加算するものとする。この場合において、当該最も早い日において受給権を取得した老齢厚生年金が二以上あるときは、各号の厚生年金被保険者期間のうち最も長い一の期間（当該一の期間が二以上ある場合は、次に掲げる順序による。）に基づく老齢厚生年金について加給年金額を加算するものとする。

一 法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）

二 法第二条の五第二項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）

三 法第二条の五第三項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）

四 法第二条の五第四項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）

3 前項の規定により加給年金額を加算するものとされた一の期間に基づく老齢厚生年金について、法又

は他の法令の規定（法第四十六条第六項の規定を除く。以下この項及び次項において同じ。）により当該加給年金額に相当する部分の支給が停止される場合（同条第六項の規定に該当している場合において、同項の規定に該当しなくなつたときに引き続き法又は他の法令の規定により当該加給年金額に相当する部分の支給が停止される場合を含む。次項において同じ。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該一の期間に基づく老齢厚生年金に代えて、同項後段の規定の例により、他の一の期間に基づく老齢厚生年金（その全額について支給が停止されているものを除く。）について加給年金額を加算するものとする。ただし、他の一の期間に基づく老齢厚生年金の全てが、その全額について支給が停止されている場合は、この限りでない。

4 前項の規定は、同項の規定により加給年金額を加算するものとされた一の期間に基づく老齢厚生年金について、法又は他の法令の規定により当該加給年金額に相当する部分の支給が停止される場合について準用する。

5 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金の額の計算について第一項の規定により読み替えられた法第四十四条の規定を適用する場合における第三条の五第一項の規定の適用に

ついでには、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一項</p>	<p>法第四十四条第一項</p>	<p>第三条の十三第一項の規定により読み替えられた法第四十四条第一項</p>
<p>第一項第一号</p>	<p>規定する老齢厚生年金</p>	<p>規定する法第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち同条に規定する一の期間（以下この項において「一の期間」という。）に基づく老齢厚生年金</p>
<p>老齢厚生年金について</p>	<p>一の期間に基づく老齢厚生年金について</p>	
<p>老齢厚生年金</p>		

	により当該	なる被保険者期間の月数とを合算した 又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該
第一項第二号及び第四号	老齢厚生年金 被保険者期間の	一の期間に基づく老齢厚生年金 被保険者期間の月数と他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した 又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該
第一項第五号	老齢厚生年金 被保険者期間の	一の期間に基づく老齢厚生年金 被保険者期間の月数と他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した

第一項第六号及び第七号	老齢厚生年金	被保険者期間の	又は平成六年改正法	若しくは平成六年改正法
			により当該	又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該
			又は	若しくは
			により当該	又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該

6 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る一の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算に

ついて第一項の規定により読み替えられた法第四十四条第一項の規定を適用する場合であつて、当該二

以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る他の一の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算に

ついて既に法第四十四条第一項（第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定が適用されたことがあるときにおける前項の規定により読み替えられた第三条の五第一項の規定の適用については、同項中「老齡厚生年金について」とあるのは「老齡厚生年金の受給権者が支給を受けていた他の一の期間に基づく老齡厚生年金のうち、その額の計算について初めて法第四十四条第一項（第三条の十三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定が適用されたものについて」と、「定める当時」とあるのは「定める当時から引き続き」とする。

7 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る一の期間に基づく老齡厚生年金の額の計算について第一項の規定により読み替えられた法第四十四条第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する他の期間に基づく老齡厚生年金のいずれかが次の各号に掲げる老齡厚生年金であるときには、当該各号に掲げる老齡厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数は、当該各号に定める日の前日までの間、同項に規定する他の期間に基づく老齡厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数から除くものとする。

一 法附則第七条の三第三項の規定による老齡厚生年金 其の受給権者が六十五歳に達する日

二 法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金 その受給権者が法附則第八条の二各項の表の上欄に掲げる当該受給権者の生年月日に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達する日

第三条の十三の次に次の十六条を加える。

(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金の支給の繰下げの特例の適用に
関する読替え)

第三条の十三の二 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金について、法第七十八条の二十八の規定により読み替えられた法第四十四条の三の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	老齢厚生年金の受給権を有する	第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち同条に規定する一の期間（以下この条において「一の期間」という。）に基づく老齢厚生年金の受給権を有する
に当該老齢厚生年金	に当該老齢厚生年金	に当該一の期間に基づく老齢厚生年金
その者が当該老齢厚		次に掲げる場合は、この限りでない。

生年金の受給権を取
得したときに、他の
年金たる給付（他の
年金たる保険給付（
年金たる保険給付（
当該老齢厚生年金と
同一の支給事由に基
づいて支給される老
齢厚生年金を除く。
）又は国民年金法に
よる年金たる給付（
老齢基礎年金及び付
加年金並びに障害基
礎年金を除く。）を

一 当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したときに、他の年金たる給付（他の年金たる保険給付（当該一の期間に基づく老齢厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される第七十八条の二十二に規定する他の期間（以下この項及び次項において「他の期間」という。）に基づく老齢厚生年金を除く。）又は国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であつた場合

二 当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金たる給付の受給権者となつた場合

三 当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したときに、当該一の期間に基づく老齢厚生年金と同一の支給事由に基づい

いう。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

て支給される他の期間に基づく老齢厚生年金（当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日において、当該他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して四年を経過した日以後にあるものに限る。）の受給権者であつた場合

四 一年を経過した日において他の期間に基づく老齢厚生年金の支給を受けている場合又は受けることができる場合

五 当該一の期間に基づく老齢厚生年金についてこの項の申出をしたときにおける当該申出をした日（次項の規定により同項各号に定める日に申出があつたものとみなされる場合にあつては、その日）に、当該一の期間に基づく老齢厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される他の期間に基づく老齢厚生年金についてその受給権を取得した日から起算して一年を経過していない場合又は前三号に該当する場合

第二項

みなす。

一 老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）前に他の年金たる給付の受給権者となつた者 他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日

みなす。

一 当該一の期間に基づく老齢厚生年金について前項の申出をするときにおいて、当該一の期間に基づく老齢厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される他の期間に基づく老齢厚生年金（当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日後に受給権を取得したものに限る。以下この号において同じ。）について、既に請求をした者又は前項第二号から第五号までのいずれかに該当する者 当該他の期間に基づく老齢厚生年金（当該他の期間に基づく老齢厚生年金が二以上ある場合は、当該他の期間に基づく老齢厚生年金のうち最も早い日において受給権を取得したもの）の受給権を取得した日

二 当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日前に他の年金たる給付の受給権者とな

二 五年を経過した
日後にある者（前

号に該当する者を
除く。） 五年を
経過した日

つた者（前号に該当する者を除く。） 他の年金たる給付を支給
すべき事由が生じた日

三 当該一の期間に基づく老齢厚生年金についての前項の申出と同
時に当該一の期間に基づく老齢厚生年金と同一の支給事由に基づ
いて支給される他の期間に基づく老齢厚生年金（当該一の期間に
基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日前に受給権を取得した
ものに限る。以下この号において同じ。）について同項の申出を
したときに、当該他の期間に基づく老齢厚生年金について次号に
該当することとなる者（前二号に該当する者を除く。） 当該他
の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して
五年を経過した日

四 当該一の期間に基づく老齢厚生年金について前項の申出をする
ときにおいて、当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取

第三項及び第四項	老齢厚生年金	<p>得した日から起算して五年を経過した日後にある者（前三号に該当する者を除く。） 当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日</p> <p>当該一の期間に基づく老齢厚生年金</p>
----------	--------	--

2 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について前項の規定により読み替えられた法第七十

八条の二十八の規定により読み替えられた法第四十四条の三第一項の規定を適用する場合における第三条の五の二の規定の適用については、同条第一項中「法第四十四条の三第四項」とあるのは「第三条の十三の二第一項の規定により読み替えられた法第七十八条の二十八の規定により読み替えられた法第十四条の三第四項」と、「老齢厚生年金」とあるのは「法第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち同条に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金」と、「被保険者期間」とあるのは「当該一の期間に係る被保険者期間」と、同条第二項中「法第四十六条第一項」とあるのは「法

第七十八条の二十九の規定により読み替えられた法第四十六条第一項」とする。

(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金の支給停止の特例の適用に関する読替え)

第三条の十三の三 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、法第七十八条の二十九の規定を適用する場合には、同条中「第四十六条」とあるのは「第四十六条（第六項については、第五十四条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）」と、「同条第一項」とあるのは「第四十六条第一項」とする。

2 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について前項の規定により読み替えられた法第七十条の二十九の規定により読み替えられた法第四十六条第六項（法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、同条第一号中「月数」とあるのは「月数（その者の二以上の被保険者の種別（法第十五条に規定する被保険者の種別をいう。以下この条において同じ。）に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、法第七十条の二十二に規定する一の期間（以下この条において「一の期間」という。）に係る被保険者期間の

みを有するものとみなした場合における当該被保険者期間の月数とする。」と、同条第三号の二及び第四号の二中「月数」とあるのは「月数と当該退職共済年金の受給権者に係る老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数（その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなした場合における当該被保険者期間の月数とする。）とを合算した月数」とする。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害厚生年金の額の特例の適用に関する読替え）

第三条の十三の四 障害厚生年金の受給権者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る当該障害厚生年金について障害厚生年金の額の計算及びその支給停止に関する規定を適用する場合においては、法第五十条第一項中「障害厚生年金の額は、」とあるのは「障害厚生年金の受給権者であつて、当該障害に係る障害認定日において第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る当該障害厚生年金の額は、同条に規定する各号の厚生年金被保険者期間ごとに」と、「額とする」とあるのは「額を合算して得た額とする」

と、「月数」とあるのは「月数（その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、第七十八条の二十二に規定する一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなした場合における当該被保険者期間の月数とする。以下この項において同じ。）」と、「これを三百」とあるのは「当該合算して得た額を当該被保険者期間の月数で除して得た額に三百を乗じて得た額」とする。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害手当金の額の特例の適用に関する読み替え）
第三条の十三の五 障害手当金の受給権者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る当該障害手当金の額について障害手当金の額の計算に関する規定を適用する場合には、法第五十七条中「障害手当金の額は、」とあるのは、「障害手当金の受給権者であつて、当該障害に係る障害認定日において第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る当該障害手当金の額は、厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）第三条の十三の四の規定により読み替えられた」とする。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の遺族に係る遺族厚生年金の額の特例の適用に関する

る読替え)

第三条の十三の六 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の遺族に係る遺族厚生年金（法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。）について遺族厚生年金の額の計算及びその支給停止に関する規定を適用する場合には、法第六十条第一項中「遺族厚生年金の額」とあるのは「第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の遺族に係る遺族厚生年金（第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。）の額」と、同項第一号中「第四十三条第一項」とあるのは「第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間ごとに第四十三条第一項」と、「計算した額の」とあるのは「計算した額を合算して得た額の」と、「月数」とあるのは「月数（その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、法第七十八条の二十二に規定する一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなした場合における当該被保険者期間の月数とする。以下この号において同じ。）」と、「これを三百として計算した」とあるのは「当該四分の三に相当する額を当該被保険者期間の月数で除して得た額に三百を乗じて得た」とする。

2 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の遺族に係る遺族厚生年金（法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。）について遺族厚生年金の額の計算に関する規定を適用する場合には、法第六十条第一項中「遺族厚生年金の額」とあるのは「第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間（以下この項及び第六十四条の二において「各号の厚生年金被保険者期間」という。）のうち第七十八条の二十二に規定する一の期間（以下この項、第六十二条第一項及び第六十四条の二において「一の期間」という。）に基づく遺族厚生年金（第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。）の額」と、「各号に定める」とあるのは「各号に定める額に当該一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎として第四十三条第一項の規定の例により計算した額の四分の三に相当する額を各号の厚生年金被保険者期間ごとに同項の規定の例により計算した額の四分の三に相当する額を合算して得た額で除して得た数（以下この項及び第六十四条の二において「合算遺族按分率^あ」という。）を乗じて得た」と、「第一号に定める」とあるのは「第一号に定める額に合算遺族按分率^あを乗じて得た」と、同項第一号中「第四十三条第一項」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間ごとに第四十三条第一項」と、「相当する額」とあるのは「相当する額を合算して得た額」

と、法第六十二条第一項中「月数」とあるのは「月数（その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなした場合における当該被保険者期間の月数とする。）」と、法第六十四条の二中「遺族厚生年金」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく遺族厚生年金」と、「額に」とあるのは「額に合算遺族按分率^{あん}を乗じて得た額に」とする。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金の額の特例の適用に関する加算の特例）

第三条の十三の七 前条第二項に規定する場合において、同項の規定により読み替えられた法第六十二条第一項の規定により遺族厚生年金に同項の規定による加算額が加算されるときは、各号の厚生年金被保険者期間のうち最も長い一の期間（当該一の期間が二以上ある場合は、次に掲げる順序による。）に基づく遺族厚生年金について当該加算額を加算するものとする。

一 第一号厚生年金被保険者期間

二 第二号厚生年金被保険者期間

三 第三号厚生年金被保険者期間

四 第四号厚生年金被保険者期間

（各号の厚生年金被保険者期間のうち二以上の一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権者に係る遺族厚生年金の額の計算に関する特例）

第三条の十三の八 遺族厚生年金の受給権者が各号の厚生年金被保険者期間のうち二以上の一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権者である場合における法第六十条第一項第二号の規定の適用については、同号口中「第四十四条第一項」とあるのは「第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額（厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十三第一項の規定により読み替えられた第四十四条第一項」と、「老齢厚生年金に」とあるのは「第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金に」と、「とする」とあるのは「とする。」を合算して得た額とする」とする。

（各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権者が他の一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を更に取得した場合の遺族厚生年金の額の改定の特例）

第三条の十三の九 法第六十条第一項第二号（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によりその額が計算される遺族厚生年金の受給権者が更に各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したときは、当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の翌月から当該遺族厚生年金の額を改定する。

2 法第六十一条第三項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項ただし書中「ロに」とあるのは、「ロ（厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十三の八の規定により読み替えられた場合には、読替え後の同号ロ）に」と読み替えるものとする。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等に関する事務の特例の適用に関する読替え等）

第三条の十三の十 法第七十八条の三十の規定による障害厚生年金が次の各号に掲げる障害厚生年金である場合には、法第七十八条の三十三第一項に規定する初診日は、当該各号に定める初診日とする。

- 一 法第四十七条の三第一項の規定による障害厚生年金 同項に規定する基準傷病の初診日
- 二 法第四十八条第一項の規定による障害厚生年金 同項の規定により併合されたそれぞれの障害に係

る障害認定日（法第四十七条の三第一項に規定する障害については、同項に規定する基準傷病に係る障害認定日）のうちいずれか遅い日に係るものに係る傷病の初診日

2 法第七十八条の三十二第一項の規定による遺族厚生年金（法第五十八条第一項第一号に該当することにより支給されるものに限る。）の支給に関する事務について、法第七十八条の三十三第二項において同条第一項の規定を準用する場合には、同項中「当該障害に係る初診日」とあるのは、「死亡日」と読み替えるものとする。

3 法第七十八条の三十二第一項の規定による遺族厚生年金（法第五十八条第一項第二号又は第三号に該当することにより支給されるものに限る。）の支給に関する事務について、法第七十八条の三十三第二項において同条第一項の規定を準用する場合には、同項中「当該」とあるのは、「第五十八条第一項第二号に規定する初診日又は同項第三号に規定する障害厚生年金の支給事由となつた」と読み替えるものとする。

4 法第七十八条の三十二第一項の規定による遺族厚生年金について、同項に規定する死亡した者が法第五十八条第一項第一号から第三号までのうち二以上に該当する場合には、法第七十八条の三十三

第二項の規定にかかわらず、当該遺族厚生年金の支給に関する事務は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日における被保険者の種別に応じて、法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

一 死亡した者が法第五十八条第一項第一号に該当する場合 死亡日

二 前号に該当する場合以外の場合 法第五十八条第一項第三号に規定する障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日

第三条の十三の十一 第三条の十の二の規定は、法第七十八条の三十の規定による障害厚生年金及び法第七十八条の三十一の規定による障害手当金の受給権者が、その障害に係る障害認定日の属する月までに当該障害に係る傷病の初診日における被保険者の種別に係る被保険者期間を有しない場合について準用する。この場合において、第三条の十の二第二号中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

被保険者期間に	法第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち最も長い同条に規定する一の期間（当該一の期間が二以上ある場合は、次に掲げる順序による。）に
---------	--

種別

種別

2 第三条の十二の規定は、法第七十八条の三十二第一項の規定による遺族厚生年金（法第五十八条第一

項第二号又は第三号に該当することにより支給されるものに限る。）に係る死亡した被保険者又は被保険者であつた者が、死亡日の属する月までに法第五十八条第一項第二号に規定する初診日又は同項第三号に規定する障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日における被保険者の種別に係る被保険者期間を有しない場合について準用する。この場合において、第三条の十二第二号中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

被保険者期間に

法第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち最も長い同条に規定する一の期間（当該一の期間が二以上ある場合は、次に掲げる

	順序による。）に
種別	種別 イ 法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間 ロ 法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間 ハ 法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間 ニ 法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る離婚等をした場合の特例の適用に関する読替え等）

第三条の十三の十二 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、法第七十八条の三及び第七十八条の六の規定を適用する場合には、法第七十八条の三第一項中「再評価率」とあるのは「第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間（第七十八条の六第三項において「各号の厚生年金被保険者期間」という。）に応じた再評価率」と、法第七十八条の六第三項中「第一号改定者の」とあるのは「第一号改定者の各号の厚生年金被保険者期間のうち第七十八条の二十二に規定す

る一の期間（以下この項において「一の期間」という。）に係る」と、「第二号改定者の」とあるのは「第二号改定者の当該一の期間に係る」とする。

2 前項の場合においては、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに法第七十八条の十第一項の規定及び第三条の十二の二の規定を適用し、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有する者とみなして法第七十八条の十第二項の規定を適用する。この場合において、第三条の十二の五中「再評価率（）」とあるのは、「法第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間に応じた再評価率（）」とする。

（第一号改定者又は第二号改定者が二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を有しない者である場合の特例）

第三条の十三の十三 法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者（以下この条において「第一号改定者」という。）及び同項に規定する第二号改定者（以下この条において「第二号改定者」という。）が異なる被保険者の種別に係る一の期間を有する者である場合であつて、第一号改定者又は第二号改定者が各号の厚生年金被保険者期間のうち二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を有しな

い者であるときは、当該二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を有しない者である第一号改定者又は第二号改定者を二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者とみなして、法第七十八条の三十五の規定を適用する。

(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る被扶養配偶者である期間についての特例の適用に関する読替え等)

第三条の十三の十四 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第四項中「特定期間」とあるのは「特定期間に係る第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち同条に規定する一の期間（以下この項において「一の期間」という。）」と、「被扶養配偶者の」とあるのは「被扶養配偶者の当該一の期間に係る」とする。

2 前項の場合においては、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに法附則第十七条の十一の規定により読み替えられた法第七十八条の十八第一項の規定及び第八条の二の六の規定を適用し、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間

のみを有する者とみなして法第七十八条の十八第二項の規定を適用する。

(法第七十九条の二の政令で定める部分)

第三条の十四 法第七十九条の二に規定する政令で定める部分は、実施機関（厚生労働大臣を除く。次条において同じ。）の積立金のうち、法第八十四条の五第一項の規定による拠出金及び国民年金法第九十条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二条の二の規定による財政調整拠出金（同法第百二条の三第一項第一号（平成二十四年一元化法附則第七十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。）及び地方公務員等共済組合法第百十六条の二の規定による財政調整拠出金（同法第百十六条の三第一項第一号（平成二十四年一元化法附則第五十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。）の拠出に充てらるべき積立金に相当する部分とする。

(共済各法の目的に沿った実施機関積立金の一部の運用)

第三条の十五 法第七十九条の三第三項ただし書の規定により実施機関が同項に規定する共済各法の目的

に沿つて行う実施機関積立金（法第七十九条の二に規定する実施機関積立金をいう。以下この条において同じ。）の一部の運用は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 実施機関の実施機関積立金に係る経理から当該実施機関のその他の経理への資金の貸付け
- 二 実施機関を組織する実施機関に対する資金の貸付け
- 三 不動産の取得、譲渡又は貸付け（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合（構成組合を除く。以下この号及び次号において同じ。）及び全国市町村職員共済組合連合会が行うものに限る、国家公務員共済組合連合会が行う場合にあつてはあらかじめ財務大臣の承認を受けたもの限り、地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会が行う場合にあつてはあらかじめ地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十九第一項に規定する主務大臣の承認を受けたものに限る。）
- 四 地方公共団体の一時借入れに対する資金の貸付け（地方公務員共済組合が行うものに限る。）
- 五 地方債又は地方公共団体金融機構の発行する債券の取得（地方公務員共済組合連合会が行うものに限る。）

（運用職員の範囲）

第三条の十六 法第七十九条の十の政令で定める者は、次の各号に掲げる国の行政機関（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第一条に規定する国の行政機関をいう。）の職員であつて当該各号に定めるものとする。

一 厚生労働省 事務次官、厚生労働審議官、官房長、厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第十八条第二項に規定する総括審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、同条第六項に規定する審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、厚生労働省組織令第十九条第二項に規定する参事官（厚生労働省令で定める者に限る。）、大臣官房総務課長、年金局長、年金局総務課長及び数理課長その他法第七十九条の二に規定する積立金の運用に係る行政事務に従事する職員であつて厚生労働大臣が指定するもの

二 財務省 事務次官、官房長、財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第十条第二項に規定する次長（主計局に置かれるものうち、財務省令で定める者に限る。）、財務省組織令第十二条第二項に規定する参事官（財務省令で定める者に限る。）、大臣官房文書課長、主計局長、主計局総務課長及び給与共済課長その他法第七十九条の二に規定する積立金の運用に係る行政事務に従事する職員

であつて財務大臣が指定するもの

三 総務省 事務次官、官房長、大臣官房総務課長、自治行政局長、自治行政局公務員部長、自治行政局公務員部福利課長その他法第七十九条の二に規定する積立金の運用に係る行政事務に従事する職員であつて総務大臣が指定するもの

四 文部科学省 事務次官、官房長、大臣官房総務課長、高等教育局長、高等教育局私学部長、高等教育局高等教育企画課長及び私学部私学行政課長その他法第七十九条の二に規定する積立金の運用に係る行政事務に従事する職員であつて文部科学大臣が指定するもの

第四条の二を第四条の二の十六とし、第四条の次に次の十五条を加える。

(法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者等)

第四条の二 法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第七条第三項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣先企業

二 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者

三 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等

四 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第八条第一項に規定する組織委員会

五 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第二条に規定する組織委員会

2 第二号厚生年金被保険者について、法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により同項に規定する事業主が負担すべき第二号厚生年金被保険者に係る保険料は、次の各号に掲げる第二号厚生年金被保険者の区分に応じ、当該各号に定める同項に規定する事業主が負担する。

一 国家公務員共済組合法第九十九条第六項に規定する職員団体（以下この号において「職員団体」という。）の事務に専ら従事する者である第二号厚生年金被保険者 職員団体

二 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第八条第二項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する交流派遣職員である第二号厚生年金被保険者 同法第七条第三項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣先企業

三 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第四条第三項又は第十一条第一項の規定により派遣された者である第二号厚生年金被保険者 同法第三条第一項に規定する法科大学院設置者及び国

四 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員である第二号厚生年金被保険者 同項に規定する受入先弁護士法人等

五 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第十七条第七項（同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員である第二号厚生年金被保険者 同法第八条第一項に規定する組織委員会及び国

六 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第四条第七項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員である第二号厚生年金被保険者 同法第二条に規定する

組織委員会及び国

3 法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）に規定する労働組合（次項第二号において「地方の職員団体」という。）

二 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体

三 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第三項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣先企業

四 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者

五 国（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十一条第

一項の規定により法科大学院を置く公立大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する公立学校である大学をいう。次項第六号において同じ。）に派遣された者に法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三条第二項ただし書の規定により給与を支給する場合に限る。）

六 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第八条第一項に規定する組織委員会

七 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第二条に規定する組織委員会

4 第三号厚生年金被保険者について、法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により同項に規定する事業主が負担すべき第三号厚生年金被保険者に係る保険料は、次の各号に掲げる第三号厚生年金被保険者の区分に応じ、当該各号に定める同項に規定する事業主が負担する。

- 一 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者である第三号厚生年金被保険者 都道府県
- 二 地方の職員団体の事務に専ら従事する者である第三号厚生年金被保険者 地方の職員団体

三 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項の規定により派遣された者である第三号厚生年金被保険者 同条第三項に規定する派遣先団体

四 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第八条第二項に規定する交流派遣職員である第三号厚生年金被保険者 同法第七条第三項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣先企業

五 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第四条第三項又は第十一条第一項の規定により派遣された者である第三号厚生年金被保険者（次号に掲げる者を除く。） 同法第三条第一項に規定する法科大学院設置者及び国

六 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十一条第一項の規定により派遣された者（法科大学院を置く公立大学に派遣された者のうち同法第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に限る。）である第三号厚生年金被保険者 次に掲げる公立大学の区分に応じ、当該各号に定める者

イ 地方公共団体が設置する公立大学 地方公共団体及び国

ロ 職員引継一般地方独立行政法人（地方公務員等共済組合法第百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下この号において同じ。）である公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この号において同じ。）が設置する公立大学 職員引継一般地方独立行政法人及び国

ハ 職員引継等合併一般地方独立行政法人（地方公務員等共済組合法第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下この号において同じ。）である公立大学法人が設置する公立大学 職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国

ニ 職員引継一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人以外の公立大学法人が設置する公立大学 団体（地方公務員等共済組合法第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。）及び国

七 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第十七条第七項に規定する派遣職員である第三号厚生年金被保険者 同法第八条第一項に規定する組織委員会及び国

八 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第四条第七項に規定する派遣職員である第三

号厚生年金被保険者 同法第二条に規定する組織委員会及び国

(法第八十四条の三の規定による実施機関に対する交付金の交付等)

第四条の二の二 法第八十四条の三に規定する法の規定による保険給付に要する費用として政令で定めるものは、法第三十二条に規定する保険給付、旧法による保険給付、昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付及び脱退手当金、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付(平成八年改正法附則第十四条に規定する厚生年金相当給付費用に係る部分に限る。)並びに平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に要する費用(次に掲げる費用に相当する部分を除く。)とする。

一 船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百三号)附則第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた国庫が負担する費用

二 昭和六十年改正法附則第三十五条第三項の規定により基礎年金の給付に要する費用とみなされる費

用

三 昭和六十年改正法附則第七十九条の規定により国庫が負担する費用

四 昭和六十年改正法附則第八十九条の規定により労働者災害補償保険の管掌者たる政府が負担する費用

五 昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十一条第一項の規定により国等（同項に規定する国等をいう。第四条の二の四第一項第七号において同じ。）が負担する費用

六 昭和六十年地方公務員共済改正法附則第三十三条第一項の規定により国及び地方公共団体が負担する費用

七 昭和六十年私学共済改正法附則第六条第一項の規定により国が補助する費用

第四条の二の三 法第八十四条の三に規定する法の規定による保険給付に相当する給付として政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金

二 平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者の

全てが加入員でなかつたものとして保険給付の額を計算した場合に増加することとなる保険給付の額に相当する給付

三 平成二十四年一元化法附則第三十二条第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による障害一時金

四 平成二十四年一元化法改正前国共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十九条第三項に規定する公務等による遺族共済年金を除く。）及び旧国家公務員等共済組合法による年金たる給付（旧国家公務員等共済組合法第八十一条第一項第一号の規定による障害年金及び旧国家公務員等共済組合法第八十八条第一号の規定による遺族年金を除く。）

五 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金

- 六 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）附則第七条（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定によりなお従前の例により支給される退職一時金並びに昭和六十年国家公務員共済改正法附則第六十一条（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定によりなお従前の例により支給される脱退一時金及び特例死亡一時金並びに昭和六十年国家公務員共済改正法附則第八十五条（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定によりなお従前の例により支給される返還一時金及び死亡一時金
- 七 平成二十四年一元化法附則第五十六条第一項の規定による障害一時金
- 八 平成二十四年一元化法改正前地共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）第八十条第二項に規定する公務等による障害共済年金及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前

地共済法第九十九条の二第三項に規定する公務等による遺族共済年金を除く。）及び旧地方公務員等共済組合法による年金たる給付（旧地方公務員等共済組合法第八十六条第一項第一号の規定による障害年金及び旧地方公務員等共済組合法第九十三条第一号の規定による遺族年金を除く。）

九 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金

十 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号）附則第七条の規定によりなお従前の例により支給される退職一時金並びに昭和六十年地方公務員共済改正法附則第四十二条の規定によりなお従前の例により支給される脱退一時金及び特例死亡一時金並びに昭和六十年地方公務員共済改正法附則第三百三十一条の規定によりなお従前の例により支給される返還一時金及び死亡一時金

十一 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金及び旧私立学校教職員共済組合法による年金たる給付

十二 恩給財団年金等（日本私立学校振興・共済事業団が平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）附則第十一項及び日本私立学校振

興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第五条第一項の規定により権利義務を承継したことに
により支給すべき義務を負う旧財団法人私学恩給財団の年金並びに私立学校教職員共済組合法等の
一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号。次条第一項第十号において「昭和三十六年私学
共済改正法」という。）による改正前の私立学校教職員共済組合法附則第二十項の規定により旧財団
法人私学恩給財団における従前の例によることとされた年金をいう。次条第二項第十二号及び第四項
第十三号において同じ。）

第四条の二の四 法第八十四条の三の規定により、各年度において、厚生年金保険の管掌者たる政府が各
実施機関（同条に規定する実施機関をいう。第三項を除き、以下第四条の二の十三までにおいて同じ。）

）に対して交付する交付金（以下「交付金」という。）の額は、当該年度における各実施機関に係る第
四條の二の二に規定する法の規定による保険給付に要する費用の総額と前条に規定する法の規定による
保険給付に相当する給付に要する費用（次に掲げる費用に相当する部分を除く。）の総額を合算した額
とする。

一 昭和六十年改正法附則第三十五条第三項の規定により基礎年金の給付に要する費用とみなされる費

用

二 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額に相当する部分の費用

三 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうちなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額に相当する部分の費用

四 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加

算額に相当する部分の費用

五 平成二十四年一元化法附則第四十九条第一号の規定によりその例によるものとされる国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号。以下この号において「国の施行法」という。）第五十四条の規定により国の施行法第三条の二第二項に規定する国等、同項に規定する郵政会社等、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会及び国の施行法第五十四条第三項に規定する法人が負担する追加費用（第三項において「国の施行法による追加費用」という。）（第二号に掲げる費用を除く。）

六 平成二十四年一元化法附則第七十五条第一号の規定によりその例によるものとされる地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下この号において「地方の施行法」という。）第九十六条及び第九十七条の規定により国、地方公共団体、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、地方の施行法第九十六条第三項に規定する法人及び地方公務員等共済組合法第四百四十四条の三第一項に規定する団体が負担する追加費用（第三項において「地方の施行法による追加費用」という。）（第三号に掲げる費用を除く。）

七 平成二十四年一元化法附則第四十九条第四号の規定により国等が負担する費用（第二号に掲げる費用を除く。）

八 平成二十四年一元化法附則第七十五条第四号の規定により国及び地方公共団体が負担する費用（第三号に掲げる費用を除く。）

九 昭和六十年私学共済改正法附則第六条第一項の規定により国が補助する費用（第四号に掲げる費用を除く。）

十 昭和三十六年私学共済改正法附則第七項の規定により日本私立学校振興・共済事業団が負担する費用（日本私立学校振興・共済事業団法附則第十二条の規定により同法第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定から同項第三号の経理に係る勘定に繰り入れられる額に相当する費用に限る。）

2 前項第二号から第四号までに掲げる費用（以下「職域加算相当費用」という。）の額は、実施機関ごとの、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ各年度における当該給付に要する費用の総額（地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会が支給する当該給付に要する費用の総額を合算した額）に当該年度における当該給付に係る職域相当

率（実施機関ごとに、当該給付のうち年金たる給付に係るものにあつては、当該年度の九月三十日における当該給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。以下この項において同じ。）の受給権者に係る当該給付の額のうち次の各号（第四号及び第十一号を除く。）に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額を当該給付の額の総額で除して得た率とし、当該給付のうち一時金である給付に係るものにあつては、当該年度の十月一日前一年間に支給された当該給付の額のうち第四号及び第十一号に掲げる給付の区分に応じ、第四号及び第十一号に定める額の合算額を当該期間に支給された当該給付の額の総額で除して得た率とする。以下この条において同じ。）を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を合算した額とする。

- 一 退職共済年金（前条第五号及び第九号に掲げる退職共済年金を除く。以下この条において同じ。）各受給権者について算定したなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、退職共済年金の額のうちなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する

例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額

二 障害共済年金（前条第四号及び第八号に規定する公務等による障害共済年金並びに同条第五号及び第九号に掲げる障害共済年金を除く。以下この条において同じ。） 各受給権者について算定したなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額、障害共済年金の額のうちなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額

三 遺族共済年金（前条第四号及び第八号に規定する公務等による遺族共済年金並びに同条第五号及び第九号に掲げる遺族共済年金を除く。以下この条において同じ。） 各受給権者について算定したなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額、遺族共済年金の額のうちなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六

条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額

四 障害一時金 平成二十四年一元化法附則第三十二条第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）においてその例によることとされる平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十七条の七第二号の規定の例により計算した額の百分の二百に相当する額又は平成二十四年一元化法附則第五十六条第一項においてその例によることとされる平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第九十八条第二号の規定の例により計算した額の百分の二百に相当する額

五 退職年金 各受給権者（旧国家公務員等共済組合法第二百一十一条第一項第二号又は旧地方公務員等共済組合法第三百三十七条第一項第二号の規定によりその額が算定された退職年金の受給権者を除く。）について算定した昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十五条第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は昭和六十年地方公務員共

済改正法附則第四十三条第一項及び第二項の規定の例により計算した額の百十分の十に相当する額

六 減額退職年金 各受給権者（旧国家公務員等共済組合法第二百一十一条第一項第二号又は旧地方公務員等共済組合法第三百三十七条第一項第二号の規定によりその額が算定された減額退職年金の受給権者を除く。）について算定した昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十七条第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は昭和六十年地方公務員共済改正法附則第四十五条第一項の規定の例により計算した額の百十分の十に相当する額

七 通算退職年金 各受給権者（旧国家公務員等共済組合法第二百一十一条第一項第二号又は旧地方公務員等共済組合法第三百三十七条第一項第二号の規定によりその額が算定された通算退職年金の受給権者を除く。）について算定した昭和六十年国家公務員共済改正法附則第四十条（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は昭和六十年地方公務員共済改正法附則第四十六条の規定の例により計算した額の百十分の十に相当する額

八 障害年金（前条第四号及び第八号に規定する障害年金を除く。） 各受給権者（旧国家公務員等共済組合法第二百一十一条第二項第二号又は旧地方公務員等共済組合法第三百三十七条第二項第二号の規定

によりその額が算定された障害年金の受給権者を除く。）について算定した昭和六十年国家公務員共済改正法附則第四十二条第二項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は昭和六十年地方公務員共済改正法附則第四十八条第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定の例により計算した額の百十分の十に相当する額

九 遺族年金（前条第四号及び第八号に規定する遺族年金を除く。）各受給権者（旧国家公務員等共済組合法第二百一十一条第一項第二号若しくは第二項第二号又は旧地方公務員等共済組合法第三百三十七条第一項第二号若しくは第二項第二号の規定によりその額が算定された遺族年金の受給権者を除く。）について算定した昭和六十年国家公務員共済改正法附則第四十六条第一項第二号、第三号若しくは第四号（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）又は昭和六十年地方公務員共済改正法附則第五十一条第二号、第三号若しくは第四号の規定の例により計算した額の百十分の十に相当する額

十 通算遺族年金 各受給権者（旧国家公務員等共済組合法第二百一十一条第二号又は旧地方公務員等共済組合法第三百三十七条第二号の規定によりその額が算定された通算遺族年金の受給権者

を除く。)について算定した昭和六十年国家公務員共済改正法附則第四十七条(私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)又は昭和六十年地方公務員共済改正法附則第六十条の規定の例により計算した額の百十分の十に相当する額

十一 前条第六号又は第十号に掲げる給付 当該給付の額の百十分の十に相当する額

十二 恩給財団年金等 恩給財団年金等の額の百十分の十に相当する額

3 第一項第五号及び第六号に掲げる費用の額は、実施機関(法第八十四条の三に規定する実施機関(日本私立学校振興・共済事業団を除く。))をいう。)ごとに、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額とする。

一 退職共済年金 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

二 障害共済年金 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額にそれぞれ一から職域相当率を控

除した率を乗じて得た額

三 障害一時金 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

四 遺族共済年金 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

五 退職年金 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

六 減額退職年金 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

七 通算退職年金 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

八 障害年金 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

九 遺族年金 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

十 通算遺族年金 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

十一 前条第五号又は第九号に掲げる給付 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に

係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額

十二 前条第六号又は第十号に掲げる給付 国の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に

係る部分の額又は地方の施行法による追加費用のうち当該給付に要する費用に係る部分の額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

4 第一項第七号から第九号までに掲げる費用の額は、実施機関ごとに、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額とする。

一 退職共済年金 イに掲げる額とロに掲げる額を合算した額

イ 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号。

以下この項において「平成二十七年国共済改正政令」という。）第二条の規定による改正前の国家

公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政

令第五十六号。以下この項において「昭和六十一年国共済経過措置政令」という。）第六十七条第

一項から第四項までの規定の例により計算した額（同条第三項第一号から第三号までに掲げる給付

に係る額を合算した額に限る。）に同条第五項に定める割合を乗じて得た額、地方公務員等共済組

合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号。以下この項において「平成二十七年地共済改正政令」という。）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号。以下この項において「昭和六十一年地共済経過措置政令」という。）第七十九条第一項から第四項までの規定の例により計算した額（同条第三項第一号から第三号までに掲げる給付に係る額を合算した額に限る。）に同条第五項に定める割合を乗じて得た額又は私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十六号。以下「昭和六十一年私学共済改正政令」という。）附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額（昭和六十一年私学共済改正政令附則第十五項第七号から第九号までに掲げる給付に係る額を合算した額に限る。）に昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

ロ 平成二十七年国共済改正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年国共済経過措置政令第六十八条の規定の例により計算した額の四分の一に相当する額、平成二十七年地共済改正政令第二条

の規定による改正前の昭和六十一年地共済経過措置政令第八十条の規定の例により計算した額の四分の一に相当する額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十九項から第二十一項までの規定により計算した額（退職共済年金に係る額に限る。）の四分の一に相当する額

- 二 障害共済年金 平成二十七年国共済改正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年国共済経過措置政令第六十七条第一項から第四項までの規定の例により計算した額（同条第三項第四号に掲げる給付に係る額に限る。）に同条第五項に定める割合を乗じて得た額、平成二十七年地共済改正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第一項から第四項までの規定の例により計算した額（同条第三項第四号に掲げる給付に係る額に限る。）に同条第五項に定める割合を乗じて得た額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額（昭和六十一年私学共済改正政令附則第十五項第十号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

- 三 障害一時金 平成二十七年国共済改正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年国共済経過措

置政令第六十七条第一項から第四項までの規定の例により計算した額（同条第三項第五号に掲げる給付に係る額に限る。）に同条第五項に定める割合を乗じて得た額、平成二十七年地共済改正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第一項から第四項までの規定の例により計算した額（同条第三項第五号に掲げる給付に係る額に限る。）に同条第五項に定める割合を乗じて得た額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額（昭和六十一年私学共済改正政令附則第十五項第十一号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

四 遺族共済年金 平成二十七年国共済改正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年国共済経過措置政令第六十七条第一項から第四項までの規定の例により計算した額（同条第三項第六号に掲げる給付に係る額に限る。）に同条第五項に定める割合を乗じて得た額、平成二十七年地共済改正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第一項から第四項までの規定の例により計算した額（同条第三項第六号に掲げる給付に係る額に限る。）に同条第五項に定める割

合を乗じて得た額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額（昭和六十一年私学共済改正政令附則第十五項第十二号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

五 退職年金 イに掲げる額とロに掲げる額を合算した額

イ 昭和六十一年国共済経過措置政令第七十条の規定の例により計算した額（同条第三項第一号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年国共済経過措置政令第六十七条第五項に定める割合を乗じて得た額、昭和六十一年地共済経過措置政令第八十四条の規定の例により計算した額（同条第三項第一号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第五項に定める割合を乗じて得た額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額（昭和六十一年私学共済改正政令附則第十五項第十四号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

ロ 昭和六十一年国共済経過措置政令第七十一条の規定の例により計算した額（退職年金に係る額に限る。）の四分の一に相当する額、昭和六十一年地共済経過措置政令第八十五条の規定の例により計算した額（退職年金に係る額に限る。）の四分の一に相当する額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十九項から第二十一項までの規定により計算した額（退職年金に係る額に限る。）の四分の一に相当する額

六 減額退職年金 イに掲げる額とロに掲げる額を合算した額

イ 昭和六十一年国共済経過措置政令第七十条の規定の例により計算した額（同条第三項第三号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年国共済経過措置政令第六十七条第五項に定める割合を乗じて得た額、昭和六十一年地共済経過措置政令第八十四条の規定の例により計算した額（同条第三項第三号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第五項に定める割合を乗じて得た額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額（昭和六十一年私学共済改正政令附則第十五項第十五号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額にそれぞれ

れ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

ロ 昭和六十一年国共済経過措置政令第七十一条の規定の例により計算した額（減額退職年金に係る額に限る。）の四分の一に相当する額、昭和六十一年地共済経過措置政令第八十五条の規定の例により計算した額（減額退職年金に係る額に限る。）の四分の一に相当する額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十九項から第二十一項までの規定により計算した額（減額退職年金に係る額に限る。）の四分の一に相当する額

七 通算退職年金 イに掲げる額とロに掲げる額を合算した額

イ 昭和六十一年国共済経過措置政令第七十条の規定の例により計算した額（同条第三項第四号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年国共済経過措置政令第六十七条第五項に定める割合を乗じて得た額、昭和六十一年地共済経過措置政令第八十四条の規定の例により計算した額（同条第三項第四号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第五項に定める割合を乗じて得た額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額（昭和六十一年私学共済改正政令附則第十五項第十六号に掲げる給付に係る

額に限る。)に昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

ロ 昭和六十一年国共済経過措置政令第七十一条の規定の例により計算した額(通算退職年金に係る額に限る。)の四分の一に相当する額、昭和六十一年地共済経過措置政令第八十五条の規定の例により計算した額(通算退職年金に係る額に限る。)の四分の一に相当する額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十九項から第二十一項までの規定により計算した額(通算退職年金に係る額に限る。)の四分の一に相当する額

八 障害年金 昭和六十一年国共済経過措置政令第七十条の規定の例により計算した額(同条第三項第五号に掲げる給付に係る額に限る。)に昭和六十一年国共済経過措置政令第六十七条第五項に定める割合を乗じて得た額、昭和六十一年地共済経過措置政令第八十四条の規定の例により計算した額(同条第三項第五号に掲げる給付に係る額に限る。)に昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第五項に定める割合を乗じて得た額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額(昭和六十一年私学共済改正政令附則第十五項第十七号に掲げる給付に係る額

に限る。）に昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

九 遺族年金 昭和六十一年国共済経過措置政令第七十条の規定の例により計算した額（同条第三項第六号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年国共済経過措置政令第六十七条第五項に定める割合を乗じて得た額、昭和六十一年地共済経過措置政令第八十四条の規定の例により計算した額（同条第三項第六号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第五項に定める割合を乗じて得た額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額（昭和六十一年私学共済改正政令附則第十五項第十八号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

十 通算遺族年金 昭和六十一年国共済経過措置政令第七十条の規定の例により計算した額（同条第三項第八号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年国共済経過措置政令第六十七条第五項に定める割合を乗じて得た額、昭和六十一年地共済経過措置政令第八十四条の規定の例により計算した額

(同条第三項第八号に掲げる給付に係る額に限る。)に昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第五項に定める割合を乗じて得た額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額(昭和六十一年私学共済改正政令附則第十五項第十九号に掲げる給付に係る額に限る。)に昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

十一 前条第五号又は第九号に掲げる給付 平成二十七年国共済改正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年国共済経過措置政令第六十七条第一項から第四項までの規定の例により計算した額(同条第三項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる給付に係る額に限る。)に同条第五項に定める割合を乗じて得た額又は平成二十七年地共済改正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第一項から第四項までの規定の例により計算した額(同条第三項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる給付に係る額に限る。)に同条第五項に定める割合を乗じて得た額

十二 前条第六号又は第十号に掲げる給付 昭和六十一年国共済経過措置政令第七十条の規定の例により計算した額(同条第三項第九号に掲げる給付に係る額に限る。)に昭和六十一年国共済経過措置政

令第六十七条第五項に定める割合を乗じて得た額、昭和六十一年地共済経過措置政令第八十四条の規定の例により計算した額（同条第三項第九号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第五項に定める割合を乗じて得た額又は昭和六十一年私学共済改正政令附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額（昭和六十一年私学共済改正政令附則第十五項第二十号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額にそれぞれ一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

十三 恩給財団年金等 昭和六十一年私学共済改正政令附則第十三項から第十六項までの規定により計算した額（昭和六十一年私学共済改正政令附則第十五項第二十一号に掲げる給付に係る額に限る。）に昭和六十一年私学共済改正政令附則第十八項に定める割合を乗じて得た額に一から職域相当率を控除した率を乗じて得た額

第四条の二の五 厚生年金保険の管掌者たる政府は、毎年度、当該年度における実施機関に係る交付金の見込額を、厚生労働省令で定めるところにより、当該実施機関に対して交付するものとする。

2 前項の交付金の見込額は、各年度につき、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により定めた交付金の見込額が当該年度における法の規定による保険給付及び第四条の二の三各号に掲げる給付（法第八十四条の三に規定する厚生年金保険給付費等に係る部分に限る。以下この項、第四条の二の七及び第四条の二の十一第三項において同じ。）の支払状況に照らして過少であることが明らかであり、かつ、当該年度における当該法の規定による保険給付及び第四条の二の三各号に掲げる給付に支障が生ずると認めるときは、第一項の交付金の見込額を変更することができる。

4 前項の規定により厚生労働大臣が交付金の見込額を変更したときは、厚生年金保険の管掌者たる政府は、実施機関に係る変更後の交付金の見込額から当該実施機関に係る第二項の規定により厚生労働大臣が定めた交付金の見込額を控除して得た額の交付金を、厚生労働省令で定めるところにより、当該実施機関に対して交付しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第一項及び前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

6 厚生労働大臣は、第二項の規定により第一項の交付金の見込額を定めるとき、又は第三項の規定によ

り第一項の交付金の見込額を変更しようとするときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

第四条の二の六 厚生年金保険の管掌者たる政府は、毎年度において前条第一項又は第四項の規定により実施機関に対して交付した交付金の見込額を合算した額が第四条の二の四の規定により計算した当該年度における当該実施機関に係る交付金の額に満たないときは、厚生労働省令で定めるところにより、その満たない額を翌々年度までに当該実施機関に対して交付するものとする。

2 実施機関は、毎年度において前条第一項又は第四項の規定により交付を受けた交付金の見込額を合算した額が第四条の二の四の規定により計算した当該年度における当該実施機関に係る交付金の額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その超える額を厚生年金保険の管掌者たる政府が翌々年度までに当該実施機関に交付すべき交付金に充当し、なお残余があるときは、返還しなければならない。

3 厚生労働大臣は、前二項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

(地方公務員共済組合の交付金の交付)

第四条の二の七 地方公務員共済組合連合会は、総務省令で定めるところにより、当該連合会を組織する各地方公務員共済組合（構成組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会。以下この条、第四条の二の十三及び第八条の八第二項第一号において同じ。）に対し、交付金のうち当該地方公務員共済組合が支給する法の規定による保険給付及び第四条の二の三各号に掲げる給付に係る部分に相当する額を交付するものとする。

(被保険者に係る標準報酬の総額の算定方法)

第四条の二の八 法第八十四条の六第三項第一号に規定する実施機関における標準報酬の総額は、実施機関ごとに算定した各年度の各月の末日における当該実施機関の同号に規定する組合員たる被保険者又は私立学校教職員共済制度の加入者たる被保険者の標準報酬（法第二十八条に規定する標準報酬をいう。次項において同じ。）の合計額の総額とする。

2 法第八十四条の六第三項第一号に規定する厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬の総額として政令で定めるところにより算定した額は、各年度の各月の末日における被保険者の標準報酬の合計額の総額

とする。

(法第八十四条の六第三項第二号の政令で定めるもの)

第四条の二の九 法第八十四条の六第三項第二号に規定する政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十五号)第十四条第一項(私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合及び私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)若しくは第四十条第一項(同令第十四条第一項(私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合及び私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)若しくは私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)若しくはは平成二十四年一元化法附則第六十三条第一項(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保

険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第六十四条第一項（同令第十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の十二第一項若しくは第十二条の十三（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の十二第一項又は第十二条の十三の規定を適用する場合を含む。）若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十八条の二第一項若しくは第二十八条の三の規定による返還金

二 平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第九条第一号に規定する

免除保険料額に相当する額

(法第八十四条の六第四項第一号の厚生年金勘定の積立金に相当する政令で定めるもの)

第四条の二の十 法第八十四条の六第四項第一号に規定する厚生年金勘定の積立金に相当するものとして政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 全ての存続厚生年金基金及び平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）が解散した場合に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金が増加する額に相当する額として算定した金額（平成二十五年改正法附則第二十八条第三項に規定する清算未了特定基金が同項若しくは平成二十五年改正法附則第三十一条第二項の規定により納付を猶予されている平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法附則第三十条に規定する責任準備金相当額又は平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法附則第三十三条第三項に規定する減額責任準備金相当額のうちまだ徴収されていない金額を含む。）

- 二 平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成七年法律第六十号）第六条第二項、平成八年度における財政運営のための公債の発行の特例

等に関する法律（平成八年法律第四十一号）第三条第二項、平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成九年法律第二十七号）第三条第二項及び平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十年法律第三十五号）第三条第二項の規定により一般会計から年金特別会計の厚生年金勘定へ繰り入れるべき金額（これらの規定により既に繰り入れられた金額を除く。）に相当する金額

三 独立行政法人福祉医療機構の資本金（独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第五項に規定する承継債権管理回収勘定に属するものであつて、年金特別会計の厚生年金勘定に係るものに限る。）に相当する金額

（実施機関に係る拠出金の納付）

第四条の二の十一 各実施機関は、毎年度、概算拠出金（当該年度における拠出金算定対象額（法第八十条の六第一項に規定する拠出金算定対象額をいう。以下同じ。）の見込額に当該年度における当該実施機関に係る同項第一号に規定する標準報酬按分率の見込値（以下「概算標準報酬按分率」という。）を乗じて得た額と、当該年度における拠出金算定対象額の見込額に当該実施機関に係る同項第二号に規

定する積立金按分率の見込値（以下「概算積立金按分率」という。）を乗じて得た額とを合算して得た額の拠出金（法第八十四条の五第一項に規定する拠出金をいう。以下同じ。）をいう。第四項において同じ。）を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生年金保険の管掌者たる政府に納付しなければならぬ。

2 前項の拠出金算定対象額の見込額並びに概算標準報酬按分率及び概算積立金按分率は、各年度につき、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により定めた拠出金算定対象額の見込額が当該年度における法の規定による保険給付及び第四条の二の三各号に掲げる給付の支払状況に照らして過少であることが明らかであり、かつ、当該年度における当該法の規定による保険給付及び同条各号に掲げる給付に支障が生ずると認めるときは、第一項の拠出金算定対象額の見込額を変更することができる。

4 前項の規定により厚生労働大臣が拠出金算定対象額の見込額を変更したときは、各実施機関は、変更後の拠出金算定対象額の見込額に第二項の規定により厚生労働大臣が定めた当該年度における当該実施機関に係る概算標準報酬按分率を乗じて得た額と、変更後の拠出金算定対象額の見込額に同項の規定に

より厚生労働大臣が定めた当該年度における当該実施機関に係る概算積立金按分率を乗じて得た額とを合算して得た額から、概算拠出金の額を控除して得た額の拠出金を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生年金保険の管掌者たる政府に納付しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第一項及び前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

6 厚生労働大臣は、第二項の規定により第一項の拠出金算定対象額の見込額並びに概算標準報酬按分率及び概算積立金按分率を定めるとき、又は第三項の規定により第一項の拠出金算定対象額の見込額を変更しようとするときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

第四条の二の十二 実施機関は、毎年度において前条第一項又は第四項の規定により納付した拠出金の額を合算した額が法第八十四条の六第一項の規定により計算した当該年度における拠出金の額に満たないときは、厚生労働省令で定めるところにより、その満たない額の拠出金を翌々年度までに厚生年金保険の管掌者たる政府に納付しなければならない。

2 厚生年金保険の管掌者たる政府は、毎年度において実施機関が前条第一項又は第四項の規定により納

付した拠出金の額を合算した額が法第八十四条の六第一項の規定により計算した当該年度における拠出金の額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その超える額を翌々年度までに前条第一項の規定により当該実施機関が納付すべき拠出金に充当し、なお残余があるときは、還付するものとする。

3 厚生労働大臣は、前二項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しななければならない。

(地方公務員共済組合の拠出金の負担)

第四条の二の十三 法第八十四条の七の規定による地方公務員共済組合の負担は、総務省令で定めるところにより、当該年度における法第八十四条の六の規定により計算した地方公務員共済組合連合会に係る拠出金の額と当該年度において当該連合会が納付する基礎年金拠出金保険料相当分(法第八十四条の五第二項に規定する基礎年金拠出金保険料相当分をいう。以下この項及び第八条の八第二項第一号において同じ。)を合算した額に、それぞれ次に掲げる率を乗じて得た額の合計額から、当該地方公務員共済組合が負担する基礎年金拠出金保険料相当分を控除した額について行う。

一 組合の標準報酬按分率

二 組合の積立金按分率

2 前項第一号の組合の標準報酬按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

一 地方公務員共済組合ごとに、当該年度における当該地方公務員共済組合の組合員（全国市町村職員共済組合連合会にあつては、構成組合の組合員）たる被保険者に係る標準報酬の総額として第四条の二の八第一項の規定の例により算定した額を、当該年度における第三号厚生年金被保険者に係る標準報酬の総額として同条第二項の規定の例により算定した額で除して得た率を基準として、総務省令で定めるところにより、地方公務員共済組合ごとに算定した率

二 保険料財源比率（法第八十四条の六第三項第二号に規定する保険料財源比率をいう。次項第二号において同じ。）

3 第一項第二号の組合の積立金按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

一 地方公務員共済組合ごとに、当該年度の前年度における法第八十四条の六第四項第一号に規定する実施機関の積立金額を、当該年度の前年度における地方公務員共済組合及び地方公務員共済組合連合

会の同号に規定する実施機関の積立金額の総額で除して得た率を基準として、総務省令で定めるところにより、地方公務員共済組合ごとに算定した率

二 一から保険料財源比率を控除した率

(実施機関が行う事務)

第四条の二の十四 法第二条の五第一項各号に定める実施機関のうち、一の号に定める実施機関（以下この条において「一の号に定める実施機関」という。）は、主務省令で定めるところにより、同項の規定により他の同項各号に定める実施機関（次項において「他の各号に定める実施機関」という。）が行うこととされている法及び法に基づく又は法を実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）の規定による申請、請求、申出及び届出（当該一の号に定める実施機関に対してされたものに限る。以下この条において「申請等」という。）の受理及び当該申請等に係る事実についての審査に関する事務を行うものとする。

2 一の号に定める実施機関を所管する大臣は、前項に規定する主務省令を定めるときは、他の各号に定める実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

(主務省令)

第四条の二の十五 法第百条の三の三第二項及び前条第一項に規定する主務省令は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める命令とする。

一 法第二条の五第一項第一号に定める者 厚生労働省令

二 法第二条の五第一項第二号に定める者 財務省令

三 法第二条の五第一項第三号に定める者 内閣府令・総務省令・文部科学省令

四 法第二条の五第一項第四号に定める者 文部科学省令

第五条第四号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

第五条第五号中「地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

第五条第六号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち」に改める。

第六条第二項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、「から第三号まで及び第七号」及び「、同条第四号から第六号までに掲げる給付に係る制度の加入状況につき当該制度の管掌機関に対し」を削る。

第六条の六を第六条の七とする。

第六条の五第四号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

第六条の五第五号中「地方公務員等共済組合法による障害共済年金」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

第六条の五第六号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち」に改め、同条を第六条の六とする。

第六条の四を第六条の五とし、第六条の三を第六条の四とし、第六条の二を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

(特定警察職員等の範囲)

第六条の二 法附則第七条の三第一項第四号に規定する政令で定める階級は、警察官にあつては警部と、皇宮護衛官にあつては皇宮警部と、消防吏員にあつては消防司令と、常勤の消防団員にあつては副団長とする。

2 法附則第七条の三第一項第四号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員（これらの者のうち前項に規定する階級以下の階級である者に限る。以下この号及び次号において「特定階級職員」という。）であつた者で、その者の事情によらないで、引き続き特定階級職員以外の職員（地方公務員等共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員をいい、同法の規定により当該職員とみなされて同法の規定が適用される者を含む。）となり、更に引き続いて特定階級職員となり、法附則第八条各号のいずれにも該

当するに至つたもの又は被保険者の資格を喪失したもののうち、前後の特定階級職員であつた期間を合算した期間が二十年以上となる者

二 昇任により特定階級職員以外の警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員となつた日において、法附則第八条各号のいずれにも該当するに至つた者又は被保険者の資格を喪失した者で、当該昇任がなかつたとしたならば当該日まで引き続き二十年以上特定階級職員として在職していたこととなるもの

第七条の見出し中「百円」を「一元」に改め、同条中「五十円」を「五十銭」に、「百円」を「一元」に改める。

第八条の二の見出し中「百円」を「一元」に改め、同条中「五十円」を「五十銭」に、「百円」を「一元」に改める。

第八条の二の六及び第八条の二の七を削り、第八条の二の八を第八条の二の六とする。

第八条の三から第八条の八までを次のように改める。

(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金の支給の繰上げの特例の適用に

関する読替え等)

第八条の三 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、法附則第七条の三の規定を適用する場合には、同条第一項中「老齡厚生年金」とあるのは「老齡厚生年金（第三号に該当する者については第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金に限り、第四号に該当する者については第三号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金に限る。）」と、同条第六項中「第四十四条及び」とあるのは「厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十三第一項の規定により読み替えられた第四十四条及び」と、「第四十四条第一項」とあるのは「同令第三条の十三第一項の規定により読み替えられた第四十四条第一項」と、「附則第七条の三第三項の規定による老齡厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時（）」とあるのは「当該一の期間に基づく附則第七条の三第三項の規定による老齡厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時（）」と、「又は附則第七条の三第五項」とあるのは「若しくは附則第七条の三第五項」と、「により当該」とあるのは「若しくは第七十八条の二十二に規定する他の期間に基づく老齡厚生年金の受給権を取得したことにより当該」と、「」とあるのは「附則第七条の三第三項の規定による老齡厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時」とあるのは「胎児

」とあるのは「第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち同条に規定する一の期間に基づく附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時胎児」と、「子は、受給権者がその権利を取得した」とあるのは「子は、一の期間に基づく附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した」と、第六条の三中「厚生年金保険の」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に係る」とする。

2 前項の場合（法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳未満である場合に限る。）における法第七十八条の二十九の規定により読み替えられた法第四十六条第一項の規定の適用については、同項中「各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額」とあるのは、「各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額」（当該老齢厚生年金について、在職支給停止規定（老齢厚生年金の受給権者が第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者でないものとした場合に当該受給権者が附則第十一条第一項に規定する被保険者等である日が属する月において適用される同項その他の当該老齢厚生年金の支給の停止に関する規定をいう。）により支給を停止する額を計算する場合におい

て、その計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する額に限る。」とする。

(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金の基本手当等との調整の特例の適用に関する読替え)

第八条の四 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に支給する法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金について、法附則第十九条の規定により法附則第七条の四及び第七条の五の規定を適用する場合には、法附則第十九条の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>附則第七条の四 第二項第二号</p>	<p>について、</p>	<p>について、厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令 第一百十号）第八条の三第二項の規定により読み替えら れた</p>
<p>附則第七条の五 第一項</p>	<p>附則第七条の三第三項 であつて、</p>	<p>各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく 附則第七条の三第三項 であつて、厚生年金保険法施行令第八条の三第二項の</p>

	できるときは、	当該老齢厚生年金	につき	これら	雇用保険法第六十一条第一項第二号	同じ。)
規定により読み替えられた	できるときは、厚生年金保険法施行令第八条の三第二項の規定により読み替えられた	当該一の期間に基づく老齢厚生年金	につき同令第八条の三第二項の規定により読み替えられた	同項	同法第六十一条第一項第二号	同じ。)に同令第八条の三第二項の規定により読み替えられた第七十八条の二十九の規定により読み替えられた第四十六条第一項の規定による当該一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額

		附則第七条の五			
		第二項			
老齢厚生年金の額以上	額に	附則第七条の三第三項	老齢厚生年金の全部	老齢厚生年金の額以上	
当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額以上	月額で除して得た数を乗じて得た額に	附則第七条の三第三項	当該一の期間に基づく老齢厚生年金の全部	当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額以上	を十二で除して得た額を同項の規定による基本月額で除して得た数を乗じて得た額
		額に厚生年金保険法施行令第八条の三第二項の規定により読み替えられた第七十八条の二十九の規定により読み替えられた第四十六条第一項の規定による一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を同項の規定による基本月額で除して得た数を乗じて得た額に			

老齡厚生年金の全部

当該一の期間に基づく老齡厚生年金の全部

2 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく法附則第七条の三第三項の規定による老齡厚生年金の受給権者に存続厚生年金基金が支給する法附則第七条の六第一項に規定する老齡年金給付（以下「老齡年金給付」という。）について同条の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項から第三項まで	附則第七条の三第三項	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第七条の三第三項
第四項	附則第七条の三第三項	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第七条の三第三項
	老齡厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は	老齡厚生年金

	<p>第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。</p>	<p>第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金がその</p>
<p>第四項第一号</p>	<p>当該老齢厚生年金</p>	<p>当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金</p>
<p>第四項第二号</p>	<p>当該老齢厚生年金</p>	<p>当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金</p>
<p>第五項</p>	<p>附則第七条の三第三項</p>	<p>各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第七条の三第三項</p>

第五項第一号	当該老齡厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金
第五項第二号	老齡厚生年金	第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金

3

二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく法附則第七条の三第三項の規定による老齡厚生年金の受給権者である平成二十五年改正法附則第三十六条第一項に規定する解散基金加入員（第八条の六第四項において「解散基金加入員」という。）に存続連合会が支給する法附則第七条の七第一項に規定する解散基金に係る老齡年金給付（以下「解散基金に係る老齡年金給付」という。）について同条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項及び第二項	附則第七条の三第三項	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第七条の三第三項
第三項及び第四項	附則第七条の三第三項	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第七条の三第三項
老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）	老齢厚生年金	
当該老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金	

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る特例による老齢厚生年金の特例の適用に関する読替え等）

第八条の五 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、法附則第八条（法附則第八条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、当該者の各号の厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金ごとに法附則第八条の二の規定を適用する。この場合において、同条第三項中「同条第一号」とあるのは「同条中「老齡厚生年金」とあるのは「第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金」と、同条第四項中「同条第一号」とあるのは「同条中「老齡厚生年金」とあるのは「第三号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金」と、同条第一号」と、「それぞれ」とあるのは「それぞれ」とする。

2 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて、法附則第八条の規定による老齡厚生年金の受給権者であるものについて、法附則第九条の二から第九条の四まで及び第十一条から第十一条の六までの規定を適用する場合には、法附則第二十条第二項の規定により読み替えられた法附則第十条第一項中「次条第一項」とあるのは「以下この項、次条第一項」と、「各号の厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金の額」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金の額」（当該老齡厚生年金について、在職支給停止規定（老齡厚生年金の受給権者が二以上の種別の被保険者で

あつた期間を有する者でないものとした場合に当該受給権者が被保険者等である日が属する月において適用される第四十六条第一項その他の当該老齢厚生年金の支給の停止に関する規定をいう。）により支給を停止する額を計算する場合において、その計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する額に限る。）とする。

3 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十一条の 二第二項	附則第八条	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく 附則第八条
当該老齢厚生年金	当該一の期間に基づく老齢厚生年金	当該一の期間に基づく老齢厚生年金
第四項において を十二	次項各号及び第四項において 及び他の期間に基づく老齢厚生年金の額（当該他の期 間に基づく老齢厚生年金について、在職支給停止規定 （老齢厚生年金の受給権者が二以上の種別の被保険者	次項各号及び第四項において 及び他の期間に基づく老齢厚生年金の額（当該他の期 間に基づく老齢厚生年金について、在職支給停止規定 （老齢厚生年金の受給権者が二以上の種別の被保険者

	附則第十一条の 二第二項			附則第十一条の
	障害者・長期加入者	当該老齢厚生年金	老齢厚生年金の額	老齢厚生年金の全部
<p> であつた期間を有する者でないものとした場合に当該 受給権者が被保険者等である日が属する月において適 用される第四十六条第一項その他の当該老齢厚生年金 の支給の停止に関する規定をいう。）により支給を停 止する額を計算する場合において、その計算の基礎と なる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する額に限 る。以下同じ。）を合算して得た額を十二 </p>	<p> 各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく 障害者・長期加入者 </p>	<p> 当該一の期間に基づく老齢厚生年金 </p>	<p> 当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額 </p>	<p> 当該一の期間に基づく老齢厚生年金の全部 </p>
	控除して得た額			控除して得た額

<p>二第二項第一号 及び第二号</p>	<p>総報酬月額相当額に</p>	<p>に係る報酬比例部分の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額</p>
<p>附則第十一条の 二第二項第三号</p>	<p>乗じて得た額</p>	<p>乗じて得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金に係る報酬比例部分の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額</p>
<p>附則第十一条の</p>	<p>控除して得た額</p>	<p>控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金に係る報酬比例部分の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額</p>
<p>三第一項</p>	<p>附則第八条</p>	<p>各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第八条</p>

	<p>老齢厚生年金の額</p> <p>を十二</p> <p>当該老齢厚生年金</p> <p>老齢厚生年金の全部</p>	<p>当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額</p> <p>及び他の期間に基づく老齢厚生年金の額を合算して得た額を十二</p> <p>当該一の期間に基づく老齢厚生年金</p> <p>当該一の期間に基づく老齢厚生年金の全部</p>
<p>附則第十一条の 三第一項第一号 及び第二号</p>	<p>控除して得た額</p>	<p>控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額</p>
<p>附則第十一条の 三第一項第三号</p>	<p>総報酬月額相当額に</p>	<p>総報酬月額相当額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額に</p>
<p>附則第十一条の 三第一項第四号</p>	<p>乗じて得た額</p>	<p>乗じて得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を</p>

	控除して得た額	乗じて得た額
附則第十一条の 四第二項	坑内員・船員 当該老齡厚生年金	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく 坑内員・船員 当該一の期間に基づく老齡厚生年金
五 附則第十一条の	附則第八条 附則第十一条から第十二条の三まで又は	附則第八条 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号） 第八条の五第二項の規定により読み替えられた附則第十二条第二項の規定により読み替えられた附則第十二条又は同令第八条の五第三項の規定により読み替えら

		<p>れた附則第十一条の二、第十一条の三若しくは</p>
<p>附則第十一条の 六第一項</p>	<p>附則第八条</p>	<p>各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく 附則第八条</p>
<p>当該老齢厚生年金</p>	<p>当該一の期間に基づく老齢厚生年金</p>	<p>当該一の期間に基づく老齢厚生年金につき、附則第十</p>
<p>十二</p>	<p>当該一の期間に基づく老齢厚生年金につき、附則第十</p>	<p>一条の規定を適用した場合における当該一の期間に基</p>
		<p>づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を同条第</p>
		<p>一項の規定による基本月額で除して得た数又は当該一</p>
		<p>の期間に基づく老齢厚生年金につき附則第十一条の二</p>
		<p>の規定を適用した場合における同条第一項の規定によ</p>
		<p>る当該一の期間に基づく老齢厚生年金に係る報酬比例</p>
		<p>部分の額を十二で除して得た額を同項の規定による基</p>
		<p>本月額で除して得た数を乗じて得た額に十二</p>

附則第十一條の					六第二項	附則第十一條の		
	坑内員・船員の老齡厚生	老齡厚生年金の全部	老齡厚生年金の額	老齡厚生年金の額			坑内員・船員の老齡厚生年金	老齡厚生年金の全部
	坑内員・船員の老齡厚生	老齡厚生年金の全部	老齡厚生年金の額	老齡厚生年金の額	十二	当該老齡厚生年金	老齡厚生年金の全部	老齡厚生年金の額以上
	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく	当該一の期間に基づく老齡厚生年金の全部	当該一の期間に基づく老齡厚生年金の額	当該一の期間に基づく老齡厚生年金の額を十二で除して得た額を同項の規定による基本月額で除して得た数を乗じて得た額に十二		当該一の期間に基づく老齡厚生年金	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく坑内員・船員の老齡厚生年金	当該一の期間に基づく老齡厚生年金の額以上
				一の期間に基づく老齡厚生年金の額を十二で除して得た額を同項の規定による基本月額で除して得た数を乗じて得た額に十二		当該一の期間に基づく老齡厚生年金	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく坑内員・船員の老齡厚生年金	当該一の期間に基づく老齡厚生年金の額以上

六第四項

年金	当該老齡厚生年金	規定により	十二	老齡厚生年金の額
坑内員・船員の老齡厚生年金	当該一の期間に基づく老齡厚生年金	規定により当該一の期間に基づく老齡厚生年金に係る	当該一の期間に基づく老齡厚生年金につき附則第十一条の四第二項及び第三項の規定を適用した場合における当該一の期間に基づく老齡厚生年金の額（同条第二項の規定により当該一の期間に基づく老齡厚生年金に係る同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第十一条の三第一項の規定による当該一の期間に基づく老齡厚生年金の額とする。）を十二で除して得た額を附則第十一条の三第一項の規定による基本月額で除して得た数を乗じて得た額に十二	当該一の期間に基づく老齡厚生年金の額

老齡厚生年金の全部

当該一の期間に基づく老齡厚生年金の全部

4 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく法附則第八条の規定による老齡厚生年金の受給権者に存続厚生年金基金が支給する老齡年金給付について法附則第十三条の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	附則第八条	当該老齡厚生年金	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第八条
第二項	附則第八条	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第八条
第三項	附則第八条	金	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被

		第三項第一号			
老齡厚生年金の総額	老齡厚生年金の額	当該老齡厚生年金	老齡厚生年金がその	。) 期間に基づくものに限る	老齡厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る）
第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金の	金の額	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金	その	第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金が	保険者期間に基づく附則第八条 老齡厚生年金

第三項第二号	当該老齡厚生年金		総額
第三項第三号	老齡厚生年金の額	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金の額	第一号厚生年金被保険者期間に基づく坑内員・船員の老齡厚生年金の総額
第三項第四号	当該老齡厚生年金	坑内員・船員の老齡厚生年金の総額	第一号厚生年金被保険者期間に基づく坑内員・船員の老齡厚生年金の総額
	当該老齡厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金	

	老齢厚生年金の総額		第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の総額
第三項第五号及び第六号	当該老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金	
第四項	坑内員・船員の老齢厚生年金の総額	第一号厚生年金被保険者期間に基づく坑内員・船員の老齢厚生年金の総額	
第四項	附則第八条	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第八条	
第四項第一号	当該老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金	
第四項第二号	老齢厚生年金の総額から	第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の総額から当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく	
当該老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金		

第四項第三号及び 第四号	老齢厚生年金	第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金		老齢厚生年金に係る 坑内員・船員の老齢厚生 年金の総額から	第一号厚生年金被保険者期間に基づく坑内員・船員の 老齢厚生年金の総額から当該第一号厚生年金被保険者 期間に基づく	金
-----------------	--------	-------------------------	--	-------------------------------------	--	---

5 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号

厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に存続連合会が支給する解散基金に係る老齢年金給付について法附則第十三条の二及び第十三条の三の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と

する。

附則第十三条の 二第二項		坑内員・船員の老齢厚生 年金（第一号厚生年金被 保険者期間又は第四号厚	附則第八条 老齢厚生年金（第一号厚 生年金被保険者期間又は 第四号厚生年金被保険者 期間に基づくものに限る 。） 当該老齢厚生年金	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被 保険者期間に基づく坑内員・船員の老齢厚生年金	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被 保険者期間に基づく附則第八条 老齢厚生年金 当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年 金
-----------------	--	---	---	--	---

	<p>附則第十三条の 二第三項</p>			
<p>生年金被保険者期間に基 づくものに限る。）</p>	<p>当該老齡厚生年金</p>	<p>老齡厚生年金に</p>	<p>附則第八条</p>	<p>老齡厚生年金（第一号厚 生年金被保険者期間又は 第四号厚生年金被保険者 期間に基づくものに限る 。）</p>
	<p>当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年 金</p>	<p>当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年 金に</p>	<p>各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被 保険者期間に基づく附則第八条</p>	<p>老齡厚生年金</p>

	<p>当該老齡厚生年金</p>	<p>当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金</p>
<p>附則第十三条の二第四項</p>	<p>坑内員・船員の老齡厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）</p>	<p>各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく坑内員・船員の老齡厚生年金</p>
<p>附則第十三条の三</p>	<p>附則第八条</p>	<p>各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第八条</p>
	<p>附則第十一条から第十一条の三まで又は</p>	<p>厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第八条の五第二項の規定により読み替えられた附則第</p>

二十条第二項の規定により読み替えられた附則第十一条又は同令第八条の五第三項の規定により読み替えられた附則第十一条の二、第十一条の三若しくは

(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る特例による老齢厚生年金の支給の繰上げの特例の適用に関する読替え)

第八条の六 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金について、同条から法附則第十三条の六までの規定を適用する場合には、法附則第二十一条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十三条の五第一項		前条第三項の規定による老齢厚生年金	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく前条第三項の規定による老齢厚生年金
当該老齢厚生年金	者の	者の当該一の期間に係る	当該一の期間に基づく老齢厚生年金

附則第十三条の 五第三項	繰上げ調整額（ 被保険者期間	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく 繰上げ調整額（ 当該一の期間に係る被保険者期間
附則第十三条の 五第四項	繰上げ調整額 老齢厚生年金の額 被保険者期間	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく 繰上げ調整額 当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額 一の期間に係る被保険者期間
附則第十三条の 六第一項	第四十四条第一項 を十二	当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額（厚生年金保 険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十 三第一項の規定により読み替えられた第四十四条第一 項 と他の期間に基づく老齢厚生年金の額（当該他の期間 に基づく老齢厚生年金について、在職支給停止規定（

<p>附則第十三条の 六第四項</p>	<p>附則第十三条の 六第三項</p>	
<p>附則第十三条の四第三項</p>	<p>附則第十三条の六第一項</p>	
<p>附則第十三条の四第三項</p>	<p>各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく 附則第十三条の四第三項</p>	<p>老齢厚生年金の受給権者が二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者でないものとした場合に当該受給権者が被保険者等である日が属する月において適用される第四十六条第一項その他の当該老齢厚生年金の支給の停止に関する規定をいう。）により支給を停止する額を計算する場合において、その計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する額に限る。）を合算して得た額をいう。）を十二</p> <p>附則第二十一条第二項及び厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第八条の六第一項の規定により読み替えられた附則第十三条の六第一項</p>

2 前項の場合における第八条の二の四の規定の適用については、同条中「法附則第十三条の五第一項」

	<p>当該老齢厚生年金</p>	<p>当該一の期間に基づく老齢厚生年金</p>
<p>十二</p>	<p>老齢厚生年金の額（第十四条第一項に規定する加給年金額を除く。）</p>	<p>当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額（厚生年金保険法施行令第三条の十三第一項の規定により読み替えられた第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額を第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本月額で除して得た数を乗じて得た額に十二</p>
	<p>老齢厚生年金の全部</p>	<p>当該一の期間に基づく老齢厚生年金の全部</p>

とあるのは「第八条の六第一項の規定により読み替えられた法附則第十三条の五第一項」と、「被保険者期間」とあるのは「一の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間」とする。

3 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者に存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付について法附則第十三条の七の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項から第三項まで	附則第十三条の四第三項	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第十三条の四第三項
第四項	附則第十三条の四第三項	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第十三条の四第三項
老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は	老齢厚生年金	老齢厚生年金

<p>第四項第一号</p>	<p>当該老齡厚生年金</p>		<p>当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金</p>
<p>第四項第二号</p>	<p>当該老齡厚生年金が</p>	<p>当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金が</p>	<p>第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。</p>
<p>老齡厚生年金の額</p>	<p>当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金の額</p>	<p>老齡厚生年金の総額</p>	<p>第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金の総額</p>
<p>当該老齡厚生年金</p>	<p>当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金</p>	<p>当該老齡厚生年金</p>	<p>当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金</p>

		老齡厚生年金の総額	第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金の総額
第五項	附則第十三条の四第三項		各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第十三条の四第三項
第五項第一号	当該老齡厚生年金		当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金
	老齡厚生年金の総額から		第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金の総額から当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく
第五項第二号	老齡厚生年金		第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金

4 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号

厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく法附則第十三条の四第三項の規定による老齡厚生年金の受給権者である解散基金加入員に存続連合会が支給する解散基金に係る老齡年金給付について法附則第十三条の八の規定を適用

する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	附則第十三条の四第三項	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第十三条の四第三項
第二項	附則第十三条の四第三項	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第十三条の四第三項
	老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）	老齢厚生年金
	当該老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金

<p>第三項</p>	<p>附則第十三条の四第三項</p>	<p>各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被 保険者期間に基づく附則第十三条の四第三項</p>
<p>第五項</p>	<p>当該老齡厚生年金 附則第十三条の四第三項</p>	<p>当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年 金 各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被 保険者期間に基づく附則第十三条の四第三項</p>
	<p>附則第十三条の六第一項</p>	<p>附則第二十一条第二項及び厚生年金保険法施行令（昭 和二十九年政令第一百十号）第八条の六第一項の規定に</p>

より読み替えられた附則第十三条の六第一項

(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る加給年金額に関する経過措置の特例の適用に
関する読替え)

第八条の七 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金の額の計算について、
法附則第十六条の規定により読み替えられた法第四十四条第一項及び第三項（法及びこの政令並びに他
の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の規定を適用する場合においては
、次の表の上欄に掲げる法附則第十六条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲
げる字句とする。

第一項	
附則第八条の規定による 老齢厚生年金（ その年金額の計算の基礎 となる被保険者期間の	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく 附則第八条の規定による老齢厚生年金（ 当該一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚 生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数と 他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎とな

	老齡厚生年金について	第四十四条第一項中	取得した当時、当該老齡厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の により当該	附則第八条の規定による
る被保険者期間の月数とを合算した	当該一の期間に基づく老齡厚生年金について	厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号） 第三条の十三第一項の規定により読み替えられた第四 十四条第一項中「規定する一の期間」とあるのは「規 定する一の期間（以下この項及び第三項において「一 の期間」という。）」と、	取得した当時、当該 又は他の期間に基づく老齡厚生年金の受給権を取得し たことにより当該	当該一の期間に基づく附則第八条の規定による老齡厚

	<p>老齢厚生年金に 請求があつた当時、当該 老齢厚生年金の額の計算 の基礎となる被保険者期 間の</p>	<p>生年金に 請求があつた当時、当該一の期間に基づく附則第八条 の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被 保険者期間の月数と他の期間に基づく老齢厚生年金の 額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算し た</p>
<p>第二項</p>	<p>当該被保険者期間の 附則第八条の規定による 老齢厚生年金（ その年金額の計算の基礎 となる被保険者期間の</p>	<p>当該 各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく 附則第八条の規定による老齢厚生年金（ 当該一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚 生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数と 他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎とな る被保険者期間の月数とを合算した</p>

<p>老齢厚生年金について</p>	<p>第四十四条第一項中</p>	<p>当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の</p>	<p>により当該</p>	<p>附則第八条の規定による老齢厚生年金の</p>	<p>当時当該老齢厚生年金の</p>
<p>当該一の期間に基づく老齢厚生年金について</p>	<p>厚生年金保険法施行令第三条の十三第一項の規定により読み替えられた第四十四条第一項中「規定する一の期間」とあるのは「規定する一の期間（以下この項及び第三項において「一の期間」という。）」と、</p>	<p>当時、当該</p>	<p>又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該</p>	<p>当該一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金の</p>	<p>当時当該一の期間に基づく附則第八条の規定による老</p>

	<p>額の計算の基礎となる被 保険者期間の</p>	<p>齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月 数と他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎 となる被保険者期間の月数とを合算した</p>
<p>第三項</p>	<p>当該被保険者期間の 附則第八条の規定による 老齢厚生年金（ その年金額の計算の基礎 となる被保険者期間の</p>	<p>当該 各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく 附則第八条の規定による老齢厚生年金（ 当該一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚 生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数と 他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎とな る被保険者期間の月数とを合算した</p>
<p>老齢厚生年金について</p>	<p>第四十四条第一項中</p>	<p>当該一の期間に基づく老齢厚生年金について 厚生年金保険法施行令第三条の十三第一項の規定によ り読み替えられた第四十四条第一項中「規定する一の</p>

	<p>期間」とあるのは「規定する一の期間（以下この項及び第三項において「一の期間」という。）」と、</p>
<p>取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の</p>	<p>取得した当時、当該</p>
<p>により当該</p>	<p>又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該</p>
<p>附則第八条の規定による老齢厚生年金に</p>	<p>当該一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金に</p>
<p>経過した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の</p>	<p>経過した当時、当該一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数と他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した</p>

2 前項の規定により読み替えられた法附則第十六条の規定を適用する場合において、同条に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金のいずれかが法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金であるときは、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数は、その受給権者が六十五歳に達する日の前日までの間、法附則第十六条に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数から除くものとする。

(拠出金の額の算定に関する特例に係る技術的読替え)

第八条の八 法附則第二十三条第一項の規定により読み替えられた法第八十四条の六の規定を適用する場合における第四条の二の十一及び第四条の二の十三の規定の適用については、第四条の二の十一第一項中「拠出金算定対象額（）」とあるのは「拠出金算定対象額（法附則第二十三条第一項の規定により読み替えられた）」と、「合算して得た額」とあるのは「合算して得た額に、当該年度における拠出金算定対象額の見込額に当該年度における支出費按分率（同項に規定する支出費按分率をいう。以下同じ。）の見込値（以下「概算支出費按分率」という。）を乗じて得た額を加えて得た額」と、同条第二項中「及

び概算積立金按分率」とあるのは、「概算積立金按分率及び概算支出費按分率」と、同条第四項中「合算して得た額」とあるのは「合算して得た額に、変更後の拠出金算定対象額の見込額に同項の規定により厚生労働大臣が定めた当該年度における当該実施機関に係る概算支出費按分率を乗じて得た額を加えて得た額」と、同条第六項中「及び概算積立金按分率」とあるのは「概算積立金按分率及び概算支出費按分率」と、第四条の二の十三第一項中「合算した額に」とあるのは「合算した額に」と、「合計額」とあるのは「合計額に、当該合算した額に組合の支出費按分率を乗じて得た額を加えて得た額」と、同条第二項第二号中「同じ。」とあるのは「同じ。」に百分の五十を乗じて得た率」と、同条第三項第二号中「控除した率」とあるのは「控除した率に百分の五十を乗じて得た率」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第四条の二の十三第一項に規定する組合の支出費按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

一 地方公務員共済組合ごとに、当該地方公務員共済組合に係る当該年度における法第八十四条の三に規定する厚生年金保険給付費等として算定した額に当該地方公務員共済組合が負担する基礎年金拠出金保険料相当分を加えて得た額を、当該年度における地方公務員共済組合の厚生年金保険給付費等と

して算定した額の総額と当該年度において地方公務員共済組合連合会が納付する基礎年金拠出金保険料相当分を合算した額で除して得た率を基準として、総務省令で定めるところにより、地方公務員共済組合ごとに算定した率

二 百分の五十

第八条の九から第八条の十四までを削る。

第十条第一号中「法第十二条第一号ロに規定する」を「法律によつて組織された」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同条第二号中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法附則第二十八条の二第一項の規定により被保険者であつた期間とみなされた期間に係る被保険者の種別）

第十条の二 法附則第二十八条の二第一項の規定により法による坑内員たる被保険者及び船員たる被保険者以外の被保険者であつた期間とみなされた期間は、第一号厚生年金被保険者期間とみなされたものとする。

第十三条中「附則第二十九条第七項の規定により」を「附則第二十九条第八項において」に改め、同条の表第九十一条の二の項中「前二条」を「第九十条第一項及び前条第一項に規定する処分についての前二条」に改め、同表第九十一条の三の項中「又は第九十一条」を「又は第九十一条第一項」に改める。

第十四条中「附則第二十九条第八項の規定により」を「附則第二十九条第九項において」に改め、「第四十一条第一項」の下に「及び第九十八条第四項」を加え、「同項」を「法第四十一条第一項」に、「脱退一時金」を「脱退一時金」と、法第九十八条第四項中「受給権者が」とあるのは「受給権者（第一号厚生年金被保険者期間に基づく脱退一時金の受給権者に限る。以下この項において同じ。）が」に改め、本則に次の二条を加える。

（脱退一時金の支給に関する事務の特例）

第十五条 法附則第二十九条第一項の規定により脱退一時金の請求をする者が、同時に国民年金法附則第九条の三の二の規定により同法による脱退一時金の請求をする場合には、法附則第二十九条第九項において準用する法第二条の五の規定にかかわらず、その者に係る法附則第二十九条第二項の規定による脱退一時金の支給に関する事務は、同条第九項において準用する法第二条の五第一項第一号に定める者が

行う。

(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る脱退一時金の支給要件等に関する読替え等)

第十六条 法附則第三十条の規定により二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、法附則第二十九条第三項及び第四項の規定の例により脱退一時金の額を計算する場合には、同条第三項中「被保険者であつた期間」とあるのは「二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなした場合における当該被保険者期間(以下この項及び次項において「合算被保険者期間」という。）」と、「(被保険者期間」とあるのは「(一の期間に係る被保険者期間」と、「とする」とあるのは「に当該一の期間に係る被保険者期間の月数を合算被保険者期間の月数で除して得た数を乗じて得た額を合算して得た額とする」と、同条第四項中「喪失した日」とあるのは「喪失した日(各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者の種別ごとの、最後に当該被保険者の種別に係る被保険者の資格を喪失した日のうち最も遅い日をいう。）」と、「被保険者期間」とあるのは「合算被保険者期間」とする。

2 法附則第三十条の規定により適用する法附則第二十九条第二項の規定による脱退一時金の支給に関する事務は、前項の規定により読み替えられた同条第四項に規定する最終月に係る被保険者の種別に応じて、法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

3 法附則第三十条の規定により適用する法附則第二十九条第一項の規定により脱退一時金の請求をする者が、同時に国民年金法附則第九条の三の二の規定により同法による脱退一時金の請求をする場合には、前項の規定にかかわらず、その者に係る法附則第二十九条第二項の規定による脱退一時金の支給に関する事務は、法第二条の五第一項第一号に定める者が行う。

附則第二項から第四項までの規定中「第四条の二」を「第四条の二の十六」に改める。
別表第三及び別表第四を削る。

(国民年金法施行令の一部改正)

第二条 国民年金法施行令(昭和三十四年政令第百八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「一の」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十八条の二十
二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち同条に規定する一の期間(同法第二条の五第一項第二号

に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下この号において「第二号厚生年金被保険者期間」という。）
（一）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下この号において「第三号厚生年金被保険者期間」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に限る。）のみを有する者（第二号厚生年金被保険者期間又は第三号厚生年金被保険者期間のうちの一の）に、「又は法第十二条第六項に規定する私学教職員共済制度の加入者（以下単に「私学教職員共済制度の加入者」という。）であつた期間のみを有する者」を「のみを有する者」に改め、「含む」の下に「。」に限る」を加え、同項第二号中「私学教職員共済制度の加入者であつた間に初診日」を「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下この号及び第二条第二項において「私学教職員共済制度の加入者」という。）であつた間に初診日」に、「限る。」及び「を「限る。」、「」に改め、「支給される障害基礎年金」の下に「その他これらに準ずるものとして厚生労働省令で定める障害基礎年金」を加え、「読み替えられる」を「読み替えて適用する」に改め、同項に次の一号を加える。

五 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）第四条の二の十四第一項の規定により厚生年

金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関（厚生労働大臣を除く。）が受理及び事実についての審査に関する事務を行うものとされた同令第四条の二の十四第一項に規定する申請等に併せて行われる法及び法に基づく又は法を実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）の規定による申請、請求、申出及び届出（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）の受理及び当該申請等に係る事実についての審査に関する事務

第一条第二項中「前項第一号」の下に「、第二号又は第五号」を加える。

第一条の二第四号イ中「（昭和二十九年法律第百十五号）」及び「、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし組合員期間、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百七条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし加入者期間」を削り、同号ハ中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に、「障害共済年金」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）。

以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済年金」という。）、平成二十四年一元化法改正前地共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）及び平成二十四年一元化法改正前私学共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による遺族共済年金」に改め、同条第五号イ中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に、「障害共済年金」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金」に改め、同号口中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に、「遺族共済年金」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項

若しくは第六十五条第一項の規定による遺族共済年金」に改める。

第三条第三号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、「国家公務員等共済組合法（）」の下に「昭和三十三年法律第二百二十八号。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

第三条第四号中「地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち」に改め、「地方公務員等共済組合法（）」の下に「昭和三十七年法律第五百十二号。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

第三条第五号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち」に改め、「私立学校教職員共済組合法（）」の下に「昭和二十八年法律第二百四十五号。」を加え、「同法」を「旧私立学校教職員共済組合法」に改める。

第四条中「国家公務員共済組合法」の下に「（昭和三十三年法律第二百二十八号）」を加える。

第四条の三ただし書を削る。

第四条の四第三号から第五号までを削る。

第四条の四の二第一項第九号中「附則第八条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項第十九号中「（昭和二十九年政令第一百十号）」を削り、同項第二十二号中「及び第十一条の七の四（同条第一号に係る部分（私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する場合を含む。）に限る。）」を削り、同項第二十三号中「及び第二十五条の六（同条第一号に係る部分に限る。）」を削り、同項第二十五号中「、第二十一条の二第一項及び第四項並びに第二十六条の二第一項及び第四項」を削る。

第四条の四の三の見出しを「（公的年金被保険者総数の算定方法）」に改め、同条中「公的年金被保険者等総数」を「公的年金被保険者総数」に改め、同条第二号中「被用者年金各法の被保険者、組合員及び加入者」を「厚生年金保険法の被保険者」に改める。

第五条の三第一項第六号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第六条の五第一項第一号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に、「障害共済年金」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項

若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金」に改め、同項第六号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第二項第一号口中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に、「障害共済年金」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金」に改め、同項第五号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第十一条の二第一号及び第二号中「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に改め、同条第三号中「各被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に改める。

第十一条の四の前の見出し並びに同条第一項及び第四項中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、同条第五項中「第四項」を「前項」に、「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、同条第六項中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改める。

第十一条の五第一項中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、「とき」の下に「（次項第一号に掲げる場合を除く。）」を、「満たない額」の下に「から当該年度における年金

特別会計の基礎年金勘定において生じた運用収入の額（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百十四条第一項及び第二項の規定による年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定からの繰入金並びに実施機関たる共済組合等が納付した基礎年金拠出金から生じたものに限る。）に当該実施機関たる共済組合等に係る拠出金按分率を乗じて得た額（次項において「調整額」という。）を控除した額を加え、同条第二項中「年金保険者たる共済組合等が前条第一項又は第四項の規定により納付した基礎年金拠出金の額を合算した額が法第九十四条の三第一項の規定により計算した当該年度における基礎年金拠出金の額を超えるときは」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ」に、「その超える額」を「当該各号に定める額」に、「当該年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 実施機関たる共済組合等が前条第一項又は第四項の規定により納付した基礎年金拠出金の額を合算した額が法第九十四条の三第一項の規定により計算した当該年度における基礎年金拠出金の額に満たない場合であつて、その満たない額から調整額を控除した額が零を下回るとき 調整額からその満たない額を控除した額

二 実施機関たる共済組合等が前条第一項又は第四項の規定により納付した基礎年金拠出金の額を合算した額が法第九十四条の三第一項の規定により計算した当該年度における基礎年金拠出金の額を超えるとき、その超える額に調整額を加えた額

第十一条の五第三項中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改める。

第十一条の六中「地方公務員共済組合（」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、「地方公務員等共済組合法第二条第一項第五号に規定する給料の額を基礎として計算した額の総額と同項第六号に規定する期末手当等の額の総額との合計額（以下この条において「給料等総額」という。）を「厚生年金保険法第二十八条に規定する標準報酬（以下この条において「標準報酬」という。）の総額」に、「係る給料等総額」を「係る標準報酬の総額」に、「すべての」を「全ての指定都市職員共済組合、」に改める。

第十二条を削り、第十二条の二を第十二条とする。

第十二条の三の見出しを「（法附則第九条の二の二第一項の政令で定める者）」に改め、同条中「附則第九条の二の二第一項第一号」を「附則第九条の二の二第一項」に、「又は第二項」を「第二項又は第四項」に改め、同条を第十二条の二とする。

第十二条の四及び第十二条の五を削る。

第十二条の六第一項中「次に」を「厚生年金保険法附則第八条の二各項の表の下欄に」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「二以上の被用者年金各法による老齢厚生年金又は退職共済年金（以下この項において「老齢厚生年金等」という。）の受給資格期間を満たしている」を「厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者である」に、「同条第四項」を「法附則第九条の二の二第四項」に、「老齢厚生年金等ごと」を「厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間（以下この項において「一の期間」という。）に基づく老齢厚生年金ごと」に、「規定する率に」を「掲げる率に」に、「規定する率をそれぞれ」を「掲げる率を」に改め、同項第一号中「老齢厚生年金等が次のイからニまで」を「一の期間に基づく老齢厚生年金がイ」に、「老齢厚生年金等」を「一の期間に基づく老齢厚生年金がロ」に改め、同号ロからニまでを削り、同号ホを同号ロとし、同号へからチまでを削り、同項第二号中「当該老齢厚生年金等」を「当該一の期間に基づく老齢厚生年金」に、「被用者年金各法」を「厚生年金保険」に改め、「組合員又は加入者（以下この号において「被保険者等」という。）」を削り、「

その者が受給資格期間を満たしている老齢厚生年金等」を「当該月数と厚生年金保険法第七十八条の二に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金」に、「被保険者等であつた期間の総月数」を「厚生年金保険の被保険者であつた期間の月数とを合算した月数」に改め、同条を第十二条の三とする。

第十二条の七を第十二条の四とする。

第十二条の八を削る。

第十四条第一号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第二号中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第十四条の七中「基づき」を「基づく」に改め、同条第三号から第五号までを次のように改める。

三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項、第三項若しくは第五項又は第三十七条第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定によりなおその効力を有するもの）とされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）

四 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十条第一

項、第三項若しくは第五項又は第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）

五 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十八条又は第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）

第十四条の十一中「基づき」を「基づく」に改め、同条第三号から第五号までを次のように改める。

三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法

四 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法

五 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法

第十四条の十二第一項中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法

三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法

四 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法

第十四条の十二第二項中「基づき」を「基づく」に改め、同項第三号から第五号までを次のように改める。

三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法

四 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法

五 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法

第十四条の十三第一項中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法

三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法

四 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法

第十四条の十三第二項中「基づき」を「基づく」に改め、同項第三号から第五号までを次のように改める。

- 三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法
- 四 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法
- 五 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法

(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第三条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條」を「第二十一條の二」に改める。

第二條中「昭和六十年国家公務員共済改正法」、「新地方公務員等共済組合法」若しくは「昭和六十年地方公務員共済改正法」、「昭和六十年私立学校教職員共済改正法」若しくは「新被用者年金各法」、「被用者年金保険者」、「年金保険者たる共済組合等」を「政府及び実施機関」、「実施機関たる共済組合等」に、「昭和六十年国家公務員共済改正法、新地方公務員等共済組合法若しくは昭和六十年地方公務員共済改正法、昭和六十年私立学校教職員共済改正法若しくは新被用者年金各法、被用者年金保険者、年金保険者たる共済組合等」を「政府及び実施機関、実施機関たる共済組合等」に改める。

第三条第一項中「昭和六十年地方公務員共済改正法第二条」を「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）第二条」に、「同法」を「旧通則法」に改める。

第四条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「新国民年金法」を「国民年金法」に、「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「新地方公務員等共済組合法」を「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」に改める。

第九条第五号中「昭和六十年国家公務員共済改正法」を「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）」に改める。

第十一条ただし書中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）」に、「私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合」を「なお効力を有する

平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）附則第十二条の十二第一項の規定を適用する場合」に、「においてその例による」を「の規定によりその例によることとされる」に、「又は新地方公務員等共済組合法」を「、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）」に改め、「附則第一百三十三条第一項」の下に「又は平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措

置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十四条第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合及び私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十三条第一項（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を加え、同条第二号中「（昭和三十七年法律第百五十二号）」を削る。

第十四条第三項中「厚生年金保険の被保険者期間（同法）」を「第一号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）（昭和六十年改正法）」に、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同項ただし書中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第十六条第一号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第二十条の見出し中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条中「準用する新国民年金法」を「準用する国民年金法」に改め、同条第一号中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第二号中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第三号から第五号までを削る。

第二十一条の見出し中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条中「新国民年金法」を「国民年金法」に、「管掌者」を「実施者」に改める。

第四章第二節中第二十二条の前に次の一条を加える。

（昭和六十年改正法附則第十二条第一項第十七号に規定する政令で定める遺族厚生年金）

第二十一条の二 昭和六十年改正法附則第十二条第一項第十七号に規定する政令で定める遺族厚生年金は、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）附則第十項（同法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）による退職共済年金の受給権

者の死亡に係るものとする。

第二十二条第一項中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「厚生年金保険の被保険者の」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）の」に、「当該被保険者」を「当該第一号厚生年金被保険者」に、「共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者（昭和六十年改正法附則第四十三条第二項に規定する私学教職員共済制度の加入者をいう。以下同じ）」を「同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）」、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という）」に改める。

第二十三条中「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付」に、「管掌者」を「実施者」に改める。

第二十五条第一号中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、「支給されるもの」の下に「若しくは平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法の規定

により支給されるもの若しくは平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるもの」を加え、同条第二号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金（平成二十四年一元化法附則第三十条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金（その額の計算の基礎となる同項に規定する国共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）

第二十五条第三号中「新地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金（その額の計算の基礎となる同項に規定する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）

第二十五条第四号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金（

平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち」に、「昭和六十年私立学校教職員共済改正法」を「私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号。以下「昭和六十年私立学校教職員共済改正法」という。）」に改める。

第二十六条第一号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金（平成二十四年一元化法改正前国共済法）に、「同法による退職共済年金」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法によるものに限る。」に改め、同条第二号中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法）に、「国家公務員共済組合法による退職共済年金」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法によるものに限る。」に改め、同条第三号中「新地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金（平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。））」に、「同法による退職共済年金」を「ものに限る。」に改め、同条第四号中「新地方の施行法」を「平成二十四

年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金（新地方の施行法」に、「同法」を「新地方の施行法」に、「第六十二条第一項」を「又は第六十二条第一項」に、「新地方公務員等共済組合法による退職共済年金」を「ものに限る。」）に改め、同条第五号中「昭和六十年地方公務員共済改正法」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金（昭和六十年地方公務員共済改正法」に、「新地方公務員等共済組合法による退職共済年金」を「ものに限る。」）に改め、同条第六号中「昭和六十年私立学校教職員共済改正法第二条の規定による改正後の」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金（」に、「私立学校教職員共済法」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済法」に、「国家公務員共済組合法による退職共済年金」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法によるものに限る。」）に改める。

第二十六条の二第一号中「男子」の下に「又は女子（第二号厚生年金被保険者であり、若しくは厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくは同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者又は第四号厚生年金

被保険者であり、若しくは同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者に限る。）を、「掲げる者（」の下に「平成六年改正法附則第二十条の二第一項に規定する者を除き、」を加え、同条第二号中「女子」の下に「（第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）」を、「掲げる者（」の下に「平成六年改正法附則第二十条の二第一項に規定する者を除き、」を加え、同条に次の一号を加える。

三 厚生年金保険法附則第七条の三第一項第四号に規定する特定警察職員等（次条第四号において「特定警察職員等」という。）であつて、平成六年改正法附則第二十条の二第一項の表の上欄に掲げる者（平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除き、同表の下欄に掲げる年齢に達したものに限る。）

第二十六条の三第一号中「男子」の下に「又は女子（第二号厚生年金被保険者であり、若しくは第二号厚生年金被保険者期間を有する者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくは第三号厚生年金被保険者期間を有する者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくは第四号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）」を、「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条第二号中「女子」の下に「（第一号厚生

年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。」を、「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条第三号中「掲げる者（」の下に「同条第四項に規定する者を除き、」を加え、同条に次の一号を加える。

四 特定警察職員等であつて、厚生年金保険法附則第八条の二第四項の表の上欄に掲げる者（同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）

第二十六条の四第一号を削り、同条第二号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第三号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「（同法」を「（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「が同法」を「が平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「同法」を「、同法」を「、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条第五号中「地方公務員等共済組合法附則第十九条」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第十九

条」に、「であつて同法」を「であつてなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に、「(同法)」を「(なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法)」に改め、同号イ中「地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前地共済法」に、「単に」を「この条において」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改め、同号ロ中「地方公務員等共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号中「地方公務員等共済組合法附則第二十四条の二第三項」を「平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十四条の二第三項」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改め、同号イ及びロ中「地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号から第九号までを削り、同条に次の二号を加える。

五 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金であつてなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例

による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十七条の規定によりその額が算定されているもの（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金であつて、その受給権者がなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の三第一項の表の上欄に掲げる者（同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）であるものを除く。）

六 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金であつてその受給権者が六十五歳に達していないもの（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金であつて、その受給権者が平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の二の表の上欄に掲げる者（同表の下欄に掲げる年齢に達した者に

限り、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の六の三第五項本文の規定の適用を受ける者を除く。）であるものを除く。）

第二十八条中「同法」を「昭和六十年改正法」に改め、同条第一号中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第二号中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第四号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

第二十八条第五号中「新地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

第二十八条第六号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち」に改める。

第三十二条第一項の表下欄中「厚生年金保険の被保険者期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「当該第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第三十四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）」に改める。

第三十五条第一項中「新地方公務員等共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に、「につき地方公務員等共済組合法」を「につき被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）」に改める。

第三十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）」に改める。

第四十三条第三号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第四十四条第一項第一号イ中「同法」を「旧厚生年金保険法」に改め、同号ロ中「同法」を「旧船員保険法」に改め、同号ハ中「管掌者」を「実施者」に改め、同号ニ中「同法」を「旧地方の施行法」に改め、同項第四号中「管掌者」を「実施者」に改め、同項第五号中「同法」を「旧国民年金法」に改め、同項第六号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第四十八条の表旧国民年金法の項中「同法附則第五条第八号の五に規定する新被用者年金各法」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付若しくは昭和六十年改正法附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法」に改め、同表旧通則法の項中「厚生年金保険の被保険者期間（）」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（）」に、「厚生年金保険の被保険者期間を」を「当該第一号厚生年金被保険者期間を」に、「昭和六十年改正法附則第五条第八号の五に規定する新被用者年金各法による」を「昭和六十年改正法附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付のうち」に、「管掌者」を「実施者」に改める。

第五十五条第二号中「老齢厚生年金若しくは障害厚生年金又は旧厚生年金保険法」を「厚生年金保険の

実施者たる政府が支給する老齡厚生年金若しくは障害厚生年金又は旧厚生年金保険法」に改め、同条第三号中「配偶者に」の下に「厚生年金保険の実施者たる政府が」を加え、同条第七号及び第八号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第五十六条第三項第十三号中「老齡厚生年金」を「厚生年金保険の実施者たる政府が支給する老齡厚生年金」に、「であるもの又は」を「であるもの若しくは」に改め、「いずれかに該当する者に支給されるもの」の下に「又は厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を有する者（以下「二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者」という。）に支給されるものであつて加給年金額（当該老齡厚生年金の受給権者の配偶者を計算の基礎とするものに限る。

）が加算されているもの」を加え、「新国民年金法施行令」を「国民年金法施行令」に改め、同項第十四号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第五十七条中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、同条第三号中「退職共済年金（」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金（平成二十四年一元化法改正前国共済年金、平成二十四年一元化法改正前地共済年金及び平成二十四年一元化法改正前私学共済年金をいう。以下この条

及び第八十六条において同じ。)のうち退職共済年金(次号並びに次条第三項第一号、第二号及び第七号において「退職共済年金」といい、)に改め、同条第四号中「障害共済年金(」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金(次条第三項第八号、第九号及び第十二号において「障害共済年金」といい、)に改め、同条第五号中「遺族共済年金」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち遺族共済年金(次条第九号において「遺族共済年金」という。)」に改め、同条に次の四号を加える。

六 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する老齢厚生年金又は障害厚生年金(その額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者期間(平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間、同条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間及び同条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間を含む。以下この号及び次条第十二号において同じ。)(のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該被保険者期間がないものを除く。)の給付に要する費用のうち、加給年金額(当該老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とするものに限る。)に相当する部分

七 死亡した組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた者の配偶者に共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する遺族厚生年金の給付に要する費用のうち、昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する加算額に相当する部分

八 共済組合が支給する平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項又は第六十五条第一項の規定による退職共済年金又は障害共済年金（その額の計算の基礎となつた平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るこれらの期間がないものを除く。）の給付に要する費用のうち、加給年金額（当該退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とするものに限る。）に相当する部分

九 死亡した組合員又は組合員であつた者の配偶者に共済組合が支給する平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項又は第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の給付に要する費用のうち、昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する加算額に相当する部分

第五十八条第一項中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、同条第三項

第九号中「第二十五条第二号から第四号まで」を「第二十五条第二号、第三号若しくは第四号」に、「新国民年金法施行令」を「国民年金法施行令」に、「第五号ニ」を「又は第五号ニ」に改め、同項に次の六号を加える。

十 老齢厚生年金 当該老齢厚生年金に係る前条第六号に掲げる費用の額の合算額

十一 障害厚生年金 当該障害厚生年金に係る前条第六号に掲げる費用の額の合算額

十二 遺族厚生年金 当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する第二十五条第二号、

第三号若しくは第四号に掲げる年金たる給付、障害共済年金（障害の程度が国民年金法施行令別表に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）、第五号ニに規定する障害年金、老齢

厚生年金（その額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者期間の月数が二百四十以上であるもの、平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法の規定により支給されるもの若しくは平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるもの又は二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に支給されるものであつて加給年金額（当該老齢厚生年金の受給権者の

配偶者を計算の基礎とするものに限る。)が加算されているものに限る。)又は障害厚生年金(障害の程度が同表に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)の受給権者が死亡したことにより支給される当該遺族厚生年金(その額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該被保険者期間がないものを除く。)の受給権者である死亡した組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた者の配偶者(昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であつて、当該遺族厚生年金の受給権を取得した当時六十五歳以上であつたものに限るものとし、遺族基礎年金の受給権者である者を除く。)の人数を、老齢基礎年金の加算額に相当する額に乗じて得た額

十三 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項又は第六十五条第一項の規定による退職共済年金

当該退職共済年金に係る前条第八号に掲げる費用の額の合算額

十四 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項又は第六十五条第一項の規定による障害共済年金

当該障害共済年金に係る前条第八号に掲げる費用の額の合算額

十五 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項又は第六十五条第一項の規定による遺族共済年金

当該共済組合が支給する第二十五条第二号若しくは第三号に掲げる年金たる給付、前条第四号に規定する障害共済年金（障害の程度が国民年金法施行令別表に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）、第五号ニに規定する障害年金、第十三号に掲げる退職共済年金（その額の計算の基礎となつた平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるもの、平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法の規定により支給されるもの若しくは平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるもの又は二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に支給されるものであつて加給年金額（当該退職共済年金の受給権者の配偶者を計算の基礎とするものに限る。）が加算されているものに限る。）又は前号に掲げる障害共済年金（障害の程度が同表に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）の受給権者が死亡したことにより支給される当該遺族共済年金（その額の計算の基礎となつた平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間又は平成二十四年一元化法附則第

六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間のうちに昭和三十六年四月一日以後の期間に係るこれらの期間がないものを除く。）の受給権者である死亡した組合員又は組合員であつた者の配偶者（昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であつて、当該遺族共済年金の受給権を取得した当時六十五歳以上であつたものに限るものとし、遺族基礎年金の受給権者である者を除く。）の人数を、老齡基礎年金の加算額に相当する額に乗じて得た額

第五十九条中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改める。

第六十条中「地方公務員共済組合（）」の下に「指定都市職員共済組合、」を加える。

第六十二条の次に次の五条を加える。

第六十二条の二 昭和六十年改正法附則第三十八条の二第一項に規定する政令で定めるところにより算定した部分（以下この条において「充当に係る積立金」という。）については、平成二十七年度から平成三十六年度までの各年度において、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎年金の給付に要する費用に充てるものとする。

- 一 平成二十七年度から平成三十五年度まで
- イに掲げる額とロに掲げる額との合算額

イ 平成二十六年年度の末日における充当に係る積立金の額を十で除して得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）

ロ 各年度における年金特別会計の基礎年金勘定において生じる運用収入の額（充当に係る積立金に係るものに限る。次号ロにおいて同じ。）

二 平成三十六年度 イに掲げる額とロに掲げる額との合算額

イ 平成二十六年年度の末日における充当に係る積立金の額から平成二十七年年度から平成三十五年度までの各年度における前号イに掲げる額の合算額を控除した額

ロ 平成三十六年度における年金特別会計の基礎年金勘定において生じる運用収入の額

第六十二条の三 平成二十七年年度から平成三十六年度までの各年度における昭和六十年改正法附則第三十条の二第二項に規定する政令で定めるところにより各府及び実施機関ごとに算定した額は、当該年度における前条の規定により基礎年金の給付に要する費用に充てられる額の二分の一に相当する額に府及び実施機関ごとに算定した次に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合算額とする。

一 国民年金法施行令第十一条の二に規定する拠出金按分率^あ

二 国民年金法施行令第十一条の二第一号に掲げる数と同条第二号に掲げる数とを合算した数を、政府及び実施機関ごとに算定される当該合算した数の合計数で除して得た率

第六十二条の四 平成二十七年度から平成三十六年度までの各年度における厚生年金保険法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の実施者たる政府が負担する基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額及び同法第八十四条の五第二項に規定する基礎年金拠出金保険料相当分（他の法令のこれらに相当する規定に規定するこれらに相当する額を含む。）は、国民年金法第九十四条の二第一項又は第二項に規定する基礎年金拠出金の額（昭和六十年改正法附則第三十八条の二第二項の規定により国民年金法第九十四条の二第一項又は第二項の規定により負担又は納付した基礎年金拠出金とみなされるものを含む。）により算定するものとする。

第六十二条の五 平成二十七年度から平成三十六年度までの各年度における特別会計に関する法律第一百四条及び第二百二十条の規定の適用については、同法第一百四十一条第一号中「合算した額」とあるのは「合算した額及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十

一年政令第五十四号。以下「昭和六十一年経過措置政令」という。）第六十二条の二の規定により基礎年金の給付に要する費用に充てられる額（以下この号において「基礎年金給付費充対象額」という。）から基礎年金給付費充対象額の二分の一に相当する額に厚生年金保険の実施者たる政府及び各実施機関たる共済組合等に係る昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三各号に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額の合算額を合算した額を控除した額」と、同条第二項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額から基礎年金給付費充対象額の二分の一に相当する額に厚生年金保険の実施者たる政府に係る昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三各号に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額」と、同法第二百二十条第一項中「における第百十四条第一項、」とあるのは「における第百十四条第一項の規定により国民年金勘定から受け入れるべき金額又は」と、「又は第二項（」とあるのは「若しくは第二項（」と、「国民年金勘定等から受け入れるべき金額」とあるのは「厚生年金勘定若しくは各実施機関たる共済組合等から受け入れるべき金額からそれぞれ基礎年金給付費充対象額の二分の一に相当する額に厚生年金保険の実施者たる政府及び各実施機関たる共済組合等に係る昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三各号に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した金額」と、同項第一号

中「第百十四条第一項、」とあるのは「第百十四条第一項の規定により基礎年金勘定において国民年金勘定から受け入れる金額又は」と、「又は第二項」とあるのは「若しくは第二項」と、「国民年金勘定等から受け入れる金額」とあるのは「厚生年金勘定若しくは各実施機関たる共済組合等から受け入れる金額（昭和六十年国民年金等改正法附則第三十八条の二第一項の規定により同項に規定する政令で定めるところにより算定した部分が基礎年金勘定の給付に要する費用に充てられる年度にあつては、当該金額からそれぞれ基礎年金給付費充対象額の二分の一に相当する額に厚生年金保険の実施者たる政府及び各実施機関たる共済組合等に係る昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三各号に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した金額）」とする。

第六十二条の六 平成二十七年度から平成三十六年度までの各年度における基礎年金拠出金について、国民年金法施行令第十一条の四及び第十一条の五の規定を適用する場合には、同令第十一条の四第一項中「を、厚生労働省令」とあるのは「の額から当該年度における国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。以下「昭和六十一年経過措置政令」という。）第六十二条の二の規定により基礎年金の給付に要する費用に充てられる額（以下「基礎

年金給付費充当対象額」という。)の見込額(第三項の規定により基礎年金給付費充当対象額の見込額を変更したときは変更後の基礎年金給付費充当対象額の見込額。以下この項において同じ。)の二分の一に相当する額に当該年度における当該実施機関たる共済組合等に係る概算拠出金按分率及び昭和六十年経過措置政令第六十二条の三第二号に掲げる率の見込値をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額の基礎年金拠出金を、厚生労働省令」と、同条第二項中「概算拠出金按分率」とあるのは「基礎年金給付費充当対象額の見込額並びに概算拠出金按分率及び昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三第二号に掲げる率の見込値」と、同条第三項中「変更する」とあるのは「、必要があると認めるときは、同項の基礎年金給付費充当対象額の見込額を変更する」と、同条第六項中「概算拠出金按分率」とあるのは「基礎年金給付費充当対象額の見込額並びに概算拠出金按分率及び昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三第二号に掲げる率の見込値」と、「を変更しよう」とあるのは「及び同項の基礎年金給付費充当対象額の見込額を変更しよう」と、同令第十一条の五第一項中「合算した額が」とあるのは「合算した額が当該年度における」と、「当該年度における基礎年金拠出金の額」とあるのは「基礎年金拠出金の額から基礎年金給付費充当対象額の二分の一に相当する額に当該年度における当該実施機関たる共

済組合等に係る拠出金按分率及び昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三第二号に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額」と、同条第二項各号中「合算した額が」とあるのは「合算した額が当該年度における」と、「当該年度における基礎年金拠出金の額」とあるのは「基礎年金拠出金の額から基礎年金給付費充対象額の二分の一に相当する額に当該年度における当該実施機関たる共済組合等に係る拠出金按分率及び昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三第二号に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額」とする。

第七十条の見出し中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条中「準用する新厚生年金保険法」を「準用する厚生年金保険法」に改め、同条第一号中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第二号中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第三号から第五号までを削る。

第七十二条の見出し中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「管掌者」を「実施者」に、「停止して年金たる保険給付」とあるのは「停止して」を「年金たる保険給付（）」とあるのは「」に、「含む。以下この項において同じ。」を「含む、」に改める。

第七十四条第一号中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「当該被保険者期間」を「当該第一号厚生年金被保険者期間」に、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第三号及び第四号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同号の次に次の二号を加える。

四の二 施行日前の期間に係る平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（以下この条において「旧国家公務員共済組合員期間」という。）、平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下この条において「旧地方公務員共済組合員期間」という。）又は平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間（以下この条において「旧私立学校教職員共済加入者期間」という。）であつて、当該旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間の計算の基礎となつた月が第一号厚生年金被保険者期間（昭和六十年改正法附則第四十七条第一項、平成八年改正法附則第五条第一項又は平成十三年統合法附則第六条の規定により第一号厚生年金

被保険者期間とみなされた期間に係るものを含む。）であるもの

四の三 施行日前の期間に係る旧私立学校教職員共済加入者期間であつて、当該旧私立学校教職員共済加入者期間の計算の基礎となつた月が旧国家公務員共済組合員期間又は旧地方公務員共済組合員期間であるもの

第七十四条第五号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「平成二十四年一元化法改正前厚年法」という。）第十九条第二項の規定により計算されたものに限る。）」に、「当該被保険者期間」を「当該第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第六号中「厚生年金保険の被保険者期間（新厚生年金保険法）を「第一号厚生年金被保険者期間（平成二十四年一元化法改正前厚年法）」に、「計算される」を「計算された」に、「当該被保険者期間」を「当該第一号厚生年金被保険者期間」に、「他の新被用者年金各法の組合員期間若しくは加入者期間」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間若しくは第四号厚生年金被保険者期間」に、「当該組合員期間若しくは加入者期間」を「当該第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間若しくは第四号厚生年金被保険者期間」に改める。

第七十五条中「並びに第二十条第二項及び第四項」を「、第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項」に改める。

第八十六条中「新被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に、「障害共済年金」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金」に改める。

第八十八条第一項第五号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「、同法」を「、旧厚生年金保険法」に改め、同項第七号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「同法第三十九条の二第一号イ」を「旧船員保険法第三十九条ノ二第一号イ」に改める。

第九十条第二号中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「私立学校教職員共済法第二十五条」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条」に、「準用する場合」を「準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条の規定を適用する場合」に改め、「による」の下に「こととされる」を加え、同条第三号中「地方

公務員等共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改める。

第九十二条第一項各号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第九十三条第一項の表旧厚生年金保険法の項中

<p>第四十六条の七 第二項</p>	<p>第一級から第十 四級まで</p>	<p>第十五級以下</p>
<p>第四十六条第四 項</p>	<p>老齢年金又は障 害年金</p>	<p>老齢年金若しく よる改正後の法 同じ。）による 基礎となる被保 るもの及び昭和 四号から第七号 されるものに限 の法による障害</p>

第四十三条第四

、資格を喪失し

、資格を喪失した日（

は昭和六十年改正法第三条の規定に
 (以下「改正後の法」という。以下
 老齢厚生年金(その年金額の計算の
 除者期間の月数が二百四十以上であ
 六十年改正法附則第十二条第一項第

を

項	第四十六条第四	項
	老齢年金又は障 害年金(た日 号から第四号までのい にあつては、その日)
	による改正後の法(以下 よる老齢厚生年金(そ 被保険者期間の月数が 昭和六十年改正法附則 七号までのいずれかに 若しくは被用者年金制 生年金保険法等の一部 年法律第六十三号。以 という。)附則第三十 替えられた厚生年金保	

までのいずれかに該当する者に支給する。）又は障害年金若しくは改正後厚生年金

厚生年金保険法第十四条第二
 ずれかに該当するに至つた日

<p>第二項 第四十六条の七</p>		
<p>第一級から第十 四級まで</p>	<p>老齢年金又は障 害年金を</p>	
<p>第十五級以下</p>	<p>老齢年金若しくは改正 は障害年金若しくは改 を</p>	<p>もの若しくは平成二十 第一項（同条第二項の む。）の規定の適用を ものに限る。以下この 年金若しくは改正後の</p>

六十年改正法第三条の規定に「改正後の法」という。）にの年金額の計算の基礎となる二百四十以上であるもの又は第十二条第一項第四号から第該当する者に支給されるもの度の一元化等を図るための厚を改正する法律（平成二十四下「平成二十四年一元化法」五条第一項の規定により読み除法の規定により支給される四年一元化法附則第五十九条規定により適用する場合を含

に、「管掌者」を「実施者」に改め、同表昭和六十年改正法附則第百八

受けることにより支給される 項において同じ。）又は障害 法による障害厚生年金（ 後の法による老齢厚生年金又 正後の法による障害厚生年金

条の規定による改正前の厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十

附則第四条第一	項
（厚生年金保険	法
（国民	法律第
）附	の被

八号。以下「改正前の法律第七十八号」という。）の項中

年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年三十四号。以下「昭和六十年改正法」という）則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険者であつた期間とみなされた期間に係るび昭和六十年改正法第三条の規定による改正生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という）の一部を改正する法律（昭和六十年三十四号。以下「昭和六十年改正法」という）

を

附則第四条第一項	
同法	法（厚生年金保険）
旧厚生年金保	（国民年金法）法律第三十四号。附則第四條法第二条の年金被保険者昭和六十年改正生年金保険法（

もの及
前の厚
いう。

十七条第一項の規定により厚生年金保
五第一項第一号に規定する第一号厚生
期間とみなされた期間に係るもの及び
正法第三条の規定による改正前の厚生
以下「旧厚生年金保険法」という。）

險法

に改め、同表昭和六十年改正法附則第百十一条の規定による改

正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十三号。以下「改正前の法律第六十三号」という。）の項第三欄中「その者の」を削り、同項第四欄中「その者の厚生年金保険の被保険者期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「当該第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同表昭和六十年改正法附則第百十二条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八十二号。以下「改正前の法律第八十二号」という。）の項中「厚生年金保険の被保険者であつた期間と」

を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間と」に改め、同表旧厚生年金保険法施行令の項第四欄中「同条の規定による改正後の国家公務員共済組合法に基づく退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる組合員期間の月数）」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる組合員期間の月数（当該退職共済年金の受給権者が平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の法（以下「平成二十四年改正後の法」という。）による老齢厚生年金（平成二十四年改正後の法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権を有する場合にあつては、当該月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数とする。）」に改め、「第二号に掲げるものに限る。）及び障害共済年金」の下に「並びに平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する国共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害共済年金」を加え、「同条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法に基づく退職共済年金（その年金額

の計算の基礎となる組合員期間の月数」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる組合員期間の月数（当該退職共済年金の受給権者が平成二十四年改正後の法による老齢厚生年金（平成二十四年改正後の法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権を有する場合にあつては、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数とする。）に改め、「第五号までに掲げるものに限る。）及び障害共済年金」の下に「並びに平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害共済年金」を加え、「同条の規定による改正後の私立学校教職員共済法に基づく退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる加入者期間の月数」を「平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる加入者期間の月数（当該退職共済年金の受給権者が平成二十四年改正後の法による老齢厚生年金（平成二十四年改正後の法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権を有する場合にあつては、

当該月数と当該老齡厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数とする。」に、「管掌者」を「実施者」に改める。

第九十三条の二第一項の表以外の部分中「昭和六十年改正法附則第百十一条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十三号。以下「 」及び「 」を削り、同項の表改正前の法律第六十三号の項中「厚生年金保険の被保険者期間に限る」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「 」第一号厚生年金被保険者期間」という。）に限る」に、「厚生年金保険の被保険者期間の」を「 第一号厚生年金被保険者期間の」に、「厚生年金保険の被保険者期間に限り」を「 第一号厚生年金被保険者期間に限り」に、「厚生年金保険の被保険者であつた期間と」を「 第一号厚生年金被保険者期間と」に改め、同条第二項の表改正前の法律第六十三号の項中「厚生年金保険の被保険者期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に、「厚生年金保険法」を「 」に改める。

第九十八条第一項の表附則第二十一条第一項の項中「又は」を「 、第二十条第三項若しくは第五項又は」に改め、同表附則第二十一条第二項の項中「第五項又は」を「第五項、第二十条第三項若しくは第五項

又は」に改め、同項に次のように加える。

同法第四十四条第一項に規定する	旧厚生年金保険法による
厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する	旧厚生年金保険法による

第九十八条第一項の表附則第二十三条第二項の項中「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の改正後」を「改正後」に改め、同条第三項の表厚生年金保険法第四十六条第一項の項中「同項」を「同条第四項」に改める。

第百条第一項中「その他の」を「又は他の」に、「含む」を「含み、第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る」に、「第百一条の二」を「第百一条の三」に改め、「掲げる給付」の下に「（厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものに限る。）」を加え、同条第三項第一号中「期間按分率」を「期間按分率」に改め、同項第二号中「被保険者」の下に「、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員」を加

え、同項第三号中「被保険者」の下に「（第一号厚生年金被保険者に限る。次号、第五号、第九号、第十号、第三十五号、第三十六号、第四十九号及び第五十号において同じ。）」を加え、同項第八号中「第六十四条の三第一項（同条第二項（厚生年金保険法施行令第三条の十一の二第三項において準用する場合を含む。）において読み替えて適用する場合を含む。）」を「第六十四条の二（厚生年金保険法施行令第三条の十三の六第二項又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この号において「平成二十七年経過措置政令」という。）第八十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前厚年法（以下この号において「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法」という。）第六十四条の三第二項（平成二十七年経過措置政令第二十一条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令第三条の十一の二第三項において準用する場合を含む。）

の規定により読み替えられたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十四条の三第一項」に改め、同項第十二号、第十四号、第十九号、第二十四号、第二十六号及び第三十一号中「被保険者」の下に「、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員」を加え、同項第三十五号中「除き、国家公務員共済組合法」を「除き、平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済組合法」に、「同法附則第十二条の七第二項」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七第二項」に、「同法第七十六条」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十六条」に、「読み替えられた国家公務員共済組合法」を「読み替えられたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同号口中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「第十六条第七項」を「附則第十六条第七項」に改め、同項第三十六号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第三十七号中「国家公務員共済組合法附則第十二条の八第一項」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の八第一項」に、「国家公務員共済

組合法附則第十二条の八第三項」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の八第三項」に改め、同項第三十八号中「(国家公務員共済組合法)及び「(同法)」を「(なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法)」に改め、同号口中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法)」に改め、同項第三十九号中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百条の二 厚生年金保険の実施者たる政府が支給する厚生年金保険法による保険給付のうち二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害厚生年金若しくは障害手当金又は遺族厚生年金(同法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。)の支給に要する費用について昭和六十年改正法附則第七十九条第一号に規定する昭和三十六年四月一日前の厚生年金保険の被保険者期間を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分に相当する額を計算する場合において、これらの保険給付の額の計算の基礎となつた第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間及び第四号厚生年金被保険者期間を、これらの保険給付の額の計算の基礎となつた第一号厚生年金被保険者期間とみなして、同条(第一号に係る部分に限る。)及び前条第一項から第四項までの

規定を適用する。

第百一条第一項中「同法」を「昭和六十年改正法」に、「前条第三項第一号」を「第百条第三項第一号」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第百条第二項」に改める。

第百二条第三項第五号及び第六号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第百三条の二第一項の表附則第十三条第三項第二号の項下欄中「改正前の平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による」を削る。

第百五条の二第一項中「第六条の二」を「第六条の三」に改める。

第百八条の前の見出し中「管掌者」を「実施者」に改め、同条中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第一号口中「老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加える。

第百九条中「老齢厚生年金若しくは」を「老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）若しくは」に、「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「同法」を「旧厚生年金保険法」に改める。

第百十一条第一項から第四項までの規定中「管掌者」を「実施者」に改める。

第百十六条第一項の表旧船員保険法の項第四欄中「管掌者」を「実施者」に改め、同表旧船員保険法施行令の項第四欄中「支給されるもの」の下に「若しくは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）

）附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法の規定により支給されるもの若しくは平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるもの」を加え、「同条の規定による改正後の国家公務員共済組合法に基づく退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる組合員期間の月数）」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる組合員期間の月数（当該退職共済年金の受給権者が平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「平成二十四年改正後厚生年金保険法」という。）による老齢厚生年金（平成二十四年改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権を有する場合にあつては、当該月数と当該老齢厚生年金の額の計算の

基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数とする。）」に改め、「第二号に掲げるものに限る。」及び障害共済年金」の下に「並びに平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する国共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害共済年金」を加え、「同条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法に基づく退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる組合員期間の月数）を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる組合員期間の月数（当該退職共済年金の受給権者が平成二十四年改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金（平成二十四年改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権を有する場合にあつては、当該月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数とする。）」に改め、「第五号までに掲げるものに限る。）及び障害共済年金」の下に「並びに平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害共済年金」を加え、「同条の規定による改正後の私立学校教職員共済法に基

づく退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる加入者期間の月数」を「平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる加入者期間の月数（当該退職共済年金の受給権者が平成二十四年改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金（平成二十四年改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権を有する場合にあつては、当該月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数とする。）」に、「管掌者」を「実施者」に改める。

第二百一十一条第一項中「の規定により準用する」を「において準用する」に改め、同項の表附則第二十一条第一項の項中欄及び附則第二十一条第二項の項中欄中「又は」を「、第二十条第三項若しくは第五項

又は」に改め、同項中

加給年金額	加給金の額
-------	-------

を

同法第四十四条第 規定する	加給年金額	厚生年金保険法第
------------------	-------	----------

条第一項に規定す

一項に	旧船員保険法による
	加給金の額
四十四	旧船員保険法による
る	

に改め、同条第三項の表厚生年金保険法第四十六条第一項の項中「

同項」を「同条第四項」に改める。

第二百二十四条第二項及び第三項第一号中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第三百三十二条第五号中「管掌者」を「実施者」に、「同法」を「旧地方の施行法」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第四条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成六年政令第三百四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「管掌者」を「実施者」に改める。

第二条第四号中「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付をいう。第五条第一項第四号において同じ。）のうち」に改め、「国家公務員等共済組合法（」の下に「昭和三十三年法律第二百二十八号。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

第二条第五号中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）による」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。第五条第一項第五号において同じ。）のうち」に改め、「改正前の地方公務員等共済組合法（」の下に「昭和三十七年法律第五百五十二号。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

第二条第六号中「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。第五条第一項第六号において同じ。）のうち」に改め、「私立学校教職員共済組合法（」の下に「昭和二十八年法律第二百四十五号。」を加える。

第三条中「第五条第三項」を「第五条第二項」に、「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第五条第一項第四号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

第五条第一項第五号中「地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

第五条第一項第六号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち」に改め、同項第十四号を次のように改める。

十四 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条

第一項第三号に規定する存続共済会が支給する同法附則第二条の旧退職年金及び同法附則第十二条第一項の特例退職年金

第五条第二項中「から第三号まで」を、「第三号」に改め、「」に掲げる給付」の下に「（同項第二号に掲げる給付にあつては、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものを除く。）」を、「支給状況につき」の下に「国民年金法第五条第九項に規定する実施機関たる共済組合等（以下この項において「実施機関たる共済組合等」という。）及び」を加え、「同項第四号から第六号までに掲げる給付」を「前項第二号に掲げる給付（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間及び同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」に、「当該制度の管掌機関」を「実施機関たる共済組合等」に改める。

第十四条中「五十円」を「五十銭」に、「百円」を「一円」に改める。

第十四条の三の前の見出し中「関する」の下に「規定の」を加え、同条の表以外の部分中「の規定によ

り」を「において」に改め、同条の表附則第二十六条第一項の項中「の規定により」を「において」に、「又は第二十条第三項若しくは第五項」を「、第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第三項若しくは第五項」に改め、同表附則第二十六条第二項及び第四項の項中「及び第四項」を削り、同表に次のように加える。

<p>附則第二十六条第四項</p>	<p>附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第三項若しくは第五項</p>	<p>改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第三項又は第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）</p>
-------------------	--	--

第十四条の四の表以外の部分中「の規定により」を「において」に改め、同条の表附則第二十六条第一項の項中「次条第十五項の規定により」を「次条第十八項において」に、「又は第二十条第三項若しくは第五項」を「、第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第三項若しくは第五項」に、「次条第十

三項又は第十四項」を「次条第十五項から第十七項まで」に改める。

第十五条及び第十六条を削る。

第十六条の二第二項中「次項及び」及び「（次項に規定する者を除く。）」を削り、「第十六条の四」を「第十六条の二」に、「次に」を「平成六年改正法附則第十九条第一項、第二十条第一項又は第二十条の二第二項の表の下欄に」に改め、同項各号及び同条第二項を削り、同条を第十五条とする。

第十六条の三を第十六条とし、第十六条の四を第十六条の二とし、第十六条の五を第十六条の三とする。

第十六条の六の表国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）第二十四条第二項（同令第五十一条において準用する場合を含む。）の項中「第十六条の二」を「第十五条」に改め、同表国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第十一条の二の項中「第十六条の六」を「第十六条の四」に改め、同条を第十六条の四とする。

第十七条の見出し中「により適用するものとされた」を「による」に改め、同条の表以外の部分中「により適用するものとされた」を「による」に改め、同条の表附則第十三条第二項の項中「第二十七条第十五項」を「第二十七条第十八項」に改め、同表附則第十三条第三項第二号の項中「若しくは第二十七条第十三項若しくは第十四項」を「、第二十条の二第三項若しくは第五項若しくは第二十七条第十五項から第十七項まで」に、「第二十七条第十五項」を「第二十七条第十八項」に、「若しくは第二十条第三項若し

くは第五項」を「、第二十条第三項若しくは第五項若しくは第二十条の二第三項若しくは第五項」に改め、同表附則第十三条第四項第二号の項中「第二十七条第十五項」を「第二十七条第十八項」に改める。

第十八条の見出し中「により適用するものとされた」を「による」に改め、同条の表以外の部分中「により適用するものとされた」を「による」に改め、同条の表附則第十三条の二第二項の項中「第二十七条第十五項」を「第二十七条第十八項」に、「若しくは第二十七条第十三項若しくは第十四項」を「、第二十条の二第三項若しくは第五項若しくは第二十七条第十五項から第十七項まで」に、「若しくは第二十条第三項若しくは第五項」を「、第二十条第三項若しくは第五項若しくは第二十条の二第三項若しくは第五項」に改める。

第二十条第一項の表平成六年改正法附則第二十一条第一項の項中「第十九条第三項若しくは第五項」の下に「、第二十条第三項若しくは第五項」を加え、「において準用する同法」を削り、同表平成六年改正法附則第二十一条第三項の項中「附則第二十一条第三項」を「附則第二十一条第二項」に改め、「第十九条第三項若しくは第五項」の下に「、第二十条第三項若しくは第五項」を加え、「において準用する」を削る。

第二十一条第一項の表平成六年改正法附則第二十一条第一項の項中「第十九条第三項若しくは第五項」の下に「、第二十条第三項若しくは第五項」を加え、「において準用する同法」を削り、同表平成六年改正法附則第二十一条第三項の項中「附則第二十一条第三項」を「附則第二十一条第二項」に改め、「第十九条第三項若しくは第五項」の下に「、第二十条第三項若しくは第五項」を加え、「において準用する」を削る。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第五条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「管掌者」を「実施者」に、「第二十二条」を「第二十一条の二」に改める。

第七条の表国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の項中「期間につき」及び「期間（」を「第二号厚生年金被保険者期間（」に改め、「以下この条において同じ。」につき」を削り、「当該共済組合」を「国家公務員共済組合連合会」に改め、「。次項において同じ」を削り、同表厚生年金保険法の項中「期間につき」を「ものの被保険者であつた期間」に、「期間（」を「ものの被保険者であつた期間（」

に、「含む。以下この条において同じ。」につき「を「含む。」」に、「当該共済組合」を「定める者」に改め、同表国家公務員共済組合法の項を次のように改める。

<p>国家公務員共済組合法</p>	<p>第百二条第一項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>組合員期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十二条に規定する期間を含む。）</p>
-------------------	----------------	--------------	--

第七条の表地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の項及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の項を削る。

第八条の表厚生年金保険法の項中「第百条の二」を「第百条の二第三項」に、「共済組合等」を「管掌機関」に改め、同表地方公務員等共済組合法の項中「地方公務員等共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）をいう。以下同じ。）」に、「（平成八年

改正法」を「(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)」に、「及び平成八年改正法」を「及び同法」に改め、同表私立学校教職員共済法の項中「私立学校教職員共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法(平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)をいう。以下同じ。)」に、「管掌者」を「実施者」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十条第一項中「施行日」を「平成九年四月一日(以下「施行日」という。)」に改め、同条第二項及び第三項中「管掌者」を「実施者」に改める。

第十二条中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間(以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。)」に、「改正前国共済法」を「平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「改正前国共済

法」という。）」に改める。

第十五条中「管掌者」を「実施者」に、「さらに」を「更に」に改める。

第十七条第一項第三号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第十八条中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第二十一条第一項中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第三項第一号中「平成八年改正法第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後国共済法」という）を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。

以下同じ）」に改め、同号ロ並びに同項第四号及び第五号ロ中「改正後国共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第六号ロ(2)中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第七号中「に減額退職年金在職支給率を乗

じて得た額」を削り、同号ロ(2)中「改正後国共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第四項中「改正後国共済法附則第十二条の八第二項」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の八第二項」に改め、同項第一号中「国家公務員共済組合法」及び「改正後国共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第二号中「改正後国共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第五項中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第六項第一号中「被保険者（旧適用法人等適用事業所）」を「被保険者（改正前国共済法第二条第一項第七号に規定する適用法人又は改正前国共済法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この号において「旧適用法人等適用事業所」という。）」に改め、「又は」の下に「同法第二十七条に規定する」を、「七十歳以上の使用される者」の下に「（以下「七十歳以上の使用される者」という。）」を加え、「厚生年金保険法第二十七条」を「同条」に、「昭和六十年国共済改正法附則第三十六条第一項の規定の例により計算したその支給の停止を行わないものとする部分に相当する額（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（

平成六年法律第九十八号) 附則第七条の規定の適用を受ける場合にあっては、同条の規定の例により計算したその支給の停止を行わないものとする部分に相当する額)」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項、改正後国共済施行法第十一条並びに昭和六十年国共済改正法附則第九条及び第十五条の規定の例により計算した額(第四号において「在職支給停止算定対象額」という。)から、当該給付に係る被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。)第四十九条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項(平成二十七年国共済経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算定したその支給を停止するものとする額を控除して得た額」に改め、同項第二号中「当該給付に係る昭和六十年国共済

改正法附則第四十五条」を「平成二十七年国共済経過措置政令第四十九条第三項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項（平成二十七年国共済経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項第四号中「国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第二項並びに改正後国共済施行法第十一条の規定並びに昭和六十年国共済改正法附則第九条及び第十条の規定の例により計算した額」を「計算した在职支給停止算定対象額」に改め、同条第八項を削る。

第四章の章名中「管掌者」を「実施者」に改める。

第四章中第二十二条の前に次の一条を加える。

（二月期支払の年金の加算）

第二十一条の二 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十三条第四項の規定による支払額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 毎年三月から翌年二月までの間において前項の規定により切り捨てた金額の合計額（一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）については、これを当該二月の支払期月の年金額に加算するものとする。

第二十二条の見出し及び同条第一項中「改正後国共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「改正後国共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「新国民年金法第五条第二項」を「国民年金法第五条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「新国民年金法附則第七条第一項」を「同法附則第七条第一項」に改め、同条第三項中「附則第十六条第十項」を「附則第十六条第十二項」に、「改正後国共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第四項中「管掌者」を「実施者」に、「改正後国共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

第二十三条第一項の表以外の部分中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項の表第七十二条の二の項中

掛金

掛金（継続厚生年金期間にあつては、厚生年金保険の保険料）

を

掛金
別表第二の各号に掲げる受給権者の
分に応じ、それぞれ当該各号に定め
率

	掛金（継続厚生年金期間にあつては、厚生年金保険の保険料）
区 る	厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率

に改め、同表第七十三条の二第一項第

五号の項中「第八十一条の二」を「第八十一条の二第一項」に改め、同表第七十三条の二第一項第六号の項中「第八十一条の二の二」を「第八十一条の二の二第一項」に改め、同表第七十四条の三第一項の項中

「管掌者」を「実施者」に改め、同表第七十七条第四項の項及び第七十九条第一項の項から第八十条第一項の項までを削り、同表第八十二条第一項、第二項及び第四項の項の次に次のように加える。

<p>第八十四条第一項</p>	<p>の障害の程度が減退した</p>	<p>について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認める</p>
<p>請求</p>	<p>減退し、又は増進した後における障害の程度</p>	<p>請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生年金保険法第五十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）</p>
		<p>障害の程度</p>

第二十三条第一項の表第八十七条第一項の項及び第八十七条第二項の項を削り、同表第八十九条及び第九十条の項中「第八十九条及び第九十条」を「第八十九条第一項及び第三項」に改め、同項の次に次のよ

うに加える。

第八十九条第 五項	第四十三条	前条第一項
第八十九条の 二第二項	第七十七条第四項 に同順位者が二人 受けるべき	受けることができる が二人 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十三条第三項

第九十条

組合員期間

旧適用法人施行日前期間

第二十三条第一項の表第九十三条第二項の項の次に次のように加える。

第百十五条第	五十円	五十銭
一項	百円	一円

第二十三条第一項の表附則第十二条の七の四第二項及び第三項の項中「及び第三項」及び「(旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。)」を削り、同表附則第十二条の八第八項の項中「旧適用法人等適用事業所」を「平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所」に改め、同表附則第十二条の八の二第二項第一号の項から附則第十二条の八の三第五項の項までを削り、同表附則第二十条第一項の項の前に次のように加える。

附則第十三条	第七十二条の三から第	厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過
の九第一項	七十二条の六まで	措置に関する政令(平成九年政令第八十五号。以下この条

		<p>において「平成九年経過措置政令」という。）第二十六条 第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十 三条の二から第四十三条の五まで</p>
<p>附則第十三条 の九第二項</p>	<p>第七十二条の三（第七 十二条の四から第七十 二条の六まで</p>	<p>平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み 替えられた厚生年金保険法第四十三条の二（同項の規定に より読み替えられた同法第四十三条の三から第四十三条の 五まで</p>
<p>附則第十三条 の九第三項</p>	<p>第七十二条の四（第七 十二条の六</p>	<p>平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み 替えられた厚生年金保険法第四十三条の三（同項の規定に より読み替えられた同法第四十三条の五</p>
<p>附則第十三条 の九第四項</p>	<p>第七十二条の五（第七 十二条の六</p>	<p>平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み 替えられた厚生年金保険法第四十三条の四（同項の規定に より読み替えられた同法第四十三条の五</p>

附則第十三条 の九第五項	第七十二条の六	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の五
-----------------	---------	---

第二十三条第二項中「とする」を「と、第十三条の二第一項中「組合員期間」とあるのは「旧適用法人
施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）」と、第十三条の三第一項及び第十三条の四第一項中「組合員期間」とあるのは「旧適用法人施行日前期間」とする」に改め、同条第三項の表附則第十六条第一項第一号の項の前に次のように加える。

附則第二条第 八号	国家公務員共済組合法 （昭和三十三年法律第 百二十八号。以下附則 第六十六条までにおい て「共済法」という	共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金 保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十 三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三 十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとさ れた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国 家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）を いい、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴
--------------	---	--

附則第九条第一項	の共済法		<p>う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第二十三条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては同項の規定による読替え後のものとする。以下附則第六十六条までにおいて同じ</p> <p>の国家公務員共済組合法</p>
----------	------	--	--

第二十三条第三項の表附則第二十条第三項の項を削り、同表附則第二十一条第一項の項中「改正前共済法」を「平成八年改正法第二条の規定による改正前の共済法」に改め、同項の次に次のように加える。

附則第二十一条第二項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）
------------	-------	---------------------------

第二十三条第三項の表附則第二十一条の二第一項の項の次に次のように加える。

附則第二十一条の二第二項	共済法第七十九条第二項及び第八十条第一項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の
--------------	----------------------	--

<p>共済法第七十九条第二</p>	<p>給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項（平成二十七年国共済経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p> <p>平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定に</p>

<p>附則第二十二</p>		
	<p>組合員期間</p>	<p>に国家公務員等共済組 合法等の一部を改正す る法律附則第十六条第 一項又は第四項の規定 により加算された金額 を」と、共済法第八十 条第一項</p>
<p>旧適用法人施行日前期間</p>	<p>加算される金額」 「とする</p>	<p>加算額を除く。以下」 (以下「経過的加算額」という。)を除く。以下」と、「 加算額を除く。」とあるのは「加算額及び経過的加算額 を除く。」とする</p>

第二十三条第三項の表附則第二十二條及び第二十六條の項を次のように改める。

条	共済法第八十条	<p>平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項（平成二十七年国共済経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
---	---------	--

第二十三条第三項の表附則第二十八条第五項の項中「管掌者」を「実施者」に改め、同項の前に次のように加える。

附則第二十六条	特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する共済法第八十七条	特例その他の施行日前の旧適用法人施行日前期間
---------	--------------------------------	------------------------

	の二の規定による支給 の停止の特例その他の 施行日前の組合員期間	
附則第二十八 条第二項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間

第二十三条第三項の表附則第二十八条第五項の項の次に次のように加える。

附則第二十九 条第三項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
----------------	-------	-------------

第二十三条第十項の表以外の部分中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元
 化法改正前国共済法」に改め、同項の表第七十二条の二の項中「第二十四条の三」を「第二十四条の四」
 に改め、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項の表以外の部分中「第八十九条及び第九十条の項（
 第八十九条中「組合員期間」を「旧適用法人施行日前期間」に読み替える部分に限る。）」を「第八十九
 条第一項及び第三項の項」に改め、同項の表附則第十三条の九の項中「第二十三条第九項」を「第二十三

条第十一項」に改め、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項の表以外の部分中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項の表第七十二条の二の

項中

標準報酬の月額と標準期末手当等の額

標準報酬月額（厚生年金保険法第二十条に規定する標準
 報酬月額をいう。以下同じ。）と標準賞与額（同法第二十
 条の三に規定する標準賞与額をいう。以下同じ。）

四 報

を

<p>標準報酬の月額と標準期末手当等の額</p>	<p>標準報酬月額（厚生年金保険法第二十条に規定する 報酬月額をいう。以下同じ。）と標準賞与額（同法第 条の四に規定する標準賞与額をいう。以下同じ。）</p>
<p>別表第二の各号に掲げる受給権者の区 分に応じ、それぞれ当該各号に定める 率</p>	<p>同法第四十三条第一項に規定する再評価率</p>

標準報酬

二十四

に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項の表以外の部分中「国家公務員共済組合法

等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下この条並びに次条第六項及び第八項において

「平成十二年国共済改正法」という。）を「平成十二年国共済改正法」に、「第八十九条及び第九十条

の項（第八十九条中「組合員期間」を「旧適用法人施行日前期間」に読み替える部分に限る。）を「第

八十九条第一項及び第三項の項」に改め、同項の表附則第十三条の九の項中「附則別表第四」を「附則別

表第四の各号」に、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十号）第一

条の規定による改正後の別表第二」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に

関する政令（平成九年政令第八十五号）第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法別

表各号」に、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政

令第八十五号)第二十三条第七項」を「同令第二十三条第九項」に改め、同条中第七項を第九項とし、第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、平成二十七年国共済経過措置政令(第十五条、第十八条、第十九条及び第四十九条を除く。)の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成二十七年国共済経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十一条第一項	国家公務員共済組合の組合員	厚生年金保険の被保険者(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。)第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの(以下この項において「旧適
----------	---------------	--

用法人等適用事業所」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。以下この項において「旧適用法人等適用事業所被保険者」という。）に限る。）又は同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下この項において「七十歳以上の使用される者」という。）（旧適用法人等適用事業所に使用される七十歳以上の使用される者（同月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該被保険者の資格を同法第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するものうち、同月三十一日以前の日から引き続き旧

	第五十四条
	組合員である間
<p>適用法人等適用事業所に使用されるものを除く。以下この項において「七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者」という。）に限る。）</p>	<p>厚生年金保険の被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）又は七十歳以上の使用される者（七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）である間</p>
<p>旧適用法人施行日前期間（平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。）（平成九年三月三十一日において平成八年改正法附則第八条第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者の旧適用法人施行日前期間に引き続く厚生年金保険の被保険者期間（平成八年改正法附則第四条の規定により</p>	<p>組合員期間（なお効力を有する改正前国共済法第三十八条第一項に規定する組合員期間をいう。以下同じ。）</p>

<p>第一項 第六十二条及 び第六十三条</p>		<p>第五十六条</p>	
<p>組合員期間</p>	<p>組合員期間</p>	<p>なお効力を有する改正 前国共済施行法</p>	
<p>旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）</p>	<p>旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）</p>	<p>より読み替えられた国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法</p>	<p>厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間のものに限る。以下「継続厚生年金期間」という。）を含む。）</p> <p>厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第二十三条第二項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法</p>

第六十五条	組合員期間が	旧適用法人施行日前期間が
第七十一条第一項	組合員若しくは組合員であつた者	旧適用法人施行日前期間を有する者
第七十二条	組合員期間が	旧適用法人施行日前期間が
第七十六条	なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法	平成九年経過措置政令第二十三条第三項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法
正法		

<p>第三百三十八条</p>	<p>口 第三百三十八条 第一項第三号</p>	<p>口 第三百三十八条 第一項第一号</p>	<p>第八十二条第 一項、第八十 三条、第八十 四条第一項及 び第八十八条</p>	
<p>組合員期間</p>	<p>組合員期間</p>	<p>組合員期間</p>	<p>組合員期間</p>	<p>組合員期間</p>
<p>旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）</p>	<p>旧適用法人施行日前期間</p>	<p>旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）</p>	<p>旧適用法人施行日前期間</p>	<p>旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）</p>

第四項		
第三百三十八条	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
第五項		

第二十三條第五項の表第十三條第一項第一号の項の前に次のように加える。

第二條第一号	第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう	附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第二十三條第一項の規定により読み替えられた規定にあつては同項の規定による読替え後のものとする
第二條第二号	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する	昭和六十年改正法（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）をいい、平成九年

	<p>法律（昭和六十年法律 第五号。以下「昭和 六十年改正法」とい</p>	<p>経過措置政令第二十三条第三項の規定により読み替えられ た規定にあつては同項の規定による読替え後のものとする 。以下同じ</p>
<p>第二条第五号</p>	<p>国家公務員共済組合法 施行令（昭和三十三年 政令第二百七号）をい う</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定により なおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法 施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第 三百四十四号）第一条の規定による改正前の国家公務員共 済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）をいい、 平成九年経過措置政令第二十三条第五項の規定により読み 替えられた規定にあつては同項の規定による読替え後のも のとする</p>

第二十三条第五項の表第十三条第一項第二号及び第三項並びに第十五条第一項第一号の項の次に次のよ
うに加える。

	<p>第十六条第二項</p> <p>共済法第七十九条第六項又は第七項の規定により共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額（</p>	
	<p>退職共済年金の額（共済法第七十九条第六項又は第七項</p>	<p>平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第六項又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第二十四条の規定により共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額（</p>
	<p>退職共済年金の額（共済法第七十九条第六項又は第七項</p>	<p>退職共済年金の額（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第二十</p>

<p>項及び第七項</p>	
<p>第十六条第四 項若しくは第七項</p>	<p>共済法第七十九条第六 項</p>
<p>替えられた厚生年金保険法第四十六条第六項又は平成二十</p>	<p>六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第 四十六条第六項又は被用者年金制度の一元化等を図るため の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家 公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務 員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置 に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「 平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第二十四条 算定した額（平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規 定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第六項 又は平成二十七年国共済経過措置政令第二十四条 平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み</p>

	第十七条第三項	七年国共済経過措置政令第二十四条
	について昭和六十年改正法	について平成九年経過措置政令第二十三条第三項の規定により読み替えられた昭和六十年改正法
	共済法第八十条第一項	平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項（平成二十七年国共済経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同項		平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条

同法	<p>第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項</p> <p>国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）</p>

第二十三条第五項の表第二十一条第一項、第二十六条第一項第二号、第二十八条第二項及び第三十一条第一項の項を次のように改める。

第二十一条第一項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
	共済法第八十七条第三項	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第五十四条第三項
	共済法第七十九条第六項	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた同法第四十六条第六項

第二十三条第五項の表に次のように加える。

第二十一条第一	、第八十七条の二第一	並びに
---------	------------	-----

<p>第四十六条第 十一条第一項 二項及び第三 二十八条第 一項第二号、</p>	<p>第二十六条第 一項第二号、 第二十八条第 二項及び第三 十一条第一項</p>	<p>三項</p>	<p>厚生年金保険法等の一</p>	<p>組合員期間</p>	<p>の額（共済法第八十七 条第三項</p>	<p>項 共済法第七十九条第六 項</p>	<p>加給年金額（共済法第 八十七条第三項</p>	<p>項並びに</p>
<p>厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過</p>	<p>旧適用法人施行日前期間</p>	<p>の額（平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定によ り読み替えられた同法第五十四条第三項</p>	<p>替えられた同法第四十六条第六項</p>	<p>平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み 定により読み替えられた厚生年金保険法第五十四条第三項</p>	<p>加給年金額（平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規</p>			

<p>一項の表旧共 済法第八十八 条の六の項</p>	<p>部を改正する法律（平 成八年法律第八十二号 ）第二条の規定による 改正後の国家公務員共 済組合法第七十九条第 六項</p>	<p>措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第二十六条 第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法（昭和 二十九年法律第百十五号）第四十六条第六項</p>
<p>退職共済年金若しくは 障害共済年金又は同項 に規定する退職、老齡 若しくは障害を給付事 由</p>	<p>老齡厚生年金、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎 年金その他の年金たる給付のうち、老齡若しくは退職又は 障害を支給事由</p>	

第二十三条第五項を同条第六項とし、同条第四項の表以外の部分中「平成九年改正政令第二条の規定に
よる改正後の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号。」を「なお効力を有する改正

前国共済令（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）をいう。以下同じ。）（「」に、「同令」を「なお効力を有する改正前国共済令」に改め、同項の表第十一条の七の三第一項の項の前に次のように加える。

第一条	国家公務員共済組合法 （以下「法」という	法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第
-----	-------------------------	--

		<p>二十三条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ</p>
<p>第十一条の七の二第一号</p>	<p>法第七十九条第六項（法第八十七条第三項</p>	<p>平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第六項（平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた同法第五十四条第三項</p>

第二十三条第四項の表第十一条の七の三第一項の項の次に次のように加える。

<p>第十一条の八の十五</p>	<p>地方公務員等共済組合法第七十九条第三項</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十七</p>
------------------	----------------------------	---

	<p>条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十三条第三項</p>
<p>第二十五条において準用する法第七十七条第四項</p>	<p>第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第十八条第一項の規定により読み替えられた同法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項</p>

第二十三條第四項の表第十一條の十第一項の項の次に次のように加える。

の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十三條第三項

第十一條の十 第三項	法第七十九條第一項若しくは附則第十二條の七の四第一項	附則第十二條の七の四第一項若しくは平成二十七年国共済経過措置政令第十八條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六條第一項（平成二十七年国共済経過措置政令第三十七條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七條第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
法第九十一條第一項から第三項まで若しくは	平成九年経過措置政令第二十六條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第六十五條の二、第六十六條、	

	第九十二条第一項	第六十七条第一項若しくは第六十八条第一項
<p>第十一条の十 第四項</p>	<p>、法第七十九条第一項 若しくは附則第十二条 の七の四第一項</p>	<p>若しくは附則第十二条の七の四第一項、平成二十七年国共 済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられ た平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定によ り適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項 （平成二十七年国共済経過措置政令第三十七条第一項の規 定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七 条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十 四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 ）</p>
<p>法第九十一条第一項か ら第三項まで若しくは 第九十二条第一項</p>	<p>平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み 替えられた厚生年金保険法第六十五条の二、第六十六条、 第六十七条第一項若しくは第六十八条第一項</p>	

第二十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年国共済改正法」という。）附則第十条第一項、第十二条第一項及び第十二条の二並びに附則別表の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十二年国共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十一条 第一項	法による	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項及び次条第一項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による
、 法	、 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によ	

附則第十二条	附則第十一条 第一項第二号			
法による	として法	並びに法	(法)	
平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改	濟法 としてなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共	濟法 並びになお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共	(なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共濟法	りなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の法をいい、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成九年政令第八十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。)第二十三条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては同項の規定による読替え後のものとする。以下この項及び次条第一項において同じ。)

第一項	従前額改定率を乗じて得た金額に	正前国共済法による 従前額改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一条第一項及び第二項に規定する従前額改定率をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た金額に
附則第十二条 第一項第二号	として法	としてなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法
附則第十二条 の二第一項	法第七十二条の三から第七十二条の六まで	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の二から第四十三条の五まで
附則第十二条 の二第二項	法第七十二条の三（法第七十二条の四から第七十二条の六まで	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の二（同項の規定により読み替えられた同法第四十三条の三から第四十三条の

	<p>法第七十二条の三第一 項</p>	<p>五まで 平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の二第一項</p>
<p>附則第十二条 の二第三項</p>	<p>法第七十二条の四（法 第七十二条の六</p>	<p>平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の三（同項の規定により読み替えられた同法第四十三条の五</p>
<p>附則第十二条 の二第四項</p>	<p>法第七十二条の五（法 第七十二条の六</p>	<p>平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の四（同項の規定により読み替えられた同法第四十三条の五</p>
<p>附則第十二条 の二第五項</p>	<p>法第七十二条の六</p>	<p>平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の五</p>
<p>附則別表備考</p>	<p>法第七十二条の三第一 項第一号</p>	<p>厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号</p>

第二十三条の二の見出し中「附則第十六条第十項」を「附則第十六条第十二項」に改め、同条第一項中「附則第十六条第十項」を「附則第十六条第十二項」に、「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「あるのは「当該」を「あるのは、「当該」に改め、「同表第七十九条第二項第一号の項中「規定する標準賞与額」とあるのは「規定する標準賞与額（当該標準賞与額が同法第七十八条の六第二項の規定により改定され、又は決定された場合にあつては、同項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）」とを削り、同条第二項及び第三項中「附則第十六条第十項」を「附則第十六条第十二項」に改め、同条第四項中「附則第十六条第十項」を「附則第十六条第十二項」に、「前条第四項」を「前条第五項」に、「国家公務員共済組合法施行令（第十一条の七の八及び第十一条の九を除く。）」を「なお効力を有する改正前国共済令」に改め、同条第五項中「附則第十六条第十項」を「附則第十六条第十二項」に、「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同条第六項中「附則第十六条第十項」を「附則第十六条第十二項」に、「前条第七項」を「前条第九項」に改め、同条第七項中「附則第十六条第十項」を「附則第十六条第十二項」に、「前条第八項」を「前条第十項」に、「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改

正前国共済法」に改め、同条第八項中「附則第十六条第十項」を「附則第十六条第十二項」に、「前条第九項」を「前条第十一項」に改め、同条第九項中「附則第十六条第十項」を「附則第十六条第十二項」に、「前条第十項」を「前条第十二項」に、「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

第二十三条の三第一項中「管掌者」を「実施者」に、「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「あるのは「当該」を「あるのは、「当該」に改め、「、同表第七十九条第二項第一号の項中「規定する標準賞与額」とあるのは「規定する標準賞与額（当該標準賞与額が同法第七十八条の十四第三項の規定により改定され、又は決定された場合にあつては、同項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）」とを削り、同条第四項中「第二十三条第四項」を「第二十三条第五項」に、「国家公務員共済組合法施行令（第十一条の七の八及び第十一条の九を除く。）」を「なお効力を有する改正前国共済令」に改め、同条第五項中「第二十三条第五項」を「第二十三条第六項」に改め、同条第六項中「第二十三条第八項」を「第二十三条第十項」に、「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改

め、同条第七項中「第二十三条第十項」を「第二十三条第十二項」に、「国家公務員共済組合法」を「な
お効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第八項を削る。

第二十四条第一項の表以外の部分中「附則第十六条第六項」を「附則第十六条第八項」に改め、同項の
表附則第十一条第四項の項中「附則第三十六条第一項、第三十九条又は第四十五条第一項」を「被用者年
金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付
の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公
務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第
四十九条第一項又は第三項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規
定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項（同令第三十七条第一項の規定により読
み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十
四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に改め、同項の前に次のように加える。

附則第十一条

共済法に

共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金

第二項第一号

保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十

		<p>三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第二十三条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては同項の規定による読み替え後のものとする。以下附則第六十六条までにおいて同じ。）に</p>
--	--	--

第二十四条第一項の表附則第三十六条第一項の項、附則第三十六条第一項第一号の項及び附則第三十九条の項を削り、同表附則第四十条第一項並びに第四十二条第一項及び第二項の項の次に次のように加える。

<p>附則第四十三</p>	<p>の障害の程度が減退し</p>	<p>について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認め</p>
<p>条第一項</p>	<p>た</p>	<p>る</p>

	請求	請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生年金保険法第五十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）
	減退し、又は増進した後において該当する旧共済法の障害等級	障害の程度が該当する旧共済法の障害等級

第二十四条第一項の表附則第四十四条第一項の項及び附則第四十五条第一項の項を削り、同表附則第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号、第五十二条第一項から第三項まで、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十七条第一項及び第二項の項中「並びに第五十七条第一項及び第二項」を、「第五十七条第一項及び第二項、第五十七条の二第一項、第五十七条の三第一項並びに第五十七条の四第一項」に改め、同条第二項の表第三十八条第一項第一号から第三号まで及び第四十一条第二項の項の前に次のように加え

る。

第二条第一号	第二条	附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条
第二条第二号	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年改正法」という	昭和六十年改正法（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）をいい、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第二十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ
第二条第五号	国家公務員共済組合法施行令	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一条の規定による改正前の国家公務員共

第二十四条第二項の表第四十三条の項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「平成二十八年四月一日」を「平成三十八年四月一日」に改め、同条中第四項から第六項までを削り、第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3 平成八年改正法附則第十六条第二項に規定する年金たる給付については、平成二十七年国共済経過措置置政令（第十五条、第十八条、第十九条及び第四十九条を除く。）の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成二十七年国共済経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十一条第 二二項	国家公務員共済組合の 組合員	厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は
---------------	-------------------	--

事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。以下この条において「旧適用法人等適用事業所被保険者」という。）に限る。）又は同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下この条において「七十歳以上の使用される者」という。）（旧適用法人等適用事業所に使用される七十歳以上の使用される者（同月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該被保険者の資格を同法第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から

第五十一条第			
国家公務員共済組合の	組合員期間	組合員である間	
厚生年金保険の被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険	<p>じ。）</p> <p>第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同</p> <p>旧適用法人施行日前期間（平成八年改正法附則第二十四条</p>	<p>る間</p> <p>の旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）であ</p> <p>る間</p> <p>者に限る。）又は七十歳以上の使用される者（七十歳以上</p> <p>の旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）であ</p>	<p>引き続き同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該</p> <p>当するものうち、同月三十一日以前の日から引き続き旧</p> <p>適用法人等適用事業所に使用されるものを除く。以下この</p> <p>条において「七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用</p> <p>される者」という。）に限る。）</p>

<p>第九十八條</p>	<p>第九十八條</p>	<p>第九十六條</p>	<p>第九十一條</p>	<p>第九十一條</p>	<p>三項及び第四項</p>
<p>が組合員期間</p>	<p>組合員期間</p>	<p>組合員期間</p>	<p>組合員期間</p>	<p>組合員期間</p>	<p>組合員</p>
<p>が厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律</p>	<p>旧適用法人施行日前期間</p>	<p>行日前期間 八十二号）附則第二十四條第二項に規定する旧適用法人施行日前期間</p>	<p>旧適用法人施行日前期間</p>	<p>旧適用法人施行日前期間 の旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）である間</p>	<p>者に限る。）又は七十歳以上の使用される者（七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）</p>

	組合員期間の年数が	第八十二号) 附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人 施行日前期間(以下「旧適用法人施行日前期間」という。)
第四百四条	組合員期間	旧適用法人施行日前期間の年数が 旧適用法人施行日前期間
第四百一条第一項	組合員又は組合員であ った者	旧適用法人施行日前期間を有する者
第一百十二条	組合員期間	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第 八十二号) 附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施 行日前期間

4 平成八年改正法附則第十六条第二項に規定する年金たる給付のうち昭和六十年国共済改正法附則第八

十六条の規定による改正前の国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための
国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号。次項において「昭和六

十年改正前昭和五十八年統合法」という。) 附則第二十七条第三項の規定の適用を受けるものについて、平成八年改正法附則第十六条第八項の規定により昭和六十年国共済改正法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる第一項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>附則第五十七条 条の二第一項</p>	<p>、退職年金又は減額退職年金</p>	<p>、附則第八十六条の規定による改正前の国家公務員及び公 共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国 家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八 年法律第八十二号。以下この条から第五十七条の四までに おいて「改正前昭和五十八年統合法」という。） 附則第二 十七条第三項の規定により控除するものとされた金額を控 除する前の移行年金（以下この条において「控除前移行退 職年金等」という。）</p>
<p>当該退職年金又は減額</p>	<p>当該控除前移行退職年金等</p>	

			退職年金
附則第五十七 条の二第二項	控除前退職年金等	控除前移行退職年金等	
附則第五十七 条の二第四項	規定を	規定（以下この項において「控除前移行退職年金等額算定規定」という。）及び改正前昭和五十八年統合法附則第二十七條第三項の規定を	
	、退職年金又は減額退職年金	、控除前移行退職年金等	
	これらの規定にかかわらず、これらの規定	控除前移行退職年金等額算定規定にかかわらず、控除前移行退職年金等額算定規定	
附則第五十七 条の三第一項	、障害年金	、改正前昭和五十八年統合法附則第二十七條第三項の規定により控除するものとされた金額を控除する前の移行年金（以下この条において「控除前移行障害年金」という。）	

<p>附則第五十七 条の三第二項</p>	<p>規定を</p>	<p>規定（以下この項において「控除前移行障害年金額算定規定」という。）及び改正前昭和五十八年統合法附則第二十七條第三項の規定を</p>
<p>附則第五十七 条の四第一項</p>	<p>、 障害年金 これらの規定にかかわ らず、これらの規定</p>	<p>、 控除前移行障害年金 控除前移行障害年金額算定規定にかかわらず、控除前移行 障害年金額算定規定</p>
<p>附則第五十七 条の四第二項</p>	<p>規定を</p>	<p>、 改正前昭和五十八年統合法附則第二十七條第三項の規定 により控除するものとされた金額を控除する前の移行年金 （以下この条において「控除前移行遺族年金」という。） 規定（以下この項において「控除前移行遺族年金額算定規 定」という。）及び改正前昭和五十八年統合法附則第二十 七條第三項の規定を</p>
<p>、 遺族年金</p>	<p>、 控除前移行遺族年金</p>	

	これらの規定にかかわらず、これらの規定	控除前移行遺族年金額算定規定にかかわらず、控除前移行遺族年金額算定規定
--	---------------------	-------------------------------------

5 平成八年改正法附則第十六条第二項に規定する年金たる給付のうち昭和六十年改正前昭和五十八年統合法附則第二十七条第三項の規定の適用を受けるものについて、第三項の規定により平成二十七年国共済経過措置政令（第十五条、第十八条、第十九条及び第四十九条を除く。）の長期給付に関する規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる平成二十七年国共済経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条	なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七条の二第四項	厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下この条、第九十八条及び第四百四条において「平成九年経過措置政令」という。）第二十四条第四項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第五十七条の二第四項
退職年金又は減額退職		平成九年経過措置政令第二十四条第一項及び第四項の規定

	年金	により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の二第一項に規定する控除前移行退職年金等
第九十八條	なお効力を有する改正 前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の三第二項	平成九年経過措置政令第二十四條第四項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の三第二項
第四百四條	なお効力を有する改正 前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の四第二項	平成九年経過措置政令第二十四條第四項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の四第二項
	障害年金の	平成九年経過措置政令第二十四條第一項及び第四項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の三第一項に規定する控除前移行障害年金の

遺族年金

平成九年経過措置政令第二十四条第一項及び第四項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第五十七条の四第一項に規定する控除前移行遺族年金

第二十五条第一項中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第二項中「附則第七十六条」の下に「の規定」を加え、「管掌者」を「実施者」に改め、同条第三項中「附則第十六条第三項の規定による」を「附則第十六条第三項の規定により」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同条第四項から第七項までの規定中「管掌者」を「実施者」に改める。

第二十六条の見出し中「技術的読替え」を「読替え等」に改め、同条第一項の表以外の部分中「附則第十六条第八項」を「附則第十六条第十項」に、「掲げるもの」を「掲げる法令の規定、在職支給停止に関する規定（厚生年金保険法第四十六条第一項及び第五項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十一条第一項及び第三項、第二十四条第四項から第六項まで並びに第二十六條の規定をいう。以下この項及び第三項において同じ。）」、厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）第三条の四、第三条の四の二及び第三条の六の二の規定並びに国民年金法による改定率の改定

等に関する政令（平成十七年政令第九十二号。以下この項において「改定率改定政令」という。）別表第二の規定」に、「同条第一項」を「平成八年改正法附則第十六条第一項」に改め、「の規定」の下に「（在職支給停止に関する規定を除く。）」を加え、同項の表国民年金法第二十一条第三項の項中欄中「厚生年金保険法による年金たる保険給付の支給を停止して年金給付」を「保険給付（」に改め、同項下欄中「厚生年金保険法による年金たる」を削り、「管掌者」を「実施者」に、「含む。以下この項において同じ（。）」の支給を停止して年金給付」を「含む、」に改め、同表厚生年金保険法第三十九条第一項の項中「平成八年法律第八十二号」の下に「。以下「平成八年改正法」という。」を加え、「管掌者」を「実施者」に改め、「この条、次条及び第五十六条において」を削り、同表厚生年金保険法第三十九条第三項の項中欄中「停止して年金たる保険給付」を「保険給付（」に改め、同項下欄中「停止して年金たる」を削り、「含む。以下この項及び次条において同じ。）」を「含む、」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>厚生年金保険 法第三十九条 の二</p>	<p>の受給権者</p>	<p>者 （移換給付を含む。以下この条において同じ。）の受給権</p>
---------------------------------	--------------	---

	<p>厚生年金保険 法第四十三条 の二第一項</p>
<p>保険給付</p>	<p>再評価率</p>
<p>移換給付</p>	<p>厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第二十三条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）をいう。以下同じ。）第七十二条の二に規定する再評価率</p>

<p>厚生年金保険 法第四十三条</p>	<p>厚生年金保険 法第四十三条 の二第二項第 二号</p>	<p>厚生年金保険 法第四十三条 の二第二項第 一号</p>	<p>厚生年金保険</p>
<p>標準報酬</p>	<p>標準報酬（</p>	<p>標準報酬（以下「前年 度の標準報酬」という</p>	<p>当該年度</p>
<p>標準報酬の月額と標準期末手当等の額</p>	<p>標準報酬の月額と標準期末手当等の額（</p>	<p>）をいう。以下同じ 元化法改正前国共済法第四十二条の二第一項に規定する標 準期末手当等の額（以下「標準期末手当等の額」という。 ）をいう。以下同じ</p>	<p>前年度の標準報酬（当該年度</p> <p>なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第 四十二条第一項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報 酬の月額」という。）となお効力を有する平成二十四年一 元化法改正前国共済法第四十二条の二第一項に規定する標 準期末手当等の額（以下「標準期末手当等の額」という。 ）をいう。以下同じ</p>

の二第四項	厚生年金保険 法第四十三条 の三第一項	受給権者	移換給付の受給権者
厚生年金保険 法第四十三条 の四第三項及 び第四十三条 の五第三項	標準報酬	標準報酬の月額と標準期末手当等の額	
厚生年金保険 法第四十六条	第四十四条第一項	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条第一項	
第六項	老齢厚生年金については、同項	平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち退職共済年金については、なお効力を有する平成	

厚生年金保険 法第五十四条	第四十六条第六項	二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条第一項
第三項	障害厚生年金について 、第四十七条第一項た だし書の規定は、前項 ただし書の場合	平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給 付のうち障害共済年金

第二十六条第一項の表厚生年金保険法第五十六条第二号の項中欄中「支給する」を削り、同項下欄中「支給する年金たる給付（移換給付を含む。）」を「年金たる給付又は移換給付」に改め、同項の次に次のように加える。

厚生年金保険 法第六十一条	遺族厚生年金	平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給 付のうち遺族共済年金
第一項	受給権者	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第

	厚生年金保険 法第六十五条 の二		
年金の額を改定する	祖父母	遺族厚生年金	被保険者又は被保険者
八十八条第一項の規定により当該遺族共済年金を受けるところができる遺族（配偶者を除く。）	平成九年経過措置政令第二十三条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十九条第五項の規定を適用する	祖父母（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫、父母又は祖父母を除く。 。以下この条において同じ。）	平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち遺族共済年金 旧適用法人共済組合（平成八年改正法附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合をいう。以下同じ。）の組合

厚生年金保険 法第六十六条 第一項	遺族厚生年金	員又は旧適用法人共済組合の組合員
厚生年金保険 法第六十六条 第二項	被保険者	旧適用法人共済組合の組合員
厚生年金保険 法第六十七条 第一項	遺族厚生年金は	平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給 付のうち遺族共済年金は
厚生年金保険 法第六十八条 第一項	遺族厚生年金の 遺族厚生年金は	当該遺族共済年金の 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給 付のうち遺族共済年金の
遺族厚生年金は	当該遺族共済年金は	

<p>厚生年金保険 法第六十八条 第二項</p>	<p>遺族厚生年金</p>	<p>平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち遺族共済年金</p>
<p>厚生年金保険 法第六十八条 第三項</p>	<p>遺族厚生年金 同条第一項</p>	<p>平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち遺族共済年金 第六十一条第一項</p>
<p>厚生年金保険 法附則第十七 条の四第五項</p>	<p>旧国家公務員共済組合 員期間（被用者年金制 度の一元化等を図るた めの厚生年金保険法等 の一部を改正する法律 （平成二十四年法律第 六十三号。以下「平成</p>	<p>旧適用法人施行日前期間（平成八年改正法附則第二十四条 第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下こ の項において同じ。）の平成九年経過措置政令第二十三条 第九項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法 等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以 下この項において「平成十二年国共済改正法」という。） 第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十</p>

<p>前 の 第 四 十 三 条 第 一 項</p> <p>第 一 項 第 一 号 及 び 改 正</p> <p>年 改 正 法 附 則 第 二 十 条</p> <p>第 一 項 並 び に 平 成 十 二</p> <p>と な る 標 準 報 酬 月 額</p>	<p>二十 四 年 一 元 化 法」と</p> <p>い う。 ） 附 則 第 四 条 第</p> <p>十 一 号 に 規 定 す る 旧 国</p> <p>家 公 務 員 共 済 組 合 員 期</p> <p>間 を い う。 以 下 こ の 項</p> <p>及 び 附 則 第 十 七 条 の 九</p> <p>第 四 項 に お い て 同 じ。</p> <p>） の</p>
<p>同 項 及 び 平 成 九 年 経 過 措 置 政 令 第 二 十 三 条 第 九 項 の 規 定 に</p> <p>よ り 読 み 替 え ら れ た 平 成 十 二 年 国 共 済 改 正 法 第 二 条 の 規 定</p> <p>に よ る 改 正 前 の 国 家 公 務 員 共 済 組 合 法 附 則 第 十 三 条 の 九</p> <p>と な る 標 準 報 酬 の 月 額</p>	<p>七 条 第 一 項 に 規 定 す る</p>

法別表各号	厚生年金保険	当該旧国家公務員共済組合員期間
	被保険者	標準報酬月額に、
	旧適用法人共済組合の組合員	当該旧適用法人施行日前期間
		標準報酬の月額に、

第二十六条第一項の表地方公務員等共済組合法第八十一条第五項（同法附則第二十条の二第四項、第二十条の三第三項及び第六項、第二十五条の二第四項、第二十五条の三第四項及び第七項、第二十五条の四第四項及び第七項並びに第二十六条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）の項を削り、同表地方公務員等共済組合法第九十九条の六第二項の項中「地方公務員等共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に、「国家公務員共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に、「移換給付」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十

六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付」に改め、同表私立学校教職員共済法第二十五条の項中「私立学校教職員共済法第二十五条」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条」に改め、「(第十一章を除く。以下この条、次条、第七十九条第三項及び第百十四条の二において同じ。)」を削り、「とする年金である給付」の下に「及び同法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)」を加え、「管掌者」を「実施者」に改め、同表地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第二十九条第五項の項中「国家公務員共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同表私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年国共済改正法附則第十一条第二項第一号の項中「管掌者」を「実施者」に改め、同表に次のように加える。

厚生年金保険

法第四十六条第一項

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等

<p>厚生年金保険 法施行令第三</p>	<p>法施行令第三 条の六第一項</p>
<p>法第四十六条第一項</p>	
<p>より読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条</p>	<p>の一部分を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。次項において「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第十八条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。次項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた法第四十六条第一項</p> <p>平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条</p>

<p>条の六第二項</p>	<p>厚生年金保険 法施行令第三 条の七</p>		<p>改定率改定政 令第四条第一 項</p>
	<p>法第四十六条第六項</p>	<p>法第五十四条第三項</p>	<p>厚生年金保険法第四十 三条第一項</p>
<p>第四項の規定により適用するものとされた法第四十六条第一項</p>	<p>厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下この条において「平成九年経過措置政令」という。）第二十六条第一項の規定により読み替えられた法第四十六条第六項</p>	<p>平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた法第五十四条第三項</p>	<p>厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第二十三条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年</p>

<p>改定率改定政 令第五条第一 項</p>	<p>改定率改定政 令第四条第三 項</p>		
<p>厚生年金保険法第四十 六条第一項</p>	<p>厚生年金保険法附則第 十七条の四第三項から 第七項まで</p>	<p>同法別表</p>	
<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等 の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の 給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一</p>	<p>平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み 替えられた厚生年金保険法附則第十七条の四第五項</p>	<p>平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み 替えられた厚生年金保険法別表</p>	<p>法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。 （附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有す るものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による 改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二 十八号）第七十二条の二</p>

同条第三項	<p>部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下この項及び次項において「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第三項</p>	<p>部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下この項及び次項において「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第三項</p>

<p>改定率改定政 令第六条第一 項</p>		<p>改定率改定政 令第五条第二 項</p>
<p>改正する法律（平成十 二年法律第十八号。以</p>	<p>国民年金法等の一部を 同条第三項</p>	<p>厚生年金保険法附則第 十一条第一項各号</p>
<p>替えられた国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律 （平成十二年法律第二十一号。次項において</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により 適用するものとされた厚生年金保険法附則第十一条第三項</p>	<p>平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定に より読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条 第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法 附則第十一条第一項各号（平成二十七年国共済経過措置政 令第三十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十 四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二 十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替え て適用する場合を含む。）</p>

改定率改定政 令別表第一第 二号から第十 九号まで	改定率改定政 令別表第一第 一号	被保険者	被保険者	項 令第六条第二 項	改定率改定政 令第六条第二 項	下	附則第二十一条第一項 及び第二項
						附則別表第一	定めるとおり
改定率改定政 令別表第一第 二号から第十 九号まで	改定率改定政 令別表第一第 一号	被保険者	被保険者	項 令第六条第二 項	改定率改定政 令第六条第二 項	附則別表	附則第十二条第一項
						附則別表	定めるとおり（昭和六十年九月以前の期間にあつては、一 ・二二）
改定率改定政 令別表第一第 二号から第十 九号まで	改定率改定政 令別表第一第 一号	被保険者	被保険者	項 令第六条第二 項	改定率改定政 令第六条第二 項	附則別表	附則第十二条第一項
						附則別表	定めるとおり（昭和六十年九月以前の期間にあつては、一 ・二二）
改定率改定政 令別表第一第 二号から第十 九号まで	改定率改定政 令別表第一第 一号	被保険者	被保険者	項 令第六条第二 項	改定率改定政 令第六条第二 項	附則別表	附則第十二条第一項
						附則別表	定めるとおり（昭和六十年九月以前の期間にあつては、一 ・二二）

第二十六条第二項中「厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）」を「被用者年金制度の一
元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関
する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。第三十五条第二項において「平成二十七
年経過措置政令」という。）第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた被用者年
金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令
等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法
施行令」に、「前項において」を「前項の規定により」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同条に次の
一項を加える。

3 平成八年改正法附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金たる給付について、在職支給停止に関
する規定を適用する場合においては、平成二十七年国共済経過措置政令第十八条（同条第一項の表改正
後厚生年金保険法第四十六条第一項の項、改正後厚生年金保険法第四十六条第五項の項及び改正後平成
六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項の項から改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条
第十四項の項までに係る部分に限る。）及び第四十九条の規定を適用する。この場合において、次の表

の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項（同項の表以外の部分に限る。）	国家公務員共済組合の組合員である
第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。以下この条において「旧適用法人等適用	

<p>国家公務員共済組合の 組合員となった</p>	
<p>第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）若しくは同法第二十七条に規定する七十歳以</p>	<p>事業所被保険者」という。）に限る。）若しくは同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（旧適用法人等適用事業所に使用される同条に規定する七十歳以上の使用される者（同月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該被保険者の資格を同法第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するものうち、同月三十一日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用されるものを除く。以下「七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者」という。）に限る。）である</p>

		<p>上の使用される者（七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）となった</p>
<p>第一項の表第一項の項</p>	<p>第二号厚生年金被保険者</p>	<p>第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）に限る。）</p>
	<p>該当する</p>	<p>該当する者</p>

	第二項
<p>国家公務員共済組合の組合員である</p>	<p>国家公務員共済組合の組合員である</p>
<p>旧適用法人等適用事業所において使用される第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き被保険者の資格を有していた者であつて、当該被保険者の資格を第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するものうち、同月三十一日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用されるものを除く。）</p>	<p>第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）若しくは厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）である</p> <p>第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険</p>

	第三項（同項の表以外の部分に限る。）		第三項の表第一項の項
組合員となった	第一号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員	第一号厚生年金被保険者
者に限る。）若しくは同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）となった	第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者を除く。）、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者	七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者	第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は

	<p>国家公務員共済組合の 組合員</p>	<p>事務所のうち第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）を除く。） 、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者 旧適用法人等適用事業所に使用される七十歳以上の使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き被保険者の資格を有して、当該被保険者の資格を第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するものうち、同月三十一日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用されるものを除く。）</p>
--	---------------------------	---

<p>第四項（同項の表以外の部分に限る。）</p>	<p>第二号厚生年金被保険者</p>	<p>第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）</p>
<p>第四項の表第一項の項</p>	<p>第二号厚生年金被保険者</p>	<p>第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用</p>

	第五項	される者を除く。）に限る。）
	第二号厚生年金被保険者	第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）
第六項（同項の表以外の部分に限る。）	第一号厚生年金被保険者	第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者を除く。）、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者
第六項の表第一項の項	第一号厚生年金被保険者	第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適

用法人等適用事業所」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）を除く。）、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者

第二十六条の二の見出し中「附則第十六条第九項」を「附則第十六条第十項」に改め、同条の表以外の部分中「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同条の表第七十八条の第十項の項中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）をいう。以下この項において同じ。）による」に、「国家公務員共済組合法第七十七条第一項」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十七条第一項」に改める。

第二十六条の三中「第八条の二の八」を「第八条の二の六」に、「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

第二十七条の見出し及び同条第二項中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第三項中「管掌者」を「実施者」に、「改正後国共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）」を「平成十二年国共済改正法」に改め、同条第四項中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第五項中「管掌者」を「実施者」に、「平成十二年国共済改正政令第八条第一項第二号」を「平成十二年国共済改正政令附則第八条第一項第二号」に改める。

第三十条第一項中「管掌者たる政府に」を「実施者たる政府に」に改め、同項第一号中「管掌者」を「実施者」に改め、同項第二号中「附則第十六条第七項」を「附則第十六条第九項」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同条第四項中「管掌者」を「実施者」に改める。

第三十一条第一項及び第二項中「管掌者」を「実施者」に改める。

第三十五条第一項中「管掌者」を「実施者」に、「改正後国共済法」を「なお効力を有する平成二十四

年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「厚生年金保険法」を「平成二十七年経過措置政令第八十四条の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第六十条第一項第二号ロ及び平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に、「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「私立学校教職員共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法」に改め、「準用する」の下に「私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号ロの規定を適用する」を加え、「地方公務員等共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改める。

（平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第六条 平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う

経過措置に関する政令（平成十二年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「管掌者」を「実施者」に改める。

第十八条中「附則第二十一条第十項」を「附則第二十一条第十三項」に、「第九項」を「第十二項」に改める。

第十九条中「附則第二十一条第十項」を「附則第二十一条第十三項」に、「同条第一項第一号及び第二号」を「同条第一項各号」に改める。

第二十一条（見出しを含む。）中「附則第二十一条第十項」を「附則第二十一条第十四項」に改める。

第二十二条第一項第一号中「第六条の二」を「第六条の三」に改める。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第七条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「管掌者」を「実施者」に、「第二十三条」を「第二十三条の十一」に改める。

第四条の表以外の部分中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）」に改め、同条の表厚生年金保険法第四十三条第三項の項中「から起算して一月を経過した日」を「（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至った日にあつては、その日）から起算して一月を経過した日」に、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同表厚生年金保険法附則第九条の三第三項の項中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同表厚生年金保険法附則第九条の三第四項の項中「喪失した日」の下に「（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至った日にあつては、その日）」を加え、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同表厚生年金保険法附則第九条の三第五項の項中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同表厚生年金保険法施行令第三条の五第一項第三号の項中「喪失した日」の下に「（法第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至った日にあつては、その日）」を、「平成十三年法律第百一

号」の下に「。以下この号において「平成十三年統合法」という。」を加え、「同法」を「平成十三年統合法」に、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第四条の二を削る。

第五条中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第十条中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第三章の章名中「管掌者」を「実施者」に改める。

第十二条第一項中「次条」を「第十三条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(二月期支払の年金の加算)

第十二条の二 廃止前農林共済法第二十三条第四項の規定による支払額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 毎年三月から翌年二月までの間において前項の規定により切り捨てた金額の合計額（一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）については、これを当該二月の支払期月の年金額に加算するものとする。

第十三条第二項中「（平成十三年統合法附則第二条第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。）」を削り、「新国民年金法第五条第二項」を「国民年金法第五条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「新国民年金法附則第七条第一項」を「同法附則第七条第一項」に改め、同条第四項中「附則第十六条第十六項」を「附則第十六条第十八項」に改める。

第十四条第一項の表第二十三条の二第一項第一号イの項の前に次のように加える。

第二十二條	五十円	五十銭
第一項	百円	一円

第十四条第一項の表第二十三条の二第一項第三号ニの項の次に次のように加える。

第二十二條	第三十八條の二第一項又は第三十八條の三第一項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を
の三第一項		

	<p>廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号。以下「平成十四年経過措置政令」という。）第二十三条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項</p>

第十四条第一項の表第三十八条の二第一項の項から第三十八条の二第一項第二号ニの項まで及び第三十八條の三第一項の項を削り、同表第四十三条第一項の項の次に次のように加える。

<p>第四十四条 第一項</p>	<p>の障害の程度が減退した</p>	<p>について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認める</p> <p>請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生年金保険法第五十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日</p>
	<p>請求</p>	

	<p>減退し、又は増進した後における障害等級に該当する障害の程度</p>	<p>から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）</p>
--	--------------------------------------	--------------------------------

第十四条第一項の表第四十八条の項中「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条の五において読み替えて準用する」を「平成十四年経過措置政令第十四条の五において読み替えて準用する被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」に改め、同表附則第九条第一項の項中「被保険者」の下に「（附則第七条の規定による退職共済年金の受給権者（その受給権が平成十四年四月一日前に生じた者及び同日以後に生じた者であつて附則第十二条第二項の規定の適用を受けるものに限る。）及び附則第十三条第二項の規定による退職共済年金の受給権者（以下この項において「既決定

受給権者等」という。)並びに既決定受給権者等であつた第三十六条の規定による退職共済年金の受給権者にあつては、農林漁業団体等(平成十三年統合法附則第四条に規定する農林漁業団体等をいう。)の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される者(附則第十三条第八項において「農林漁業団体等適用事業所被保険者」という。)に限る。次条第一項、附則第九条の三並びに第十二条の四第二項及び第三項において同じ。)を加え、同表附則第十三条の三第一項の項から附則第十三条の三第五項の項までを削り、同条第二項の表附則第十四条第一項の項中「)第十四条の五において読み替えて準用する厚生年金保険法」を「)第十四条の五において読み替えて準用するなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。以下同じ。)」に、「平成十四年経過措置政令第十四条の五において読み替えて準用する厚生年金保険法」を「平成十四年経過措置政令第十四条の五において読み替えて準用するなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法」に改め、同表附則第二十六条の項、附則第二十七条第一項の項及び附則第二十七条第二

項の項中「厚生年金保険法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法」に改め、同条第四項を削り、同条第五項の表附則第四条第一項の項中「読み替えて準用する」の下に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」を加え、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項の表第五条の項中「第十四条第十項」を「第十四条第九項」に改め、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第十一項」を「以下この項及び第十項」に、「同令」を「平成六年農林共済改正政令」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「附則第十六条第十六項」を「附則第十六条第十八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「附則第十六条第十六項」を「附則第十六条第十八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「附則第十六条第十六項」を「附則第十六条第十八項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「附則第十六条第十六項」を「附則第十六条第十八項」に、「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項を

同条第十六項とし、同条第十八項中「第十六項」を「第十五項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第十六項」を「第十五項」に、「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十八項とする。

第十四条の四第一項中「、国民年金法」を「又は国民年金法」に、「管掌者」を「実施者」に改める。

第十四条の五中「厚生年金保険法第六十条第一項、」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第六十条第一項、」に、「厚生年金保険法第六十条第一項第一号」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十条第一項第一号」に改める。

第十四条の六の見出し中「附則第十六条第十五項」を「附則第十六条第十七項」に改め、同条の表以外の部分中「同条第十五項」を「同条第十七項」に改める。

第十四条の七中「第八条の二の八」を「第八条の二の六」に改める。

第十五条第一項の表附則第十条第四項の項中「附則第四十八条第一項若しくは第二項又は附則第四十九条第一項」を「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第二十三条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>附則第十九条</p>	<p>特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法第三十八条の三の規定による支給の停止の特例</p>	<p>特例</p>
<p>附則第二十条 二条</p>	<p>特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法第四十五条の四の規定による支給の停止の特例</p>	<p>特例</p>

第十五条第一項の表附則第三十五条第二項各号並びに附則第三十八条第一号及び第三号の項中「並びに附則第三十八条第一号及び第三号」を削り、同項の次に次のように加える。

附則第三十	<p>附則第三十 六条第一項</p>	組合員期間	<p>請求</p> <p>の障害の程度が減退した</p> <p>減退し、又は増進した後において該当する旧共済法別表第二の上欄に掲げる障害の程度</p>	旧農林共済組合員期間	<p>請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生年金保険法第五十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）</p> <p>の障害等級以外の障害等級に該当すると認める</p> <p>について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認める</p> <p>請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生年金保険法第五十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）</p> <p>障害の程度が該当する旧共済法別表第二の上欄に掲げる障害の程度</p>
-------	------------------------	-------	---	------------	---

八条第一号

及び第二号

第十五条第一項の表附則第四十八条第一項の項から附則第四十九条第一項の項までを削り、同条に次の一項を加える。

9 第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法第二十二条第一項の規定は、移行農林年金について準用する。

第十六条の表第十五条第三項の項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

第十七条第一項の表以外の部分中「及び附則第四十九条第一項の項」を削り、同項の表附則第四十八条第一項の項から附則第四十八条第二項の項までを削り、同条第三項の表以外の部分中「及び附則第四十九条第一項の項」を削り、同項の表附則第四十八条第一項の項から附則第四十八条第二項の項までを削る。

第十九条第一項中「平成六年改正法」を「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）」に、「第十五項」を「第十八項」に改める。

第二十条第一項中「第十五項」を「第十八項」に改める。

第二十一条第一項の表以外の部分中「（以下この条において）」を「（以下）」に、「第十一条第二項各号」を「第十条第二項各号」に改め、同項の表を次のように改める。

第十條第二項	老齡厚生年金の受給権者	老齡厚生年金又は移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百號。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六條第四項に規定する移行農林共済年金をいう。第十三條第一項第一號及び第三號において同じ。）のうち退職共済年金の受給権者
老齡厚生年金の額	老齡厚生年金又は移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法	

<p>第十三条第 一項第三号</p>		<p>第十三条第 一項第一号</p>	
<p>障害厚生年金（</p>	<p>得た額</p>	<p>老齢厚生年金</p>	
<p>障害厚生年金又は移行農林共済年金のうち障害共済年金（平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年統合</p>	<p>得た額（当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの）</p>	<p>老齢厚生年金又は移行農林共済年金のうち退職共済年金（以下この条において「老齢厚生年金等」という。）</p>	<p>律（平成十三年法律第一百号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち退職共済年金の額</p>

	第十三条第	二項第一号
	特例による障害厚生年金	老齢厚生年金 であつた期間
<p>法附則第七十六条の規定による改正前の社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第七十七号）の規定により支給するものに限る。</p> <p>（ ）</p>	特例による障害給付 老齢厚生年金等	<p>であつた期間（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間（平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該旧農林共済組合員期間に引き続き厚生年金保険の被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間のものを含む</p>

<p>第十三条第 二項第三号 イ及びロ</p>		<p>特例による障害厚生年金</p>	<p>月数を合算した月数</p>	<p>特例による障害給付</p>	<p>月数 む。)を含む。</p>
---------------------------------	--	--------------------	------------------	------------------	-----------------------

第二十一条第二項中「第十一条第二項」を「第十条第二項」に改める。

第二十三条の見出しを削り、同条第一項の表以外の部分中「附則第十六条第十八項」を「附則第十六条第二十項」に、「掲げるもの」を「掲げる規定、厚生年金保険法施行令第三条の六の規定及び平成六年国民年金等経過措置政令第十四条の規定」に改め、同項の表国民年金法第二十条第一項の項中「年金たる給付」を「保険給付」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同表国民年金法第二十一条第三項の項中欄中「厚生年金保険法による年金たる保険給付」を「保険給付（」に改め、同項下欄中「厚生年金保険法による年金たる」を削り、「含む。以下この項において同じ。」を「含み、」に改め、同表国民年金法第二十条の項中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に、「による年金たる給付」を「保険給付」に改め、

同表国民年金法第百八条第二項の項中「年金たる給付」を「保険給付」に改め、同表厚生年金保険法第三十八條第一項の項を次のように改める。

<p>厚生年金保 険法第三十 八条第一項</p>	<p>又は国民年金法 支給される障害基礎年金を除く。）</p>	<p>、国民年金法 支給される障害基礎年金を除く。）又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付（以下「移行年金給付」といい、当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される障害共済年金を除く。）</p>
<p>遺族厚生年金を除く。）又は</p>	<p>遺族厚生年金を除く。）、「国民年金法</p>	

	同法	
並びに障害基礎年金を除く。）	並びに障害基礎年金を除く。）又は移行年金給付（退職共済年金及び遺族共済年金を除く。）	並びに障害基礎年金を除く。）又は移行年金給付（退職共済年金及び遺族共済年金を除く。）
老齢厚生年金を除く。）又は同法	老齢厚生年金を除く。）又は同法	老齢厚生年金を除く。）同法
遺族基礎年金を除く。）	遺族基礎年金を除く。）	遺族基礎年金を除く。）又は移行年金給付（退職共済年金及び当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族共済年金を除く。）

第二十三条第一項の表厚生年金保険法第三十九条第三項の項中欄中「停止して年金たる保険給付」を「保険給付（」に改め、同項下欄中「停止して年金たる」を削り、「含む。以下この項及び次条において同じ。」を「含む、」に改め、同項の次に次のように加える。

厚生年金保険法の第三十	の受給権者	の受給権者 （移行年金給付を含む。以下この条において同じ。）
-------------	-------	-----------------------------------

九条の二

第二十三条第一項の表厚生年金保険法第四十四条の三第一項の項を次のように改める。

厚生年金保 険法第四十 四条の三第 一項	又は国民年金法 除く。）	、国民年金法 除く。）又は移行年金給付（退職共済年金を除く。）
-------------------------------	-----------------	------------------------------------

第二十三条第一項の表厚生年金保険法第四十四条の三第一項の項の次に次のように加える。

厚生年金保 険法第四十 六条第一項	老齢厚生年金の受給権者	平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行 農林共済年金（以下この項において「移行農林共済年 金」という。）のうち退職共済年金又は同条第六項に 規定する移行農林年金（以下この項において「移行農 林年金」という。）のうち退職年金、減額退職年金若 しくは通算退職年金（以下この項及び第五項において
-------------------------	-------------	--

	<p>「移行退職共済年金等」という。）の受給権者（六十歳以上であるものに限る。）</p>
<p>老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く</p>	<p>移行退職共済年金等の額（移行農林共済年金のうち退職共済年金にあつては平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。以下この条において「廃止前農林共済法」という。）第三十八条第一項に規定する加給年金額及び平成十三年統合法附則第十六条第十三項において準用する第四十四条の三第四項の規定により加算される額（以下この項において「繰下げ加算額」という。）を除いた額とし、移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金又は通</p>

算退職年金にあつては当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の受給権者が第一号厚生年金被保険者（平成十三年統合法附則第四条に規定する農林漁業団体等の事業所又は事務所のうち第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「農林漁業団体等適用事業所」という。）に使用される者に限る。）又は七十歳以上の使用される者（農林漁業団体等適用事業所に使用される七十歳以上の使用される者に限る。）であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となつている旧農林共済組合員期間（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。）を基礎として厚生年金保険制

度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法附則第九条第二項（第三号を除く。）並びに同令第十四条第二項の規定により読み替えられた平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法（平成十三年統合法附則第二条第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。）附則第十四条及び第十五条の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減

額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に
応じ、平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定に
よりなおその効力を有するものとされた農林漁業団体
職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（
昭和六十一年政令第六十七号）附則第五十一条第三項
に定める額を控除した額）とし、当該退職年金、減額
退職年金又は通算退職年金の受給権者が第一号厚生年
金被保険者（農林漁業団体等適用事業所に使用される
者を除く。）、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生
年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者、七十
歳以上の使用される者（農林漁業団体等適用事業所に
使用される七十歳以上の使用される者を除く。）又は

<p>厚生年金保 険法第四十 六条第五項</p>	
<p>第三十六條第二項</p>	<p>老齡厚生年金</p> <p>老齡厚生年金の額以上</p> <p>老齡厚生年金の額以上</p> <p>老齡厚生年金に</p> <p>老齡厚生年金の全部（同条第 四項に規定する加算額を除く 。）</p>
<p>廃止前農林共済法第二十三條第二項</p>	<p>移行退職共済年金等</p> <p>移行退職共済年金等の額以上</p> <p>移行退職共済年金等の額以上</p> <p>移行退職共済年金等に</p> <p>国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であると きは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金 の額に百分の四十五を乗じて得た額とする</p> <p>移行退職共済年金等の額に あつては移行退職共済年金等の額に 相当する部分</p> <p>移行農林共済年金のうち退職共済年金にあつては移行 退職共済年金等の全部（繰下げ加算額を除く。）の支 給を、移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金又 は通算退職年金にあつては移行退職共済年金等の額に 相当する部分</p>

第二十三条第一項の表厚生年金保険法第五十四条の二の項を削り、同表厚生年金保険法第五十六条第二号の項中欄中「支給する」を削り、同項下欄中「支給する年金たる給付（移行年金給付を含む。）」を「年金たる給付又は移行年金給付」に改め、同表厚生年金保険法第六十四条の二及び第六十九条の項を削り、同表厚生年金保険法第百条の二第二項の項中「第百条の二第二項」を「第百条の二第三項」に、「共済組合等」を「管掌機関」に、「（移行年金給付を含む。）」を「若しくは移行年金給付」に改め、同表国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第七十四条第一項第一号の項中「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）」をいう。以下同じ。）に、「管掌者」を「実施者」に改め、同表国家公務員共済組合法第七十四条第一項第二号の項及び国家公務員共済組合法第七十四条第一項第三号の項中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同表国家公務員共済組合法第七十四条第二項（同法附則第十二条の二の二第七項、第十二条の四の二第四項、第十二条の四の三第二項及び第四項、第

十二条の六の二第八項、第十二条の七の二第三項、第十二条の七の三第三項及び第五項並びに第十二条の八第四項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項ただし書の項中「国家公務員共済組合法」及び「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同表国家公務員共済組合法第七十八条の二第一項の項及び国家公務員共済組合法第百十四条の二の項中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同表地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十六条第一項第一号の項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三十条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」をいう。以下同じ。）に、「管掌者」を「実施者」に改め、同表地方公務員等共済組合法第七十六条第一項第二号の項及び地方公務員等共済組合法第七十六条第一項第三号の項中「地方公務員等共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改め、同表地方公務員等共済組合法第七十六条第二項（同法第百二条第二項、第百三条第四項及び第百四条第二項並びに附則第十八条の二第七項、第二十条の二第

四項（同法附則第二十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。））、第二十条の第三項（同法附則第二十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）及び第六項（同法附則第二十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。））、第二十四条第二項、第二十四条の二第八項、第二十五条の二第四項（同法附則第二十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。））、第二十五条の三第四項（同法附則第二十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。））及び第七項（同法附則第二十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。））、第二十五条の四第四項（同法附則第二十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。））及び第七項（同法附則第二十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。））並びに第二十六条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項ただし書の項中「地方公務員等共済組合法」及び「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改め、同表地方公務員等共済組合法第八十条の二の項及び地方公務員等共済組合法第四百四十四条の二十五の二の項中「地方公務員等共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改め、同表私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条の項中「私

立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。以下同じ。）」に改め、「（第十一章を除く。以下この条、次条、第七十九条第三項及び第一百十四条の二において同じ。）」を削り、「とする年金である給付」の下に「及び同法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）」を加え、「管掌者」を「実施者」に改め、同表私立学校教職員共済法第四十七条の二の項中「私立学校教職員共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同表昭和六十年国民年金等改正法附則第十一条第三項の項中欄中「（附則第三十一条第一項）を「をいう。以下」に改め、同項下欄中「年金たる給付（」を「年金たる給付をいい、」に、「管掌者」を「実施者」に、「含み、附則第三十一条第一項」を「含む。以下この項において」に改め、同表昭和六十年国民年金等改正法附則第十一条第五項から第七項までの項中「管掌者」を「実施者」に改め、同表昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六条第二項の項中「法律」を「平成二十四年改正前共済各法」に改め、同

表昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六条第四項の項、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十一条第二項第一号の項、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十条第二項第一号の項及び私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十条第二項第一号の項中「管掌者」を「実施者」に改め、同表平成六年改正法附則第四条第三項の項の次に次のように加える。

平成六年改	厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで、第二十条第一項から第五項まで又は前条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりそ	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。以下「廃止前
正法附則第	規定による老齢厚生年金（附則第十八条、第十九条第一項	の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を
二十一条第	則第十八条、第十九条第一項	廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「
一項	から第五項まで、第二十条第	平成十三年統合法」という。）附則第十六条第一項の
	一項から第五項まで又は前条	規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前
	第一項から第五項まで及び同	農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一
	法附則第九条の規定によりそ	号に規定する廃止前農林共済法をいう。以下「廃止前

<p>日（同法）</p>	<p>の額が計算されているものに限る。）の受給権者</p>
<p>日（厚生年金保険法）</p>	<p>農林共済法」という。）附則第七条の規定による退職共済年金（廃止前農林共済法附則第十二条の二第二項及び第三項の規定によりその額が計算されているものに限る。）若しくは廃止前農林共済法附則第十三条第二項の規定による退職共済年金（以下この項、附則第二十四条第四項及び第六項並びに第二十六条において「移行退職共済年金」という。）又は平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金（以下この項において「移行農林年金」という。）のうち退職年金若しくは減額退職年金（以下この項及び第三項において「移行退職共済年金等」という。）の受給権者（六十五歳未満であるものに限る。）</p>

<p>総報酬月額相当額（同法</p>	<p>総報酬月額相当額（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第二十三条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法</p>
<p>老齢厚生年金の額</p> <p>附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条第一項に規定する加給</p>	<p>移行退職共済年金等の額</p> <p>移行退職共済年金にあつては廃止前農林共済法第三十八条第一項に規定する加給年金額を除いた額とし、移行農林年金のうち退職年金又は減額退職年金にあつては当該退職年金又は減額退職年金の受給権者が第一号厚生年金被保険者（平成十三年統合法附則第四条に規定する農林漁業団体等の事業所又は事務所のうち厚生</p>

年金額を除く

年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「農林漁業団体等適用事業所」という。）に使用される者に限る。）であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額のうちその算定の基礎となっている旧農林共済組合員期間（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。）を基礎として同令第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法附則第九条第二項（第三号を除く。）並びに同令第十四条第二項の規定により読み替えられた平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法（平成十三年統合法附則第二条第一項第三

号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。

○ 附則第十四条及び第十五条の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農林漁業団体職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十七号）附則第五十条第三項に定める額を控除した額）とし、当該退職年金又は減額退職年金の受給権者が第一号厚生年金被保険者（農林漁業団体等適用事業所に使用される者を除く。）、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金

<p>平成六年改 正法附則第 二十一条第</p>	<p>前二項 厚生年金保険法附則第八条の 規定による老齢厚生年金</p>	<p>第一項 移行退職共済年金等</p>		<p>老齢厚生年金の全部</p>	<p>移行退職共済年金にあっては移行退職共済年金等の全部の支給を、移行農林年金のうち退職年金又は減額退職年金にあっては移行退職共済年金等の額に相当する部分</p>	<p>が同法</p>	<p>老齢厚生年金に</p>	<p>移行退職共済年金等に</p>		<p>が厚生年金保険法</p>	<p>被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額に百分の九十を乗じて得た額とする</p>
----------------------------------	--	--------------------------	--	------------------	---	------------	----------------	-------------------	--	-----------------	---

<p>厚生年金保険法附則第九条の二第二項第二号</p>	<p>廃止前農林共済法附則第九条第二項第二号</p>
<p>附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項若しくは第二十条の二第三項若しくは第五項又は同法附則第九条の二第三項若しくは第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）において準用する同法第四十四条第一項</p>	<p>廃止前農林共済法第三十八条第一項</p>

	<p>附則第二十一条（附則第二十条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）</p> <p>同法附則第九条の二第二項第一号</p>	<p>附則第二十一条</p> <p>廃止前農林共済法附則第九条第二項第一号</p>
<p>平成六年改 正法附則第 二十四条第 五項</p>	<p>第三項に規定する同法附則第九条の二第二項第一号に規定する額並びに前項</p>	<p>前項</p> <p>廃止前農林共済法附則第九条第二項第二号</p>
<p>平成六年改</p>	<p>前三項</p>	<p>前二項</p>
<p>正法附則第 二十四条第</p>	<p>厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金</p>	<p>移行退職共済年金</p>

六項	同法第三十六条第二項	廃止前農林共済法第二十三条第二項
平成六年改 正法附則第 二十六条第 一項	厚生年金保険法附則第八条の 規定による老齢厚生年金（附 則第十八条、第十九条第一項 から第五項まで、第二十条第 一項から第五項まで又は第二 十条の二第一項から第五項ま で及び同法附則第九条の規定 によりその額が計算されてい るものに限る。）	移行退職共済年金 当該移行退職共済年金 移行退職共済年金の 廃止前農林共済法第三十八条第一項

	<p>平成六年改 正法附則第 二十六条第 三項</p>
<p>条第三項若しくは第五項、第 二十条第三項若しくは第五項 又は第二十条の二第三項若し くは第五項において準用する 厚生年金保険法第四十四条第 一項</p>	<p>第一項に規定する老齢厚生年 金の受給権者（昭和十六年四 月二日以後に生まれた者であ つて、 前二項 当該老齢厚生年金 第一項各号</p>
	<p>移行退職共済年金の受給権者（ 第一項 当該移行退職共済年金 同項各号</p>

平成六年改	五項各号 二十六条第 正法附則第 平成六年改	五項 二十六条第 正法附則第 平成六年改			
第一項から第四項まで	当該老齡厚生年金	第一項に規定する老齡厚生年金	老齡厚生年金の全部	老齡厚生年金の額	厚生年金保険法附則第九条の 二第二項第一号
第一項、第三項	移行退職共済年金	移行退職共済年金	移行退職共済年金の全部	移行退職共済年金の額	廃止前農林共済法附則第九条第二項第一号

正法附則第 二十六条第 七項	第一項に規定する老齢厚生年 金 厚生年金保険法第三十六条第 二項	移行退職共済年金
平成六年改 正法附則第 二十六条第 八項	前各項 第一項に規定する老齢厚生年 金	第一項、第三項及び第五項から前項まで 移行退職共済年金

第二十三条第一項の表平成六年改正法附則第二十七条第一項第二号の項を削り、同条に次の二項を加える。

4 廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五条第一項又は第四項の規定により算定した額が加算された退職共済年金について、第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項の規定を適用する場合には、同項中「加給年金額及び」とあるのは「加給年金額、」と、「という。」

を除いた額」とあるのは「という。」及び平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法（平成十三年統合法附則第二条第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。以下この項において「廃止前昭和六十年農林共済改正法」という。）附則第十五条第一項又は第四項の規定により加算された額（以下この項において「経過的加算額」という。）を除いた額」と、「平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法（平成十三年統合法附則第二条第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。）」とあるのは「廃止前昭和六十年農林共済改正法」と、「繰下げ加算額を」とあるのは「繰下げ加算額及び経過的加算額を」とする。

5 廃止前農林共済法附則第七条の規定による移行退職共済年金（廃止前農林共済法附則第十二条の二第二項及び第三項の規定によりその額が計算されているものに限る。）及び廃止前農林共済法附則第十三条第二項の規定による移行退職共済年金（第二十三条の四及び第二十三条の十において「廃止前農林共済法附則第七条の規定による移行退職共済年金等」という。）については、第一項の規定により読み替えられた平成六年改正法附則第二十一条第一項の規定にかかわらず、その受給権者が六十歳未満の厚生

年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（第二十三条の七において「第一号厚生年金被保険者」といい、農林漁業団体等に使用される者に限る。）である間は、支給を停止する。

第二十三条の前に見出しとして「（移行農林共済年金及び移行農林年金に係る国民年金法等の支給停止に関する規定等の読替え等）」を付し、第三章中同条の次に次の十条を加える。

第二十三条の二 移行退職共済年金については、廃止前農林共済法第三十八条の二第一項、第三十八条の三第一項及び附則第十三条の三の規定は、適用しない。

2 移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金又は通算退職年金については、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第四十八条及び第四十九条の規定は、適用しない。

（移行退職共済年金等の支給停止に関する経過措置）

第二十三条の三 移行退職共済年金又は移行農林年金のうち退職年金若しくは減額退職年金の受給権者について、第二十三条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項並びに平成六年改正法附則第二十一条第一項、第二十四条第四項並びに第二十六条第一項及び第三項の規定を適用す

る場合においては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第三十三条の規定を適用する。

2 移行退職共済年金又は移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者（昭和二十年十月二日以後に生まれた者に限る。）が、一元化法施行日（平成二十四年一元化法の施行の日をいう。以下同じ。）の前日において国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）であった者である場合においては、一元化法施行日の属する月の前月以前の月に属する日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者であるものとみなして、一元化法施行日の属する月において第二十三条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項並びに平成六年改正法附則第二十一条第一項、第二十四条第四項並びに第二十六条第一項及び第三項の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用については、当該受給権者が一元化法施行日に平成二十四年一元化法附則第五条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者である場

合を除き、一元化法施行日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、かつ、一元化法施行日に当該被保険者の資格を喪失したものとみなす。

- 3 移行退職共済年金又は移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者（昭和二十年十月一日以前に生まれた者に限る。）が、厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する七十歳以上の使用される者（一元化法施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者である者に限る。）である場合においては、一元化法施行日の属する月の前月以前の月に属する日から引き続き同一の同法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所において同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者であるものとみなして、一元化法施行日の属する月において第二十三条第一項の規定により読み替えられた同法第四十六条第一項の規定を適用する。

（廃止前農林共済法附則第七条の規定による移行退職共済年金等の受給権者に係る平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定の準用）

第二十三条の四 廃止前農林共済法附則第七条の規定による移行退職共済年金等又は移行農林年金のうち

退職年金若しくは減額退職年金の受給権者（一元化法施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員である者（以下「継続組合員等」という。）に限る。）について、第二十三条第一項の規定により読み替えられた平成六年改正法附則第二十一条第一項、第二十四条第四項並びに第二十六条第一項及び第三項の規定を適用する場合には、平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を準用する。この場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年経過措置政令第三十八条の規定の例による。

（移行退職共済年金等の支給停止に関する特例）

第二十三条の五 移行退職共済年金又は移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金について平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において平成二十四年一元化法附則第十三条第一項及び第十四条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項

厚生年金保険法による老齢厚

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度

<p>生年金</p>	<p>の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち退職共済年金又は同条第六項に規定する移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（以下この条において「移行退職共済年金等」という。）</p>
<p>改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の退職</p>	<p>厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職</p>
<p>改正後厚生年金保険法第四十六 条第一項及び</p>	<p>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号。以下この条において「平成十四年経過措置政令</p>

	<p>「という。」第二十三条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項及び</p>
<p>においては、改正後厚生年金保険法</p>	<p>においては、平成十四年経過措置政令第二十三条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法</p>
<p>老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ</p>	<p>）及び」とあるのは「）及び退職共済年金等の額の合計額（当該」と、「同じ。」を</p>
<p>老齢厚生年金等の額の合計額（当該老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の</p>	<p>同じ。）と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付の額（第四十四条第一項に規定する加給</p>

一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいい、第四十四条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十

年金額及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第四十一条各号（第四号を除く。）に掲げる規定に規定する加給年金額並びに第四十四条の三第四項に規定する加算額及び同令第四十二条各号（第四号を除く。）に掲げる規定に規定する加算額を除く。）との合計額をいう。）を

<p>五年法律第六十三号) 附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに規定する加算額を合算して得た額を除く</p>	<p>控除して得た額に当該老齢厚生年金の額(第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定</p>
	<p>控除して得た額に当該移行退職共済年金等の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額</p>

	<p>する加算額を除く。以下この項において同じ。)を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額</p>	
<p>第二項</p>	<p>読み替えられた改正後厚生年金保険法 老齢厚生年金</p>	<p>読み替えられた平成十四年経過措置政令第二十三条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法 移行退職共済年金等</p>

2 前項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する標準報酬月額又は標準賞与額に相当する額として政令で定める額は、厚生年金保険法施行令第三条の六に定める額とする。

3 第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項(次条及び第二十三条の九第一項において準用する場合を含む)。

）に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

一 厚生年金保険法による老齢厚生年金

二 旧厚生年金保険法（昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）による老齢年金（旧厚生年金保険法による加給年金額を除く。）又は通算老齢年金

三 旧船員保険法（昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）をいう。以下同じ。）による老齢年金（旧船員保険法による加給金の額を除く。）

又は通算老齢年金

四 平成二十七年経過措置政令第四十条第一項各号（第八号及び第九号を除く。）に掲げる年金たる給付

第二十三条の六 移行退職共済年金又は移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者（昭和十二年四月一日以前に生まれた者に限る。）について、第二十三条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項の規定を適用する場合には、前条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一

元化法附則第十三条第一項及び第十四条の規定を準用する。この場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年経過措置政令第五十九条の規定の例による。

(平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定の適用範囲)

第二十三条の七 第二十三条の五第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項(前条において準用する場合を含む。)の規定は、第二十三条の五第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項に規定する受給権者が、厚生年金保険の被保険者(第一号厚生年金被保険者に限る。)であつて一元化法施行日前から引き続き当該被保険者の資格を有するもの(第二十三条の十第二項において「継続第一号厚生年金被保険者」という。)又は厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者(以下この条及び次条第一項において「七十歳以上の使用される者」といい、国家公務員共済組合の組合員たる七十歳以上の使用される者、地方公務員共済組合の組合員たる七十歳以上の使用される者及び私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する教職員等たる七十歳以上の使用される者を除き、一元化法施行日前から引き続き同一の厚

生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所において同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者（第二十三条の九第二項において「継続第一号厚生年金被保険者等」という。）に限る。）である場合について適用するものとする。

（平成二十四年一元化法附則第十四条第二項及び第三項の規定の適用の特例）

第二十三条の八 第二十三条の五第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項に規定する受給権者であつて、厚生年金保険の被保険者（一元化法施行日前から引き続き平成二十七年経過措置政令第四十条第二項第四号に規定する旧適用法人等適用事業所被保険者又は同項第九号に規定する農林漁業団体等適用事業所被保険者である者に限る。）又は七十歳以上の使用される者（一元化法施行日前から引き続き平成二十七年経過措置政令第四十条第二項第五号に規定する七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者又は同項第十号に規定する七十歳以上の農林漁業団体等適用事業所に使用される者である者に限る。）であるものについて、第二十三条の五第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十号七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定を適用する場合における

同項の規定の読替えについては、平成二十七年経過措置政令第四十四条第一項の規定の例による。

2 第二十三条の五第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項に規定する受給権者（継続組合員等に限る。）について、平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項に規定する受給権者（継続組合員等に限る。）について、平成二十四年一元化法附則第十四条第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定の例によるものとされる場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年経過措置政令第四十四条第二項の規定の例による。

（移行退職共済年金等の受給権者であつて老齢厚生年金等の受給権者であるものに係る平成二十四年一元化法附則第十四条第一項等の規定の準用）

第二十三条の九 移行退職共済年金又は移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者であつて、第二十三条の五第三項各号に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日以後に生まれた者であつて、六十五歳に達しているものに限る。）であるものについて、第二十三条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項の規定を適用する場合においては、第二十三条の五第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項に

において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定を準用する。

2 第二十三条の五第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定は、前項の場合（同項に規定する受給権者が継続第一号厚生年金被保険者等である場合に限る。）について準用する。

3 第一項に規定する受給権者（継続組合員等に限る。）について、第二十三条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。

（廃止前農林共済法附則第七条の規定による移行退職共済年金等の受給権者であつて老齡厚生年金等の受給権者であるものに係る平成六年改正法の規定による移行退職共済年金等の支給停止に関する特例）

第二十三条の十 廃止前農林共済法附則第七条の規定による移行退職共済年金等又は移行農林年金のうち退職年金若しくは減額退職年金の受給権者であつて、次に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）であるものについて、第二十三条第一項の規定により読み替えられた平成六年改正法附則第二十一条第一項、第二十四条第四項並びに第

二十六条第一項及び第三項の規定を適用する場合におけるこれらの規定の読替えについては、平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定の例による。

一 厚生年金保険法附則第八条又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金（当該老齢厚生年金について厚年在職支給停止規定（老齢厚生年金の受給権者が同法附則第十一条第一項に規定する被保険者等である日が属する月において適用される同項その他の当該老齢厚生年金の支給の停止に関する規定をいう。）により支給を停止する額を計算する場合において、その計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

二 旧厚生年金保険法による老齢年金（旧厚生年金保険法による加給年金額を除く。）又は通算老齢年金

三 旧船員保険法による老齢年金（旧船員保険法による加給金の額を除く。）又は通算老齢年金

四 平成二十七年経過措置政令第四十八条各号（第八号及び第九号を除く。）に掲げる年金たる給付

2 平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、前項の場合（同項に規定する受給権者が継続第一号厚生年金被保険者である場合に限る。）について準用する。この場合における同条第二項の規定の

読替えについては、平成二十七年経過措置政令第五十五条第二項の規定の例による。

3 第一項に規定する受給権者（継続組合員等に限る。）について、第二十三条第一項の規定により読み替えられた平成六年改正法附則第二十一条第一項、第二十四条第四項並びに第二十六条第一項及び第三項の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。

4 廃止前農林共済法附則第七条の規定による移行退職共済年金等又は移行農林年金のうち退職年金若しくは減額退職年金の受給権者であつて、第一項各号に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和三十年十月二日以後に生まれた者に限る。）については、同項の規定を準用する。

（平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の政令で定める規定）

第二十三条の十一 前条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項（前条第三項の規定によりその例によるものとされる場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める規定は、厚生年金保険法第四十六条第一項並びに附則第七条の五、第十一条第一項及び第五項、第十一条の二、第十一条の三、第十一条の四第二項及び第三項、第十一条の六並びに第十三条の六（第三項を除く。）並びに平成六年改正法附則第二十一条、第二十四条第四項及び第五項並びに第二十六条とする。

2 前条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項に規定する調整前特例支給停止額は、平成二十七年経過措置政令第四十九条第二項の規定の例により計算した額とする。

第三十七条第一項中「管掌者」を「実施者」に改める。

(平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正)

第八条 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令(平成十六年政令第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第二十七条第二項中「から第三号まで」を、「第三号」に改め、「」に掲げる給付」の下に「(同項第二号に掲げる給付にあつては、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものを除く。)」を、「支給状況につき」の下に「国民年金法第五条第九項に規定する実施機関たる共済組合等(以下この項において「実施機関たる共済組合等」という。)及び」を加え、「同

項第四号から第六号までに掲げる給付」を「前項において準用する平成六年経過措置政令第五条第一項第二号に掲げる給付（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間及び同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」に、「当該制度の管掌機関」を「実施機関たる共済組合等」に改める。

第三十条の表昭和六十年改正法附則第四十八条第七項、第五十七条、第五十九条第二項第一号及び第七十九条第一号の項中「、第五十九条第二項第一号及び第七十九条第一号」を「及び第五十九条第二項第一号」に改め、「みなされた期間に」を削り、同表昭和六十年改正法附則第七十八条の二の項の次に次のように加える。

昭和六十年改正法附則第七十九条第一号	含み	含み、離婚時みなし被保険者期間を除き
--------------------	----	--------------------

第三十条の表平成六年改正法附則第三十条第二項及び第三項の項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同表平成十四年経過措置政令第十六条の表第十九条第一項の項、第二十一条第一項の表第十四条第二項第一号の項、第二十二條第一項の表第六十二条第四項の項及び第二十三条第一項の表昭和六十年

国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号の項の項中「第十四条第二項第一号」を「第十三条第二項第一号」に改める。

第三十一条第二項第十三号中「及び第十一条の七の四（同条第一号に係る部分（私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する場合を含む。）に限る。）」を削り、同項第十四号中「及び第二十五条の六（同条第一号に係る部分に限る。）」を削る。

第三十二条第一項中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第二項第十二号中「及び第十一条の七の四（同条第二号及び第三号に係る部分（私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する場合を含む。）に限る。）」を削り、同項第十三号中「及び第二十五条の六（同条第二号及び第三号に係る部分に限る。）」を削る。

第三十三条第二項第十号中「及び第十一条の七の四（同条第七号に係る部分（私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する場合を含む。）に限る。）」を削り、同項第十一号中「及び第二十五条の六（同条第七号に係る部分に限る。）」を削る。

第三十四条第一項中「、国民年金法による年金たる給付（」を「又は国民年金法」に、「管掌者」を「

実施者」に改める。

第三十九条第一項の表昭和六十年改正法附則第十二条第一項第四号の項中「含む。」を「含み」に、「除く。」を「除き」に改め、同表平成六年改正法附則第三十条第二項及び第三項の項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同表平成十四年経過措置政令第十六条の表第十九条第一項の項、第二十一条第一項の表第十四条第二項第一号の項、第二十二条第一項の表第六十二条第四項の項及び第二十三条第一項の表昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号の項の項中「第十四条第二項第一号」を「第十三条第二項第一号」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正）

第九条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十九条」を「第七十九条の二」に、

「第三節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付

第八章 被用者年金各法の規定による給付に係る調

等に関する事項（第八十条―第八十八条）

「第三節 二以上の種別の被保険者であった期間

整に関する事項（第八十八条の二―第九十三条）」を
第四節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給
を有する者に関する事項（第七十九条の三―第七十九条の五）
付等に関する事項（第八十条―第九十三条）」に、
「第九章」を「第八章」に、「第十
章」を「第九章」に改める。

第二条第八号の次に次の七号を加える。

八の二 平成二十四年一元化法改正前国共済法 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。

）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）をいう。

八の三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法をいう。

八の四 平成二十四年一元化法改正前地共済法 平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）をいう。

八の五 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前地共済法をいう。

八の六 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法 平成二十四年一元化法附則第七十条九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。

八の七 例による平成二十四年一元化法改正前国共済法 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法をいう。

八の八 平成二十四年一元化法改正前共済年金各法 平成二十四年一元化法改正前国共済法、平成二十四年一元化法改正前地共済法及び平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。

第二条第九号中「（昭和三十三年法律第二百二十八号）」を削り、同条第十号中「（昭和三十七年法律第

百五十二号)」を削り、同条第十一号中「(昭和二十八年法律第二百四十五号)」を削り、同条第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 平成二十七年経過措置政令 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十三号)をいう。

第二条第二十号中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第二十一号中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同号の次に次の九号を加える。

二十一の二 第一号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。

二十一の三 第二号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。

二十一の四 第三号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。

二十一の五 第四号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。

二十一の六 第一号厚生年金被保険者期間 厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいう。

二十一の七 第二号厚生年金被保険者期間 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間をいう。

二十一の八 第三号厚生年金被保険者期間 厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。

二十一の九 第四号厚生年金被保険者期間 厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間をいう。

二十一の十 各号の厚生年金被保険者期間 第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間をいう。

第二条第二十七号中「第十一条第二項」を「第十条第二項」に改め、同条第二十八号中「第十二条第一

項」を「第十一条第一項」に改め、同条中第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一 老齢給付の配偶者加給 次のイからリまでに掲げる規定により、それぞれイからリまでに定める年金たる給付の受給権者の配偶者について加算し、又は加給する額に相当する部分（その支給が停止されているものを除く。）をいう。

イ 厚生年金保険法第四十四条第一項 老齢厚生年金

ロ 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十三条第一項 旧厚生年金保険法による老齢年金

ハ 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十六条第一項 旧船員保険法による老齢年金

ニ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条第一項 平成二十四年一元化法改正前国共済年金（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金

ホ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第八十条第一項 平成二十四年一元化法改正前地共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金

ヘ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条第一項 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金

ト 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項（厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定により老齢厚生年金の額として算定されることとなる額が同法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額を加算された額となる者（チ並びに第三十六条第四項第五号及び第六号において「老齢厚生年金加給対象者」という。）について適用される場合に限る。） 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

チ 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項（老齢厚生年金加給対象者について適用される場合

に限る。) 同項の規定による退職共済年金

リ 平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。以下同じ。）第三十八条第一項 移行退職共済年金（平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金（以下「移行農林共済年金」という。）のうち平成十三年統合法附則第二条第二項第一号に規定する退職共済年金をいう。以下同じ。）

第二条第三十二号を次のように改める。

三十二 障害給付の配偶者加給 次のイからリまでに掲げる規定により、それぞれイからリまでに定める年金たる給付の受給権者の配偶者について加算する額に相当する部分（その支給が停止されているものを除く。）をいう。

イ 厚生年金保険法第五十条の二第一項 障害厚生年金

ロ 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第五十条第一項 旧厚生年金保険法による障害年金

ハ 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第四十一条ノ二第一項 旧船員保険法による障害年金

ニ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十三条第一項 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち障害共済年金

ホ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第八十八条第一項 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金

ヘ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十三条第一項 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち障害共済年金

ト 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項（厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定により障害厚生年金の額として算定されることとなる額が同法第五十条の二第一項の規定により同項に規定する加給年金額を加算された額となる者（チ並びに第三十六条第四項第十二号及び第十三号において「障害厚生年金加給対象者」という。）について適用される場合に限る。）

平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

チ 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項（障害厚生年金加給対象者について適用される場合に
に限る。） 同項の規定による障害共済年金

リ 平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農
林共済法第四十三条第一項 移行障害共済年金（移行農林共済年金のうち平成十三年統合法附則第
二条第二項第二号に規定する障害共済年金をいう。以下同じ。）

第二条中第三十三号及び第三十四号を削り、第三十五号を第三十三号とし、第三十六号から第三十八号
までを二号ずつ繰り上げ、第三十九号を第三十七号とし、同号の次に次の六号を加える。

三十八 旧国家公務員共済組合員期間 平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公
務員共済組合員期間をいう。

三十九 旧地方公務員共済組合員期間 平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公
務員共済組合員期間をいう。

三十九の二 旧私立学校教職員共済加入者期間 平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する

旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。

三十九の三 旧国家公務員共済被保険者期間 平成二十七年経過措置政令第二条第六十号に規定する旧国家公務員共済被保険者期間をいう。

三十九の四 旧地方公務員共済被保険者期間 平成二十七年経過措置政令第二条第六十一号に規定する旧地方公務員共済被保険者期間をいう。

三十九の五 旧私立学校教職員共済被保険者期間 平成二十七年経過措置政令第二条第六十二号に規定する旧私立学校教職員共済被保険者期間をいう。

第二十一条（見出しを含む。）中「第十条」を「第九条の二」に改める。

第二十二条の見出し中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第一項の表以外の部分中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に、「私立学校教職員共済法による加入者期間」を「第四号厚生年金被保険者期間」に、「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同項の表二の項中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「国家公務員共済組合の組合員期間」を「第二号厚生年金被保険者期間」に、「地方公務員共済組合の組合員期間」を「第一

三号厚生年金被保険者期間」に、「私立学校教職員共済法による加入者期間」を「第四号厚生年金被保険者期間」に改め、同表三の項中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同表四の項中「被保険者期間」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）」を加え、同表七の項中「国家公務員共済組合法附則第十三条の五」を「平成二十四年一元化法附則第三十五条第四項」に改め、同表九の項中「地方公務員等共済組合法附則第二十八条の九」を「平成二十四年一元化法附則第五十九条第五項」に改め、同条第二項の表以外の部分中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項の表二の項中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「国家公務員共済組合の組合員期間」を「第二号厚生年金被保険者期間」に、「地方公務員共済組合の組合員期間」を「第三号厚生年金被保険者期間」に、「私立学校教職員共済法による加入者期間」を「第四号厚生年金被保険者期間」に改め、同表三の項中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同表四の項中「被保険者期間」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）」を加え、同表五の項中「国家公務員共済組合法附則第十三条の五」を「平成二十四年一元化法附則第三十五条第四項」に改め、同表七の項中「地方公務員等共済組合法附則第二十八条の九」を「平成二

十四年一元化法附則第五十九条第五項」に改める。

第二十三条を次のように改める。

（法第十条第二項の規定により読み替えられた昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める相手国期間）

第二十三条 法第十条第二項の規定により読み替えられた昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める相手国期間は、昭和十五年六月（第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とし、法第十条第二項に規定する老齢厚生年金の受給権者がその権利を取得した月以後（当該老齢厚生年金が厚生年金保険法第四十三条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては同項に規定する被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失した月以後、同法附則第七条の三第五項又は第十三条の四第六項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては同法附則第七条の三第五項又は第十三条の四第六項に規定する受給権者が六十五歳に達した日の属する月以後、同条第五項の規定によりその額の改定が行われたものである場

合にあつては同項に規定する受給権者が同法附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の属する月以後）におけるもの（第二十四条及び第五十六条において「厚生年金保険の算入対象外相手国期間」という。）を除く。）（当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となっている月に係るものを除くものとし、特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）とする。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る法第十条第二項の規定の適用の特例）

第二十三条の二 法第十条第二項に規定する老齢厚生年金の受給権者であつて二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者（法第三十五条に規定する二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者をいう。以下同じ。）であるものについて、同項の規定を適用する場合には、同項中「その額」とあるのは「その額の計算の基礎となる附則第八条第二項各号のいずれか」と、「をいう。」であつて政令

で定めるものの月数と当該老齢厚生年金の額」とあるのは「をいい、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第二十三条に規定するものに限る。」の月数と附則第八条第二項各号」と、「月数とを」とあるのは「月数を合算した月数とを」とする。

第二十四条の見出し及び同条の表以外の部分中「第十一条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条の表一の項第一欄中「被保険者期間」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）」を加える。

第二十四条の二（見出しを含む。）中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第二十五条（見出しを含む。）中「第十二条第一項及び第十三条第一項」を「第十一条第一項及び第十二条第一項」に改める。

第二十六条（見出しを含む。）中「第十二条第二項」を「第十一条第二項」に改める。

第二十七条（見出しを含む。）中「第十二条第二項ただし書」を「第十一条第二項ただし書」に改める。

第二十七条の二（見出しを含む。）中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第二十八条（見出しを含む。）中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改める。

第二十九条（見出しを含む。）中「第十三条第二項ただし書」を「第十二条第二項ただし書」に改める。
第三十一条を削る。

第三十条の見出し中「第十四条第二項第二号」を「第十三条第二項第二号」に改め、同条の表以外の部分中「第十四条第二項第二号」を「第十三条第二項第二号」に改め、同条の表一の項第二欄中「被保険者期間」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）」を加え、同条を第三十一条とし、第六章第二節第二款中同条の前に次の一条を加える。

（老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例に関する経過措置）

第三十条 平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者の配偶者が法第十条第二項の規定により老齢基礎年金の振替加算等の受給権を有することとなるときは、法第十三条第一項第一号の期間比率は、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私

立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間とを合算して得た厚生年金保険の被保険者期間とする。の月数を、二百四十で除して得た率とする。

第三十二条（見出しを含む。）中「第十四条第二項第三号イ」を「第十三条第二項第三号イ」に改める。

第三十三条の見出し中「第十四条第二項第三号イ(1)」を「第十三条第二項第三号イ(1)」に、「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条中「第十四条第二項第三号イ(1)」を「第十三条第二項第三号イ(1)」に、「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に、「障害給付」を「障害厚生年金」に改め、同条第一号中「厚生年金保険の被保険者期間（当該厚生年金保険の被保険者期間）」を「第一号厚生年金被保険者期間（当該第一号厚生年金被保険者期間）」に改め、同条第二号から第四号までを次のように改める。

二 第二号厚生年金被保険者期間

三 第三号厚生年金被保険者期間

四 第四号厚生年金被保険者期間

第三十四条（見出しを含む。）及び第三十五条（見出しを含む。）中「第十四条第二項第三号ロ」を「

第十三条第二項第三号ロ」に改める。

第三十六条の見出し及び同条第一項を削り、同条第二項中「第十五条（前項において準用する場合を含む。）」を「第十四条」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる年金たる給付

イ 老齢厚生年金（第二十三条に規定する相手国期間の月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数（当該老齢厚生年金の受給権者が二以上の種別の被保険者であった期間を有する者である場合にあつては、その者の二以上の被保険者の種別（法第三十五条に規定する被保険者の種別をいう。以下同じ。）に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間（以下「一の期間」という。）のみを有するものとみなした場合における当該被保険者期間の月数とする。以下この条において同じ。）とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。）

ロ 次に掲げる退職共済年金

(1) 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金（平成二十四年一元化法附則第三

十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第九条の規定による改正前のこの政令（以下「平成二十七年整備政令改正前協定実施特例政令」という。）第二十三条の表二の項の第二欄に規定する相手国期間の月数と当該退職共済年金の年金額の算定の基礎となる旧国家公務員共済組合員期間の月数とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。）

(2) 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年整備政令改正前協定実施特例政令第二十三条の表三の項の第二欄に規定する相手国期間の月数と当該退職共済年金の年金額の算定の基礎となる旧地方公務員共済組合員期間の月数とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。）

(3) 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年整備政令改正前協定実施

特例政令第二十三条の表四の項の第二欄に規定する相手国期間の月数と当該退職共済年金の年金額の算定の基礎となる旧私立学校教職員共済加入者期間の月数とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。）

ハ 次に掲げる平成二十四年一元化法による退職共済年金

- (1) 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年整備政令改正前協定実施特例政令第二十三条の表二の項の第二欄に規定する相手国期間の月数と当該退職共済年金の年金額の計算の基礎となる平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間の月数（当該退職共済年金の受給権者が二以上の種別の被保険者であった期間を有する者である場合にあつては、その者の当該国共済組合員等期間の月数と老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数）とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。）

- (2) 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金（平成二十四年一元化

法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年整備政令改正前協定実施特例政令第二十三条の表三の項の第二欄に規定する相手国期間の月数と当該退職共済年金の年金額の計算の基礎となる平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間の月数（当該退職共済年金の受給権者が二以上の種別の被保険者であった期間を有する者である場合にあつては、その者の当該地共済組合員等期間の月数と老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数）とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。）

二 移行退職共済年金（昭和三十四年一月以後のドイツ保険料納付期間（当該移行退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後（当該移行退職共済年金が廃止前農林共済法第三十七条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては、当該移行退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月以後）におけるもの及び当該移行退職共済年金の額の計算の基礎となっている月に係るものを除く。）の月数と当該移行退職共済年金の額の計算の基礎となる旧農林共済組合員期間の月数とを合算した月数が二百四十以上である

ものに限る。)

第三十六条第二項第三号を次のように改める。

三 次に掲げる昭和六十一年経過措置政令第二十六条各号に掲げる退職共済年金

イ 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金(次に掲げる規定(これらの規定を国共済施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。))により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前国共済法によるものに限る。)

(1) 国共済施行法第八条第一号

(2) 国共済施行法第九条

ロ 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金(次に掲げる規定の適用を受けることにより支給されるものに限る。)

(1) 地共済施行法第八条第一項

(2) 地共済施行法第八条第二項又は第十条第一項から第三項まで(これらの規定を地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。)

ハ 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）附則第十項（同法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法によるものに限る。）

第三十六条第二項第四号中「第十六条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百六条の規定による改正前の法（以下「平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法」という。）の規定」に、「法第四十七条第一項（法）」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第四十七条第一項（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおそ

の効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法」に、「法第四十七条第三項（法）を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第四十七条第三項（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法）に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金（その額（厚生年金保険法第五十条第四項の規定が適用される場合であつて、同項に規定する従前の障害厚生年金の額に相当する額が法の規定により支給される厚生年金保険法の規定による障害厚生年金として算定されることとなる額であるものときは、当該従前の障害厚生年金の額に相当する額として算定されることとなる額）が、法第三十二条第一項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算された厚生年金保険法の規定による障害厚生年金として算定されることとなる額であるもの又は法第三十二条第三項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算された厚生年金保険法の規定による障害厚生年金として算定されることとなる額であるものに限る。）

第三十六条第二項第七号中「地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法の規定」に、「法第六十四条第一項（法）」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法」に、「法第六十四条第三項（法）」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第六十四条第三項（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（その額（厚生年金保険法第五十条第四項の規定が適用される場合であつて、同項に規定する従前の障害厚生年金の額に相

当する額が法の規定により支給される厚生年金保険法の規定による障害厚生年金として算定されることとなる額であるときは、当該従前の障害厚生年金の額に相当する額として算定されることとなる額）が、法第三十二条第一項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算された厚生年金保険法の規定による障害厚生年金として算定されることとなる額であるもの（又は法第三十二条第三項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算された厚生年金保険法の規定による障害厚生年金として算定されることとなる額であるものに限る。）

第三十六条第二項第八号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法」に、「国家公務員共済組合法」を「例による平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「法の規定」を「平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法の規定」に、「法第八十二条第一項（法）」を「平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第八十二条第一項（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年

一元化法改正前協定実施特例法」に、「法第八十二条第三項（法）を「平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第八十条第三項（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号に掲げる年金たる給付の受給権者の配偶者であつて老齡基礎年金の振替加算等（その支給が停止されているものを除く。以下この条において同じ。）の受給権を有するものが次に掲げる年金たる給付の受給権を有することにより、同号に掲げる年金たる給付の受給権者が老齡基礎年金の振替加算等の受給権を有することとなるとき（当該受給権者の老齡基礎年金の振替加算等の額が当該配偶者の老齡基礎年金の振替加算等の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その間、当該受給権者の老齡基礎年金の振替加算等の支給を停止する。

一 老齡厚生年金

二 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金又は平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金

三 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

四 移行退職共済年金

第三十六条第三項を削り、同条第四項中「第二項第二号」を「第一項第二号」に、「第二項第四号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第一項各号に掲げる年金たる給付であつて法の規定により支給するものの受給権者であつて法の規定により支給する老齢基礎年金の振替加算等の受給権を有するものが、同時に法の規定により支給する次に掲げる加給年金額に相当する部分（その支給が停止されているものを除く。以下この項において同じ。）を受けるとき（当該老齢基礎年金の振替加算等の額が当該加給年金額に相当する部分の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その間、当該老齢基礎年金の振替加算等の支給を停止する。

一 厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により老齢厚生年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

二 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第八十条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

四 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

五 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定（老齢厚生年金加給対象者について適用される場合に限る。）による退職共済年金のうち当該老齢厚生年金加給対象者について厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定により老齢厚生年金の額として算定されることとなる額に同法第四十四条第一項の規定により加算することとなる加給年金額に相当する部分

六 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定（老齢厚生年金加給対象者について適用される場合に限る。）による退職共済年金のうち当該老齢厚生年金加給対象者について厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定により老齢厚生年金の額として算定されることとなる額に同法第四十四条第一項の規定により加算することとなる加給年金額に相当する部分

七 平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により移行退職共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

八 厚生年金保険法第五十条の二第一項の規定により障害厚生年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

九 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十三条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち障害共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

十 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第八十八条第一項の規定により平成二十四

年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

十一 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十三条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち障害共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

十二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定（障害厚生年金加給対象者について適用される場合に限る。）による障害共済年金のうち当該障害厚生年金加給対象者について厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定により障害厚生年金の額として算定されることとなる額に同法第五十条の二第一項の規定により加算することとなる加給年金額に相当する部分

十三 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定（障害厚生年金加給対象者について適用される場合に限る。）による障害共済年金のうち当該障害厚生年金加給対象者について厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定により障害厚生年金の額として算定されることとなる額に同法第五十条の二第一項の規定により加算することとなる加給年金額に相当する部分

十四 平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法第四十三条第一項の規定により移行障害共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

第三十六条第五項を削り、同条の前に見出しとして「（法第十四条に規定する政令で定める老齢基礎年金の振替加算等の支給停止等の特例等）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三十六条の二 平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者（老齢基礎年金の振替加算等の受給権を有する者に限る。）の配偶者が法第十条第二項の規定により老齢基礎年金の振替加算等の受給権を有することとなるときは、当該平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者に係る老齢基礎年金の振替加算等については、当該平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者に係る老齢厚生年金を前条第一項第一号イに掲げる年金たる給付とみなして、同条の規定を適用する。

第三十七条の見出し中「第十六条第二項第一号イ」を「第十五条第二項第一号イ」に改め、同条第一項中「第十六条第二項第一号イ」を「第十五条第二項第一号イ」に、「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「第十六条第二項第一号ハ」を「第十五条第二項第一号ハ」に改める。

第三十八条の見出し中「第十六条第二項第二号」を「第十五条第二項第二号」に改め、同条中「第十六条第二項第二号」を「第十五条第二項第二号」に、「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第三十九条の見出し中「第十七条第二項第一号ハ」を「第十六条第二項第一号ハ」に改め、同条中「第十七条第二項第一号ハ」を「第十六条第二項第一号ハ」に、「第三十七条第八項第四号」を「第四十条第八項第四号」に、「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第四十条の見出し中「第十七条第二項第二号」を「第十六条第二項第二号」に改め、同条中「第十七条第二項第二号」を「第十六条第二項第二号」に、「第三十七条第八項第四号」を「第四十条第八項第四号」に改める。

第四十一条の見出し中「第十七条第四項」を「第十六条第四項」に改め、同条中「第十七条第四項」を「第十六条第四項」に、「第三十七条第八項第四号」を「第四十条第八項第四号」に、「法第九十六条第一項に規定する遺族給付の中高齢寡婦加算又は同条第二項に規定する遺族給付の経過的寡婦加算」を「法第二十七条の規定により支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算」に改める。

第四十二条第二項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第四十三条第三号中「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 次に掲げる年金たる給付

イ 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち障害共済年金

ロ 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金

ハ 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち障害共済年金

ニ 移行障害共済年金及び平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続

組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金

第四十三条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金又は平成二十四年一元

化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（厚生年金保険法の規定を適用するとしたなら

ば法第三十八条第一項の規定により支給する厚生年金保険法の規定による障害厚生年金として算定さ

れることとなる額を当該障害共済年金の額として支給する場合を除く。）

第四十四条第二項中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に、「新国民年金法」を「国民年金法」に改める。

第四十六条第二項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第四十七条第三号中「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第九号を次のように改める。

九 次に掲げる年金たる給付

イ 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち遺族共済年金

ロ 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち遺族共済年金

ハ 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち遺族共済年金

ニ 移行農林共済年金のうち遺族共済年金及び平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により

同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農林年金

第四十七条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば法第四十条第一項の規定により支給する厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金として算定されることとなる額を当該遺族共済年金の額として支給する場合を除く。）

第五十三条を削り、第五十二条を第五十三条とし、第五十一条の次に次の一条を加える。

（法第二十五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者となろうとする者が申し出る実施機関）

第五十二条 法第二十五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者となろうとする者は、その者が同項の規定により第一号厚生年金被保険者となる場合には厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に定める者に、第二号厚生年金被保険者となる場合には同項第二号に定める者に、第三号厚生年金被保険者となる場合には同項第三号に定める者に、第四号厚生年金被保険者となる場合には同項第四号に定める者に申し出るものとする。

第五十六条第一項の表以外の部分中「第三十七条第七項」を「第四十条第七項」に、「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「国家公務員共済組合の組合員期間、地方公

「務員共済組合の組合員期間」を「第二号厚生年金被保険者期間（同表の第三欄に掲げる国家公務員共済組合の組合員期間を含む。）」、第三号厚生年金被保険者期間（同表の第三欄に掲げる地方公務員共済組合の組合員期間を含む。）」に、「及び厚生年金保険の被保険者期間」を「及び第一号厚生年金被保険者期間

」に改め、同項の表一の項中

<p>第一項 係る場 月とす</p>	<p>厚生年金保険の被保険者期間</p>	<p>第一号厚生年金被保険者期間</p> <p>昭和十五年六月（第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合）にあっては、昭和十七年六月とす</p>
	<p>昭和十五年六月（第二十一条各号に掲げる社会保障協定に係る場合）にあっては、昭和十七年六月とす。以下この表において同じ後の相手国期間（ドイツ協定）にあっては、ドイツ保険期間とする。」</p>	

。以を
に係る
料納付

る。以下この表において同じ。）以に、
後の相手国期間（ドイツ協定に係る
場合にあつては、ドイツ保険料納付
期間とする。）

昭和六十年国民年金等改正法附則第五十
七条において適用する昭和六十年国民年
金等改正法附則第十二条第一項第二号

厚生年金保険の被保険者期間
国家公務員共済組合の組合員期間
地方公務員共済組合の組合員期間
私立学校教職員共済法による加入者期間

昭和六十年
七条におい
金等改正法

国民年金等改正法附則第五十
て適用する昭和六十年国民年
附則第十二条第一項第二号

第一号厚生年金被保険者期間
第二号厚生年金被保険者期間
第三号厚生年金被保険者期間
第四号厚生年金被保険者期間

に改め、同項第二欄中「国家

公務員共済組合法附則第十三条の五」を「平成二十四年一元化法附則第三十五条第四項」に、「地方公務員等共済組合法附則第二十八条の九」を「平成二十四年一元化法附則第五十九条第五項」に改め、同項第三欄中「以後の厚生年金保険の被保険者期間」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）」を加え、同表二の項中

厚生年金保険の被保険者期間

昭和十五年六月以後の相手国

<p>厚生年金保険の被保険者期間（法第二十七条に規定する者が二以上の種別の被保険者であった期間を有する者である場合にあっては、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であった期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間のみを有するものとみなした場合における当該被保険者期間とする。）</p>	<p>昭和十五年六月以後の相手国期間</p>
---	------------------------

期間

を

に改め

、同項第三欄中「以後の厚生年金保険の被保険者期間」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）」を加え、同表三の項中「被保険者期間」の下に「（法第二十七条に規定する者が二以上の種別の被保険者であった期間を有する者である場合にあっては、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であった期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間のみを有するものとみなした場合における

当該被保険者期間とする。）」を加え、同条第二項の表一の項中

厚生年金保険法附則第八条第二号、
 十八条の三第一項第二号若しくは第
 又は昭和六十年国民年金等改正法附
 五十七条において適用する昭和六十
 民年金等改正法附則第十二条第一項
 号

第二 三 号	厚生年金保険の被保険者期間
--------------	---------------

第一	厚生年金保険法附則第八条第二号、第二 十八条の三第一項第二号若しくは第三号 又は昭和六十年国民年金等改正法附則第
----	--

年国

第三

号厚生年金被保険者期間

の被保険者期間

済組合の組合員期間

済組合の組合員期間

員共済法による加入者期間

を

を

に、

五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第三号

昭和六十年国民年金等改正法附則第五十条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第二号

昭和六十年国民年金等改正法附則第五十条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第二号

厚生年金保険

国家公務員共

地方公務員共

私立学校教職

第一号厚生年金被保険者

第二号厚生年金被保険者

第三号厚生年金被保険者

第四号厚生年金被保険者

期間	期間	期間	期間
----	----	----	----

に改め、同条第二欄中「国家公務員共済組合法附則第十三条の五」を「平成二十四年

一元化法附則第三十五条第四項」に、「地方公務員等共済組合法附則第二十八条の九」を「平成二十四年

一元化法附則第五十九条第五項」に改め、同項第三欄中「以後の厚生年金保険の被保険者期間」の下に「

(第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）」を加え、同表二の項中

厚生年金保険の被保険

厚生年金保険の被保険者期間（法第二

七条に規定する者が二以上の種別の被

険者であった期間を有する者である場

にあつては、その者の二以上の被保険

の種別に係る被保険者であった期間に

者期間

昭和十七年六月以後の相手国期間

を

十 保 合 者 係 当 み

昭和十七年六月以後の相手国期間

る被保険者期間を合算し、一の期間の
を有するものとみなした場合における
該被保険者期間とする。）

に改め、同項第三欄中「以後の厚生年金保険の被保険者期間

」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）」を加える。

第五十七条第二項中「第二十七条第十三項若しくは第十四項」を「第二十七条第十五項若しくは第十六項」に改める。

第六十条第一号中「第十二条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金又は平成二十四年一元化法

附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

第六十二条第一号及び第二号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第三号口中「共済年金各法」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金各法」に改める。

第六十四条第二号中「共済年金各法」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金各法」に改める。

第六十六条第一号中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金又は平成二十四年一元化法

附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金

第六十七条中「第三十七条第八項第三号」を「第四十条第八項第三号」に改める。

第六十八条の見出しを削り、同条の表以外の部分中「第三十七条第八項第三号」を「第四十条第八項第

三号」に改め、同条の表一の項及び二の項中「となる厚生年金保険の被保険者期間」を「となる各号の厚生年金被保険者期間」に改め、「規定する厚生年金保険の被保険者期間」の下に「(第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。)」を加え、同表三の項中「厚生年金保険の被保険者期間」を「各号の厚生年金被保険者期間」に改め、同条の前に見出しとして「(法第三十一条第二項に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者期間等)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第六十八条の二 平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者が、法第二十七条の規定により老齢厚生年金の加給の受給権を有することとなるときは、前条の規定にかかわらず、法第三十一条第二項に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者期間は、当該平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間並びに旧国家公務員共済組合員期間(他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。)、旧地方公務員共済組合員期間(他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。)、及び旧私立学校教職員共済加入者期間とする。

第六十九条の見出し中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第一項中

「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に、「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条第二項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第七十条中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。

第七十一条中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第七十二条中「第三十五条第二項及び第三十六条第二項」を「第三十八条第二項及び第三十九条第二項」に改める。

第七十三条第一項中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。

第七十四条中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。

第七十四条の二（見出しを含む。）中「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。

第七十五条の見出し中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条中「第三

十七条第八項第一号」を「第四十条第八項第一号」に、「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第七十六条中「第三十七条第八項第一号」を「第四十条第八項第一号」に改める。

第七十七条第一項及び第二項中「第三十七条第八項第一号」を「第四十条第八項第一号」に改め、同条第三項中「第三十七条第八項第二号」を「第四十条第八項第二号」に改める。

第七十八条中「第三十七条第八項第一号」を「第四十条第八項第一号」に改める。

第七十九条の見出しを削り、同条第一項中「第三十六条第二項各号」を「第三十六条第一項各号」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十六条第二項第一号」を「第三十六条第一項第一号」に改め、同条の前に見出しとして「（老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例）」を付し、第七章第二節第二款中同条の次に次の一条を加える。

第七十九条の二 老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の受給権者の配偶者（平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者に限る。）が、法第二十七条の規定により老齢厚生年金の加給の受給権を有することとなるときは、当該受給権者に係る老齢厚生年金の加給については、当該配偶者に

係る老齢厚生年金を第三十六条第一項第一号イに掲げる年金たる給付とみなして、前条の規定を適用する。

第八十条の見出し及び同条第一項中「第三十五条第一項ただし書」を「第三十八条第一項ただし書」に改める。

第八十一条（見出しを含む。）中「第三十五条第三項」を「第三十八条第三項」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 次に掲げる年金たる給付

イ 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち障害共済年金

ロ 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金

ハ 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち障害共済年金

ニ 移行障害共済年金及び平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続

組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金

第八十一条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

第八十二条の見出し中「第三十六条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条中「第三十六条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条第一号及び第二号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第三号中「第三十六条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同号口中「共済年金各法」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金各法」に改める。

第八十三条の見出し及び同条第一項中「第三十六条第一項ただし書」を「第三十九条第一項ただし書」に改める。

第八十四条の見出し及び同条第一項中「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に、「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。

第八十五条の見出し中「第三十七条第一項ただし書」を「第四十条第一項ただし書」に改め、同条第一項中「第三十七条第一項ただし書」を「第四十条第一項ただし書」に、「第三十七条第一号」を「

第四十条第一項第一号」に改め、同条第二項中「、「同項ただし書の」とあるのは「当該」と」を削り、「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

第八十六条の見出し及び同条第一項中「第三十七条第一項ただし書」を「第四十条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「第三十七条第二項」を「第四十条第二項」に、「第三十七条第一項ただし書」を「第四十条第一項ただし書」に、「第三十七条第一項本文」を「第四十条第一項本文」に改める。

第八十七条の見出し及び同条第一項中「第三十七条第一項第四号」を「第四十条第一項第四号」に改める。

第八十八条（見出しを含む。）中「第三十七条第九項」を「第四十条第九項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 次に掲げる年金たる給付

イ 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち遺族共済年金

ロ 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち遺族共済年金

ハ 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち遺族共済年金

二 移行農林共済年金のうち遺族共済年金及び平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により

同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農林年金

第八十八条に次の一号を加える。

四 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金又は平成二十四年一元化法

附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金

第七章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に関する事項

(法第三十五条に規定する障害厚生年金に関する事務を行う実施機関等)

第七十九条の三 法第三十五条に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる二以上の種別の被保険者

であった期間を有する者の区分に応じて、当該各号に定める日とする。

一 障害厚生年金の支給事由となった障害に係る傷病の初診日において、当該傷病以外の傷病による障

害を支給事由とする障害厚生年金（以下この号において「先の障害厚生年金」という。）の受給権を

有する者 先の障害厚生年金の支給事由となった障害に係る傷病の初診日

二 障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者である者
(前号に掲げる者を除く。) 当該障害認定日

三 前二号に掲げる者以外の者 障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日前の直近の厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日

2 法第三十五条に規定する障害厚生年金に関する事務は、次の各号に掲げる同条に規定する政令で定める日における被保険者の種別に応じて、当該各号に定める者が行う。

一 第一号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に定める者

二 第二号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に定める者

三 第三号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に定める者

四 第四号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に定める者

(法第三十六条に規定する障害手当金に関する事務を行う実施機関)

第七十九条の四 法第三十六条に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の区分に応じて、当該各号に定める日とする。

一 障害手当金の支給事由となった障害に係る傷病の初診日において、当該傷病以外の傷病による障害を支給事由とする障害手当金（以下この号において「先の障害手当金」という。）の受給権を有する者 先の障害手当金の支給事由となった障害に係る傷病の初診日

二 障害手当金の支給事由となった障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者である者（前号に掲げる者を除く。） 当該障害認定日

三 前二号に掲げる者以外の者 障害手当金の支給事由となった障害に係る障害認定日前の直近の厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日

2 法第三十六条に規定する障害手当金に関する事務は、次の各号に掲げる同条に規定する政令で定める日における被保険者の種別に応じて、当該各号に定める者が行う。

一 第一号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に定める者

二 第二号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に定める者

三 第三号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に定める者

四 第四号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に定める者

(法第三十七条に規定する遺族厚生年金に関する事務を行う実施機関)

第七十九条の五 法第三十七条に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の区分に応じて、当該各号に定める日とする。

- 一 相手国期間中に初診日のある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において厚生年金保険の被保険者である者 当該死亡した日
- 二 前号に掲げる者以外の者 死亡した日前の直近の厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日

2 法第三十七条に規定する遺族厚生年金に関する事務は、次の各号に掲げる同条に規定する政令で定める日における被保険者の種別に応じて、当該各号に定める者が行う。

- 一 第一号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に定める者
- 二 第二号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に定める者
- 三 第三号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に定める者
- 四 第四号厚生年金被保険者 厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に定める者

第八章の章名を削る。

第八十八条の二を削る。

第八十九条から第九十三条までを次のように改める。

第八十九条から第九十三条まで 削除

第九十四条（見出しを含む。）及び第九十五条（見出しを含む。）中「第百条第一項」を「第五十八条第一項」に改める。

第九十六条（見出しを含む。）中「第百二条第二項」を「第六十条第二項」に改める。

第九十六条の二（見出しを含む。）中「第百二条第三項」を「第六十条第三項」に改める。

第九十七条（見出しを含む。）中「第百三条」を「第六十一条」に改める。

第九十七条の二の表以外の部分中「第百三条の二第二項」を「第六十二条第二項」に、「同法」を「同条」に改め、同条の表第百条の四第三項の項上欄中「第百条の四第三項」を「第三項」に改め、同項下欄中「第百三条の二第一項各号」を「第六十二条第一項各号」に改め、同表第百条の四第四項の項上欄中「第百条の四第四項」を「第四項」に改め、同項下欄中「第百三条の二第二項」を「第六十二条第二項」に

改め、同表第百条の四第六項の項上欄中「第百条の四第六項」を「第六項」に改め、同項下欄中「第百三条の二第二項」を「第六十二条第二項」に改め、同表第百条の四第七項の項上欄中「第百条の四第七項」を「第七項」に改め、同項下欄中「第百三条の二第一項」を「第六十二条第一項」に改める。

第九十七条の三中「第百三条の三第二項」を「第六十三条第二項」に、「第百三条の三第一項各号」を「第六十三条第一項各号」に、「第百三条の三第一項及び」を「第六十三条第一項及び」に改める。

第九章を第八章とする。

第百条第一項中「第五条第五項」を「第五条第四項」に、「第五条第六項」を「第五条第五項」に、「第五条第七項」を「第五条第六項」に改める。

第百一条の二の表以外の部分中「共済年金各法による」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち」に、「及び国民年金法附則第九条の四の三から第九条の四の六」を「から国民年金法附則第九条の四の六」に改め、同条の表附則第九条の四の六第三項の項中「被用者年金各法による障害厚生年金若しくは」を「厚生年金保険法による障害厚生年金、被用者年金制度の一元化等を

図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち」に改める。

第一百一条の三第一項の表以外の部分中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項の表第七条第一項の項中「同条第七号」を「同条第五号」に改め、同表第七条第二項の項中「第二条第七号」を「第二条第五号」に改め、同条第二項の表第八条第一項の項及び第八条第四項の項中「第二条第七号」を「第二条第五号」に改める。

第一百二条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第三項の表以外の部分中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項の表一の項中「厚生年金保険の被保険者期間（」を「第一号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいい、」に、「により厚生年金保険の被保険者期間」を「により

同号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に、「を厚生年金保険の被保険者期間」を「を第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第百三条の見出し中「第十二条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条第一項及び第二項の表以外の部分中「第十二条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同項の表二の項中「被用者年金各法の被保険者若しくは」を「厚生年金保険の被保険者、国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員、私立学校教職員共済組合の組合員、旧農林共済組合の組合員、旧公企体共済法第三条第一項の規定により設けられた共済組合の」に改め、同条第三項の表二の項中「及び七の項」を「から八の項まで」に改め、同表四の項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「国家公務員共済組合の組合員期間」を「旧国家公務員共済組合員期間」に改め、同表五の項中「地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前地共済法」に、「地方公務員共済組合の組合員期間」を「旧地方公務員共済組合員期間」に改め、同表六の項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「私立学校教職員共済組合の組合員期間」を「旧私立学校教職員共済加入者期間」に改め、同表八の項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

第百四条の見出し及び同条第一項中「第十六条第二項第一号イ」を「第十五条第二項第一号イ」に改め、同条第二項中「第十六条第二項第一号ロ」を「第十五条第二項第一号ロ」に改め、同条第三項中「第十条第二項第一号ハ」を「第十五条第二項第一号ハ」に改める。

第百五条（見出しを含む。）中「第十六条第二項第二号」を「第十五条第二項第二号」に改める。

第百六条第三項第二号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「及び第七号」を「から第八号までのいずれか」に改め、同項第四号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「国家公務員共済組合の組合員期間」を「旧国家公務員共済組合員期間」に改め、同項第五号中「地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前地共済法」に、「地方公務員共済組合の組合員期間」を「旧地方公務員共済組合員期間」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「私立学校教職員共済組合の組合員期間」を「旧私立学校教職員共済加入者期間」に改め、同項第八号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第五項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第一百七条の見出し中「第十六条第二項第一号イ」を「第十五条第二項第一号イ」に改め、同条第一項中「第十六条第二項第一号イ」を「第十五条第二項第一号イ」に、「第十六条第三項」を「第十五条第三項」に改め、同条第二項中「第十六条第二項第一号ロ」を「第十五条第二項第一号ロ」に、「第十六条第三項」を「第十五条第三項」に改め、同条第三項中「第十六条第二項第一号ハ」を「第十五条第二項第一号ハ」に、「第十六条第三項」を「第十五条第三項」に改める。

第一百八条の見出し中「第十六条第二項第二号」を「第十五条第二項第二号」に改め、同条中「第十六条第二項第二号」を「第十五条第二項第二号」に、「第十六条第三項」を「第十五条第三項」に改める。

第一百十条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第三項第一号中「被用者年金各法の被保険者若しくは組合員若しくは加入者」を「厚生年金保険の被保険者、国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員、私立学校教職員共済組合の組合員、旧農林共済組合の組合員、旧公企体共済法第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員」に改め、同項第二号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同項第四号中「国家公務員共済組合の組合員期間」を「旧国家公務員共済組合員期間」に改め、同項第五号中「地方公務員共済組

合の組合員期間」を「旧地方公務員共済組合員期間」に改め、同項第六号中「私立学校教職員共済組合の組合員期間」を「旧私立学校教職員共済加入者期間」に改め、同条第四項の表以外の部分中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同項の表二の項第三欄中「厚生年金保険の被保険者期間（）」を「第一号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいい、）」に、「により厚生年金保険の被保険者期間」を「により同号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（）」に改め、同項第四欄中「厚生年金保険の被保険者期間（）」を「第一号厚生年金被保険者期間（）」を「第一号厚生年金被保険者期間（）」に、「により同号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」を「により同号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に、「を厚生年金保険の被保険者期間」を「を第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同表四の項第三欄中「国家公務員共済組合の組合員であつた期間（）」を「旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいい、）」に改め、同項第四欄中「国家公務員共済組合の組合員であつた期間（）」を「旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険

法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいい、」に、「を国家公務員共済組合の組合員であつた期間」を「を旧国家公務員共済組合員期間」に改め、同表五の項第三欄中「地方公務員共済組合の組合員（」を「旧地方公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいい、」に、「を含む。）」であつた期間を「であつた期間を含む。）」に改め、同項第四欄中「地方公務員共済組合の組合員（」を「旧地方公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいい、」に、「を含む。）」であつた期間を「であつた期間を含む。以下この項において同じ。）」に、「地方公務員共済組合の組合員であつた期間」を「旧地方公務員共済組合員期間」に改め、同表六の項第三欄中「私立学校教職員共済組合の組合員であつた期間」を「旧私立学校教職員共済加入者期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。）」に改め、同項第四欄

中「、私立学校教職員共済組合の組合員であった期間」を「、旧私立学校教職員共済加入者期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。以下この項において同じ。）に、「を私立学校教職員共済組合の組合員であった期間」を「を旧私立学校教職員共済加入者期間」に改める。

第百十一条第一項及び第百十二条（見出しを含む。）中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第百十三条（見出しを含む。）中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第百十六条の表一の項中「厚生年金保険の被保険者期間（」を「第一号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいい、」に、「により厚生年金保険の被保険者期間」を「により同号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に、「を厚生年金保険の被保険者期間」を「を第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同表に次のように加える。

五 旧国家公務員共済

昭和五十

平成二十

昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年

六	
<p>旧地方公務員共済 組合員期間（地方</p>	<p>組合員期間中に発 した傷病による障 害</p>
<p>昭和五十 一年十月</p>	<p>一年十月 一日から 昭和六十 一年三月 三十一日 までの間 に発した 傷病</p>
<p>平成二十 七年経過</p>	<p>七年経過 措置政令 第六十一 条第四項</p>
<p>昭和十五年六月（社会 保障協定の実施に伴う 厚生年金保険法等の特 例等に関する政令第二 十一条第一項</p>	<p>金保険法等の特例等 に関する政令第二十一 条第一項各号に掲げる 社会保障協定に係る場 合にあつては、昭和十 七年六月とする。）以 後の相手国期間（同令 第二条第四十二号に規 定するドイツ協定に係 る場合にあつては、同 号に規定するドイツ保 険料納付期間とし、昭 和六十年国民年金等改 正法附則第二条第一項 の規定による廃止前の 通算年金通則法（昭和 三十二年法律第八十一 号。以下この項におい て「旧通則法」という。） 第四条第一項各号に掲 げる期間の計算の基礎 となつてゐる月に係る ものを除く。）を旧通 則法第四条第一項第二 号に掲げる期間</p>

公務員等共済組合	一日から	措置政令	各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、
法附則第四条に規	昭和六十	第六十一	昭和十七年六月とする。)
定する旧市町村職	一年三月	条第四項	以後の相手国期間(同令
員共済組合の組合	三十一日		第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合
員及び昭和四十二	までの間		にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間
年度以後における	に発した		とし、昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一
地方公務員等共済	傷病		項の規定による廃止前の通算年金通則法(昭和三十
組合法の年金の額			六年法律第百八十一号。以下この項において「旧通
の改定等に関する			則法」という。)第四条第一項各号に掲げる期間の
法律等の一部を改			計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。)を
正する法律(昭和			旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間
五十六年法律第七			
十三号)による改			

	七
<p>正前の地方公務員等共済組合法第七十四条第一項の規定に基づく地方団体関係団体職員共済組合の組合員であつた期間を含む。）中に発した傷病による障害</p>	<p>旧私立学校教職員共済加入者期間中に発した傷病による障害</p>
	<p>昭和五十一年十月一日から</p>
	<p>平成二十七年経過措置政令第六十一</p>
	<p>昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令</p>

			一年三月 三十一日 までの間 に発した 傷病	条第四項
				第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあっては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十二年法律第百八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。）を旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間

第一百七十七条第一項中「及び第三十六条第一項第二号」を「、第三十六条及び第三十九条第一項第二号」に改める。

第一百八条の見出し及び同条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第二百二十条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改

め、同項に次の三号を加える。

五 昭和五十一年十月一日以後の旧国家公務員共済被保険者期間中に発した傷病による障害を有する者

六 昭和五十一年十月一日以後の旧地方公務員共済被保険者期間（地方公務員等共済組合法附則第四条に規定する旧市町村職員共済組合の組合員及び昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）による改正前の地方公務員等共済組合法第七十四条第一項の規定に基づく地方団体関係団体職員共済組合の組合員であった期間を含む。）中に発した傷病による障害を有する者

七 昭和五十一年十月一日以後の旧私立学校教職員共済被保険者期間中に発した傷病による障害を有する者

第二百二十条第三項中「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条第四項中「又は平成十四年経過措置政令」を「平成十四年経過措置政令の規定又は平成二十七年経過措置政令」に改める。

第二百二十一条（見出しを含む。）中「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第二百二十二条の見出し中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「被用者年金被保険者等」

を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第一項中「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に、「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第三項中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。

第二百二十三条（見出しを含む。）中「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。

第二百二十四条（見出しを含む。）中「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 昭和六十一年四月一日以後の旧国家公務員共済被保険者期間、旧地方公務員共済被保険者期間又は旧私立学校教職員共済被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、法第三十八条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

第二百二十五条の見出し中「第三十六条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条第一項の表以外の部分中「第三十六条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、「四の項」の下に「から七の項まで」を加え、同項の表二の項から四の項までの第三欄中「初診日」を「当該初診日」に改め、同表に次のように加える。

<p>五</p> <p>旧国家公務員共済 被保険者期間中に 発した傷病による 障害</p>	<p>昭和五十一年十月一日から昭和六十一年 三月三十一日までの間に発した傷病（当 該傷病が当該傷病に係る初診日から起算 して五年を経過するまでの間に治った場 合に限る。）</p>	<p>（当該初診日から起算して五年 を経過した日</p>
<p>六</p> <p>旧地方公務員共済 被保険者期間中に 発した傷病による 障害</p>	<p>昭和五十一年十月一日から昭和六十一年 三月三十一日までの間に発した傷病（当 該傷病が当該傷病に係る初診日から起算 して五年を経過するまでの間に治った場 合に限る。）</p>	<p>（当該初診日から起算して五年 を経過した日</p>
<p>七</p> <p>旧私立学校教職員 共済被保険者期間 中に発した傷病に</p>	<p>昭和五十一年十月一日から昭和六十一年 三月三十一日までの間に発した傷病（当 該傷病が当該傷病に係る初診日から起算</p>	<p>（当該初診日から起算して五年 を経過した日</p>

よる障害	して五年を経過するまでの間に治った場合に限る。）	
------	--------------------------	--

第二百二十五条第二項中「第三十六条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条第三項中「又は平成十四年経過措置政令」を「、平成十四年経過措置政令の規定又は平成二十七年経過措置政令」に改める。

第二百二十六条（見出しを含む。）中「第三十六条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。

第二百二十七条の見出し及び同条第一項中「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に、「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十六条第二項」を

「第三十九条第二項」に改める。

第二百二十八条（見出しを含む。）中「第三十六条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 昭和六十一年四月一日以後の旧国家公務員共済被保険者期間、旧地方公務員共済被保険者期間又は旧私立学校教職員共済被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、法第三十九条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

第二百二十九条第一項第二号に次のように加える。

ル 平成二十七年経過措置政令第六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる者（初診日が昭和六十年四月一日以後にある傷病により死亡した者に限る。）

第二百二十九条第二項中「第三十七条第一項第三号」を「第四十条第一項第三号」に改め、同条第三項中「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に改める。

第三百三十条の見出し中「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第一項中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第二項中「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に改める。

第三百三十一条の見出し中「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第一項中「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に、「厚生年金保険の被保険者期間であった期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二項中「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第四項中「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に、「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第五項中「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条に

次の三項を加える。

- 7 旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者が死亡した場合においては、法第四十条第一項の規定の適用については、同項中「又は被保険者であった者であつて」とあるのは、「又は被保険者であつた者（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた同法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間、第三号厚生年金被保険者期間とみなされた同条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間又は第四号厚生年金被保険者期間とみなされた同条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者を含む。以下この項において同じ。）であつて」とする。
- 8 相手国期間を有する者が、旧国家公務員共済被保険者期間、旧地方公務員共済被保険者期間又は旧私立学校教職員共済被保険者期間中に死亡した場合には、法第四十条第一項の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者であつて、当該死亡した日において同項第一号に該当したものとみなす。
- 9 昭和六十一年四月一日前の旧国家公務員共済被保険者期間、旧地方公務員共済被保険者期間又は旧私

立学校教職員共済被保険者期間中に死亡した者であつて、第一百条第四項の表の四の項から六の項までの第一欄に掲げるものについて、第八十五条第一項の規定を適用する場合には、同項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書は、それぞれ同表の四の項から六の項までの第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる字句とし、第八十五条第二項において読み替えて準用する法第三十条第一項の規定については、同項中「相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間」とあるのは、それぞれ同表の四の項から六の項までの第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第四欄のように読み替えるものとする。

第三百三十四条及び第三百三十九条中「第三十六条第二項第一号」を「第三十六条第一項第一号」に改める。
第十章を第九章とする。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第十条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。
第五十八条中「第五号」の下に「から第七号まで」を加える。

（健康保険法施行令の一部改正）

第十一条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第四号を次のように改める。

四 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第三十八条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

第三十八条第五号を次のように改める。

五 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第三十八条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

第三十八条第六号を次のように改める。

六 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの及び

平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第三十八条第七号中「管掌者」を「実施者」に改める。

(地方税法施行令の一部改正)

第十二条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の八十九の二第一項中「、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく」を「又は厚生年金保険法による」に改め、「若しくは退職」を削り、同項第五号から第十号までを削り、同条第二項第三号を同項第十一号とし、同項第二号を同項第十号とし、同項第一号の次に次の八号を加える。

二 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この項及び第五十六条の八十九の四において「平成二十四年一元化法」という。

）附則第三十七条第一項に規定する給付のうち、障害共済年金及び遺族共済年金

三 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

四 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この号において

「昭和六十年国共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法及

び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する
施行法（第五十六条の八十九の四において「旧国共済法等」という。）による退職年金、減額退

職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

五 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち、障害共済年金及び遺族共済年
金

六 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

七 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この号において

「昭和六十年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法及

び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に

関する施行法（第五十六条の八十九の四において「旧地共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

八 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち、障害共済年金及び遺族共済年金

九 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（第五十六条の八十九の四において「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

第五十六条の八十九の四第五号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第七号中「障害厚生年金」の下に「（政府が支給するものに限る。）」を加え、同条第十一号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち、」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同条第十二号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第十四号中「遺族厚生年金」の下に「（政府が支給するものに限る。）」を加え、同条第十七号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち、」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同条第十八号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第三十八号を同条第四十八号とし、同条第三十七号中「地方公務

員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち、」に改め、同号を同条第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十七 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金

第五十六条の八十九の四第三十六号を同条第四十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十五 厚生年金保険法による遺族厚生年金（第三号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）

第五十六条の八十九の四第三十五号中「地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち、」に改め、同号を同条第四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十三 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

第五十六条の八十九の四第三十四号を同条第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十一 厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第三号に定める者に限る。第四十五号において「第三号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）

第五十六条の八十九の四第三十三号を同条第三十九号とし、同条第三十二号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち、」に改め、同号を同条第三十八号とし、同条第三十一号を同条第三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十七 厚生年金保険法による遺族厚生年金（第四号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）

第五十六条の八十九の四第三十号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち、」に改め、同号を同条第三十五号とし、同条第二十九号を同条第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四 厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第四号に定める者に限る。第三十七号において「第四号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）

第五十六条の八十九の四第二十八号を同条第三十二号とし、同条第二十三号から第二十七号までを四号ずつ繰り下げ、同条第二十二号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち、」に改め、同号を同条第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金

第五十六条の八十九の四第二十一号を同条第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四 厚生年金保険法による遺族厚生年金（第二号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）

第五十六条の八十九の四第二十号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち、」に改め、同号を同条第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

第五十六条の八十九の四第十九号の次に次の一号を加える。

二十 厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第二号に定める者）に限る。第二十四号において「第二号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）。

（船員保険法施行令の一部改正）

第十三条 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号を次のように改める。

四 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第五条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

第五条第五号を次のように改める。

五 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第五条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

第五条第六号を次のように改める。

六 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの及び

平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第五条第七号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第十一条第一項第一号中「国家公務員共済組合法」の下に「（昭和三十三年法律第二百二十八号）」を、

「地方公務員等共済組合法」の下に「（昭和三十七年法律第五百五十二号）」を加え、同項第三号中「私立学校教職員共済法」の下に「（昭和二十八年法律第二百四十五号）」を加える。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第十四条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第五号中「国家公務員共済組合法（以下この号において「国共済法」という。）の規定による」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。イ及び第十号において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付をいう。イ及び

ロにおいて同じ。)のうち」に改め、同号イ中「国共済法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法(平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。ロにおいて同じ。)」に改め、同号ロ中「国共済法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第十号中「地方公務員等共済組合法(以下この号及び次号において「地共済法」という。)の規定による」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金(平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。イからハまでにおいて同じ。)のうち」に改め、同号イ中「地共済法」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前地共済法(平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。ロ及びハにおいて同じ。)」に改め、同号ロ及びハ中「地共済法」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前地共済法(」に改める。

(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正)

第十五条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)の一部を次の

ように改正する。

附則第五条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第五条 削除

附則第六条の前に見出しとして「(概算療養給付費等拠出金に係る標準報酬総額の補正)」を付し、同条第一項中「昭和三十三年法律第二百二十八号」の下に「若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百五十二号)」を、「(国家公務員共済組合法)」の下に「及び地方公務員等共済組合法」を加え、「及び」を「並びに」に、「国家公務員共済組合法又は私立学校教職員共済法」を「標準報酬の月額等(国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法)」に改め、「又は標準給与」を削り、「標準報酬等」を「標準報酬」に改め、「いう。」の月額」の下に「又は私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額(以下「標準報酬月額」という。)をいう。以下この条及び次条において同じ。」を加え、「の標準報酬等の月額が標準報酬等の等級」を「の標準報酬の月額等が標準報酬の等級又は標準報酬月額」に改め、「標準報酬等の月額」を「標準報酬の月額等」に改め、「と国家公務員共済組合法」の下に「若しくは地方公務員等共済組合法」を、「標準期末手当等」の下に「の額」を加

え、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に改め、同項第一号中「当該年度の基準月」を「当該年度の厚生労働省令で定める基準となる月（以下この項において「基準月」という。）」に、「標準報酬等の月額」を「標準報酬の月額等」に、「標準報酬等の等級」を「標準報酬の等級又は標準報酬月額の等級」に改め、「又は給与」を削り、「当該基準月」を「同年度の基準月」に改め、同項第二号中「標準報酬等の月額」を「標準報酬の月額等」に改め、同条第二項中「標準報酬等の等級」を「健康保険法の規定による標準報酬月額の等級又は標準報酬の等級若しくは標準報酬月額の等級」に、「標準報酬等の月額」を「標準報酬の月額等」に改め、同条第三項を削る。

附則第七条中「標準報酬、給料若しくは標準給与の月額」を「標準報酬の月額等」に、「標準期末手当等、期末手当等」を「標準期末手当等の額」に、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に、「前二条」を「前条」に改める。

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第十六条 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中「含む」を「含み、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に係るものに限る」に改める。

第六十四条第一号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二号中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第三号中「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この号において「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第十七条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号を次のように改める。

三 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法

律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国

共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七条

第一項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの

第一条の二第三号の次に次の一号を加える。

三の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

第一条の二第四号を次のように改める。

四 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害

を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害を

給付事由とするもの

第一条の二第四号の次に次の一号を加える。

四の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

第一条の二第五号を次のように改める。

五 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの及び

平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの

第十一条第五号を次のように改める。

五 平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額及び平成

二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付

第十一条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺

族共済年金

第十一条第七号を次のように改める。

七 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額及び平成二

十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付

第十一条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金

第十一条第八号を次のように改める。

八 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付及び平成二十四年一元化法附則第七十

九条に規定する給付

(恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部改正)

第十八条 恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令(昭和五十五年政令第二百七十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「この号及び第十号」を「この条」に、「もの及び」を「もの並びに」に改め、「支給されるもの」の下に「並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年法律第六十三号」という。)附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた法律第百十五号の規定により支給されるもの及び平成二十四年法律第六十三号附則第五十九条第一項(同条第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定の

適用を受けることにより支給されるもの」を加え、同条第五号中「国家公務員共済組合法（）」を「平成二十四年法律第六十三号第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（）」に改め、「昭和三十三年法律第二百二十八号」の下に「。以下この号において「平成二十四年改正前法律第二百二十八号」という。」を、「組合員期間」の下に「（当該退職共済年金の受給権者が、法律第百十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第百十五号第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該組合員期間と当該第二号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）」を加え、「並びに同法」を「並びに平成二十四年改正前法律第二百二十八号」に、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（）」を「平成二十四年法律第六十三号附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（）」に改め、「昭和三十三年法律第二百二十九号」の下に「。以下この号において「平成二十四年改正前法律第二百二十九号」という。」を加え、「同法第二十二條第一項」を「平成二十四年改正前法律第二百二十九号第二十二條第一項」に、「同法第四十九條」を「平成二十四年改正前法律第二百二十九号第二十七條」に、「同法第二十七條」を「平成二十四年改正前法律第二百二十九号第二十七條」に改め、「以下」の下に「この号において」を加え、同条中第十三号を第十五号

とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、同条第七号中「私立学校教職員共済法」を「平成二十四年法律第六十三号第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法」に改め、「加入者期間」の下に「（当該退職共済年金の受給権者が、法律第一百五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合には、法律第一百五号第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該加入者期間と当該第四号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）」を加え、同号を同条第九号とし、同条第六号中「地方公務員等共済組合法（）」を「平成二十四年法律第六十三号第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（）」に改め、「昭和三十七年法律第一百五十二号」の下に「。以下この号において「平成二十四年改正前法律第一百五十二号」という。」を、「組合員期間」の下に「（当該退職共済年金の受給権者が、法律第一百五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合には、法律第一百五号第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該組合員期間と当該第三号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）」を加え、「並びに同法」を「並びに平成二十四年改正前法律第一百五十二号」に、「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（）」を「平成二十四年法律第六十三号附則第一百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の

長期給付等に関する施行法（」に改め、「昭和三十七年法律第百五十三号」の下に「。以下この号において「平成二十四年改正前法律第百五十三号」という。」を加え、「同法第三十六条第一項」を「平成二十四年改正前法律第百五十三号第三十六条第一項」に、「同法第五十二条」を「平成二十四年改正前法律第百五十三号第五十二条」に、「同法第五十九条」を「平成二十四年改正前法律第百五十三号第五十九条」に、「同法第六十六条」を「平成二十四年改正前法律第百五十三号第六十六条」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 平成二十四年法律第六十三号附則第六十五条第一項の規定に基づく退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び

障害共済年金

第一条第五号の次に次の一号を加える。

六 平成二十四年法律第六十三号附則第四十一条第一項の規定に基づく退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する国共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び

障害共済年金

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十九条 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令等の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「管掌者」を「実施者」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第二十条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項第二号中「第二十四条の三第一項後段」を「第二十四条の四第一項後段」に改める。

（国民年金基金令の一部改正）

第二十一条 国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「すべて」を「全て」に、「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第二項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に

関する法律施行令の一部改正)

第二十二條 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第三条第一項及び第四条第三号中「附則第八条第二項各号に掲げる期間」を「附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間」に改める。

第六条第二項中「第五条第五項」を「第五条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第八条第一項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第二十三條 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第五号から第十号までを削り、同条第二項中第三号を第十一号とし、第二号を第十号とし、第一号の次に次の八号を加える。

二 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項及び第四十二条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十条第七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金

三 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

四 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（第四十二条において「旧国共済法」という。）及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

五 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金

六 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

七 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（

第四十二条において「旧地共済法」という。）及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

八 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金

九 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（第四十二条において「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

第四十二条第五号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第七号中「障害厚生年金」の下に「（政府が支給するものに限る。）」を加え、同条第十一号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同条第十二号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第十四号中「遺族厚生年金」の下に「（政府が支給するものに限る。）」を加え、同条第十七号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同条第十八号中「管掌者」を「

実施者」に改め、同条第三十八号を同条第四十八号とし、同条第三十七号中「地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち」に改め、同号を同条第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十七 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金

第四十二条第三十六号を同条第四十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十五 厚生年金保険法による遺族厚生年金（第三号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）

第四十二条第三十五号中「地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち」に改め、同号を同条第四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十三 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

第四十二条第三十四号を同条第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十一 厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第三号に定める者に限る。第四十五号において「第三号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）

第四十二条第三十三号を同条第三十九号とし、同条第三十二号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち」に改め、同号を同条第三十八号とし、同条第三十一号を同条第三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十七 厚生年金保険法による遺族厚生年金（第四号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）

第四十二条第三十号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち」に改め、同号を同条第三十五号とし、同条第二十九号を同条第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四 厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第四号に定める者に限る。第三十七号において「第四号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）

第四十二条第二十八号を同条第三十二号とし、同条第二十三号から第二十七号までを四号ずつ繰り下げ、同条第二十二号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち」に改め、同号を同条第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金

第四十二条第二十一号を同条第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四 厚生年金保険法による遺族厚生年金（第二号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）

第四十二条第二十号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち」に改め、同号を同条第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

第四十二条第十九号の次に次の一号を加える。

二十 厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第二号に定める者に限る。第二十四号において「第二号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第二十四条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号及び第三十五条第三号中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め

る。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令の一部改正）

第二十五条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。」を削り、同項第二号中「第九条、第二十条第一項及び」を削り、同項第三号中「第二十三条第一項」を「第二十三条第八項」に、「平成八年厚生年金等改正法第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十九条第一項及び第二項、第八十条第一項、第八十七条第一項並びに附則第十二条の七の四第二項及び第三項、第十二条の八第八項並びに第十二条の八の三第一項及び第五項」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下この項において「平成二十七年国

共済経過措置政令」という。)第五十一条第一項」に改め、同項第四号中「第二十三条第三項」を「第二十四条第三項」に、「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)附則第二十条第四項」を「平成二十七年国共済経過措置政令第五十一条第二項から第四項まで」に改め、同項第五号中「第二十四条第一項」を「第二十六条第三項」に、「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十六条第一項及び第二項、第三十九条、第四十四条第一項並びに第四十五条第一項」を「平成二十七年国共済経過措置政令第四十九条」に改め、同条第二項中「第二十四条第三項」を「第二十四条第六項」に改める。

(確定給付企業年金法施行令の一部改正)

第二十六条 確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号、第六条の見出し並びに第五十三条第二項及び第五項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正)

第二十七条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二	第三十八条第	平成十三年統合法附則第四十五
条第一項	一項、第四十	条第三項において準用する厚生
	三条第一項又は第四十八条	年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第五十条の二第一
		項又は平成十三年統合法附則第四十六条第三項において準用する厚生年金保険法第六十二条第一項若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第七十三

第三条の表廃止前農林共済法の項中

を

	<p>第二十二 条第一項</p>	<p>第三十八條第 一項、第四十 三條第一項又 は第四十八條</p>	<p>平成十三年統合法附則第四十五 条第三項において準用する厚生 年金保険法（昭和二十九年法律 第百十五号）第五十条の二第一 項又は平成十三年統合法附則第 四十六條第三項において準用す る厚生年金保険法第六十二條第 一項若しくは国民年金法等の一 部を改正する法律（昭和六十年 法律第三十四号）附則第七十三 条第一項</p>
--	----------------------	--	---

条第一項

に改める。

五十円	五十銭
百円	一円

第二十一条第一項第二号中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改め、「昭和三十三年法律第二百二十八号」の下に「」をいう。以下同じ。」を加え、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第三号中「地方公務員等共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改め、「昭和三十七年法律第五百十二号」の下に「」をいう。以下同じ。」を加え、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改め、同項第四号中「私立学校教職員共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一

元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法」に改め、「昭和二十八年法律第二百四十五号」の下に「」をいう。以下同じ。」を加え、「国家公務員共済組合法」を「例による平成二十四年一元化法改正前国共済法（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法をいう。第二十三条第一項第四号において同じ。）」に改め、同条第二項中「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付」に改め、「及び第六号」を削り、「国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による年金たる給付と、前項第二号」を「同法による年金たる保険給付（障害厚生年金を除く。）と、同項第二号」に、「厚生年金保険法」を「同法」に改め、「同項第五号」の下に「及び第六号」を加え、「国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律」を「昭和六十年国民年金等改正法附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法」に改める。

第二十二条中「第五十二条中「厚生労働大臣」とあるのは、」を「第五十二条第一項から第三項までの規定中「実施機関」とあるのは」に改め、「存続組合」と」の下に「、同項中「厚生労働省令」とあるの

は「農林水産省令」と、同条第七項中「まで及び前項」とあるのは「まで」とを加える。

第二十三条第一項第二号から第四号までを次のように改める。

二 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条

三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六条

四 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平

成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条

第二十三条第二項中「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付」に改め、「及び第六号」を削り、「国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による遺族共済年金と、前項第二号」を「同法による年金たる保険給付（老齢厚生年金及び遺族厚生年金を除く。）と、同項第二号」に、「厚生年金保険法」を「同法」に改め、「同項第五号」の下に「及び第六号」を加え、「国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律」を「昭和六十年国民年金等改正法附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法」に改める。

第二十三条の二中「第四項」を「第三項」に、「第六十四条の三第一項、附則第十七条の二第一項並

びに附則第十七条の三」を「並びに第六十四条の二並びに附則第十七条の二及び第十七条の三」に改める。

第二十五条第一項中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に、「する厚生年金保険法」を「する同法」に改める。

第二十五条の二第十一項中「の額」との下に「、「五十円」とあるのは「五十銭」と、「百円」とあるのは「一円」と」を加える。

第三十三条の表国民年金法の項中「年金たる給付」を「保険給付」に改め、同表厚生年金保険法の項を次のように改める。

厚生年金 保険法	第五十六条第 二号	国民年金法	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号。以下この号において「平成十三年統合法」という。）附則第二十五条第四
-------------	--------------	-------	---

項に規定する特例年金給付（第百条の二第三項において単に「特例年金給付」という。）の受給権者（最後に障害状態に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した平成十三年統合法附則第三十六条第一項に規定する特例障害共済年金の受給権者若しくは平成十三年統合法附則第四十五条第一項に規定する特例障害農林年金の受給権者（いずれも現に障害状態に該当しない者に限る。）又は最後に農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十

	<p>三項</p> <p>第百条の二第</p>	<p>国民年金法</p>	<p>特例年金給付若しくは国民年金法</p>
			<p>年法律第七号)による改正前の農林 漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態(以下この号において「旧障害状態」という。)に該当しなくなつた日から起算して旧障害状態に該当することなく三年を経過した平成十三年統合法附則第四十一条第一項に規定する特例障害年金の受給権者(現に旧障害状態に該当しない者に限る。)を除く。)又は国民年金法</p>

第三十三条の表国家公務員共済組合法の項中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同表地方公務員等共済組合法の項中「地方公務員等共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改め、同表私立学校教職員共済法の項中「私立学校教職員共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法」に改める。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第二十八条 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第七条第一項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改める。

（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）

第二十九条 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十九条中「。以下この条において「施行法」という。」を削り、同条第一号中「長期組合員（

施行法第二条第六号に規定する長期組合員」を「第二号厚生年金被保険者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者）」に、「標準報酬の月額（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額）」を「標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額）」に、「長期組合員の標準期末手当等の額（同法第四十二条の二第一項に規定する標準期末手当等の額）」を「第二号厚生年金被保険者の標準賞与額（同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額）」に改め、同条第二号中「において」を「の規定により」に、「長期組合員」を「第二号厚生年金被保険者」に、「標準報酬の月額」を「標準報酬月額」に、「標準期末手当等の額」を「標準賞与額」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第三十条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号を次のように改める。

四 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法

律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国
共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七条
第一項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの

第一条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

第一条第五号を次のように改める。

五 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害
を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害を

給付事由とするもの

第一条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

第一条第六号を次のように改める。

六 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの及び

平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの

第六条第四号を次のように改める。

四 平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額及び平成

二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付（第一条第四号に掲げる給付を除く。）

第六条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金及び遺族共済年金

第六条第五号を次のように改める。

五 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額及び平成二

十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付（第一条第五号に掲げる給付を除く。）

第六条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金及び遺族共済年金

第六条第六号を次のように改める。

六 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付及び平成二十四年一元化法附則第七十

九条に規定する給付（第一条第六号に掲げる給付を除く。）

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第三十一条 国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「及び第四項」を「から第七項まで」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第三十二条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（社会保険審査官及び社会保険審査会法の規定の適用）」に改め、同条中「第九十条」を「第九十一条第一項」に改める。

（日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第三十三条 日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第一条の規定による改正後の」を削り、「第四条の二」を「第四条の二の十六」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第三十四条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次項及び附則第三条において」を「以下」に、「同項」を「次項」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（保険給付遅延特別加算金の支給に要する費用）

第四条の二 法第七条第一項後段に定めるもののほか、同項前段の場合においては、保険給付遅延特別加算金を厚生年金保険法による保険給付とみなして、同法第八十四条の三に規定する交付金に関する規定及び同法第八十四条の五第一項に規定する拠出金に関する規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）を適用する。

2 前項の場合における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十条第二項第六号の規定の適用については、同号中「第八十四条の五第一項」とあるのは、「第八十四条の五第一項（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十三号）第四条の二第一項において適用する場合を含む。）」とする。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）
第三十五条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この号において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。次条第一項第二号及び第十条において同じ。）

のうち」に改める。

第八条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同項第二号中「国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち」に改める。

第十条中「国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による障害共済年金」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第二百二十三条の規定に基づき同令第二条第二十八号に規定する改正後協定実施特例法の相当する規定により支給する給付とみなされるものに限る。）」に、「第十一条第二項」を「第十条第二項」に、「第三十六条第四項」を「第三十六条第三項」に改める。

（死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第三十六条 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する

る法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第三条第二項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改める。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三十七条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを削り、同条第一項の表改正前厚生年金保険法第四百十六条ただし書の項の前に次のように加える。

改正前厚生年金保険法 第四百七条	被保険者	被保険者（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第二百二十四条及び第三百三十三条において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の
---------------------	------	--

		<p>第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者に限る。以下この章において同じ。）</p>
<p>改正前厚生年金保険法 第二百二十四条</p>	<p>共済組合の組合員</p>	<p>平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者</p>
<p>条</p>	<p>私学教職員共済制度の加入者</p>	<p>同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者</p>
<p>改正前厚生年金保険法 第三百三十三 条</p>	<p>老齢厚生年金の</p>	<p>老齢厚生年金（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の</p>

第三条第二項の表第二十四条の二第一項の項中

法第三百三十二条第四項

平成二十五年改正法附則の効力を有するものとさ

第五条第一項の規定によりなおそ
れた改正前厚生年金保険法第三百三

一項の規定によりなおそ
前厚生年金保険法第三百三

一元化等を図るための厚
法律（平成二十四年法律

を

法第三百三十二条第四項	平成二十五年改正法附則第五条第 の効力を有するものとされた改正 十二条第四項
老齢厚生年金	老齢厚生年金（被用者年金制度の 生年金保険法等の一部を改正する 第六十三号）第一条の規定による 一項第一号に規定する第一号厚生 くものに限る。次項において同じ

— 十二条第四項

に改め、同表第五十七条第一項及び第五十九条第一項の項を次のように改め

改正後の法第二条の五第
年金被保険者期間に基づ

る。

第五十七条 第一項	法第百三十二条第二項（ 厚生年金保険法施行令第 六条の二	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三 十二条第二項（ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等 の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等 の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号） 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令第六条 の三
--------------	------------------------------------	---

第三条第二項の表第六十条の二第一項及び第二項の項の前に次のように加える。

第五十九条 第一項	法第百三十二条第二項（	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項（
--------------	-------------	---

第三条の前に見出しとして「（存続厚生年金基金に関する読替え等）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二 厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であった期間を有する者（以下「二以上の種別の被保険者であった期間を有する者」という。）であつて同条に規定する各号の厚生年金被保険者期間（以下「各号の厚生年金被保険者期間」という。）のうち同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく同法第三十二条第一号に規定する老齢厚生年金（以下「老齢厚生年金」という。）の受給権者に存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力

を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十条第一項に規定する老齢年金給付をいう。以下同じ。）について、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十三条の二の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	<p>老齢厚生年金（第四十六条第五項において読み替えられた同条第一項</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間（以下この条において「各号の厚生年金被保険者期間」という。）のうち平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に基</p>
-----	--	---

づく老齢厚生年金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下この条において「経過措置令」という。）第八十条の三の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項において読み替えられた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第七十八条の二十九の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法第一条の規定による

	第二項	改正後の第四十六条第一項（以下この条において「読替え後の第四十六条第一項」という。）
	老齢厚生年金の受給権者	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権者
	当該老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金
	第四十四条の三第四項	当該第一号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする経過措置令第八十二条の二の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十三の二第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第七十八条の二十八の規定により読み替えられた第四十四条の三第四項
	第四十六条第五項において読み替えられた同条第	読替え後の第四十六条第一項

		第三項				
	から老齢厚生年金	当該老齢厚生年金の	老齢厚生年金の受給権者	老齢厚生年金の額	第四十四条の二第一項	第一項 同条第五項において読み 替えられた同条第一項
金	から当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権者	額 当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の	平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一 条の規定による改正前の第四十四条の二第一項	読替え後の第四十六条第一項

第三項各号	
老齡厚生年金	第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金
第四十六条第五項において読み替えられた同条第一項	読替え後の第四十六条第一項
一項	

第五条第一項第一号中「(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三百三十条第一項に規定する老齡年金給付をいう。以下同じ。)」を削る。

第三十二条第一項の表附則第三十二条第四項の項を次のように改める。

附則第三十条	老齡厚生年金	老齡厚生年金(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。次項において同じ。)
三条第四項		

	連合会又は他の基金
	平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「連合会等」という。）

第三十二条第二項の表に次のように加える。

第六十七条 第一項第二 号	老齢厚生年金
	老齢厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）

第三十三条第一項の表附則第三十四条第六項において準用する附則第三十三条第四項の項を次のように改める。

附則第三十	特定基金
	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金

四条第六項
において準
用する附則
第三十三條
第四項

老齡厚生年金	<p>保險法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十 三號。以下この項において「平成二十五年改正法」という 。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。 ）前に平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の次 條第一項の承認の申請をした特定基金（平成二十五年改正 法第一條の規定による改正前の第一項に規定する特定基金 をいい、施行日前に解散したものを除く。以下この項及び 次項において「特定基金」という。）</p> <p>老齡厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚 生年金保險法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律 第六十三號）第一條の規定による改正後の第二條の五第一 項第一號に規定する第一號厚生年金被保險者期間に基づく ものに限る。次項において同じ。）</p>
--------	---

	連合会又は他の基金
<p>平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（次項において「連合会等」という。）</p>	

第三十四条第一項の表附則第三十四条第六項において準用する附則第三十三条第四項の項を次のように改める。

<p>附則第三十条第六項において準用する附則第三十三条第四項</p>	特定基金
<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の次条第五項の規定により納付の猶予がされた特定基金（平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第一項に規定</p>	

		<p>する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。 。以下この項及び次項において「特定基金」という。）</p>
<p>老齢厚生年金</p>		<p>老齢厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。次項において同じ。）</p>
<p>連合会又は他の基金</p>		<p>平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（次項において「連合会等」という。）</p>

第六十二条第二項第二号中「次条第二号」の下に「及び第六十四条の二」を加える。

第六十四条の見出しを削り、同条第五項の表第百六十一条第一項の項の次に次のように加える。

<p>第百六十三 条の三第一 項</p>	<p>老齢厚生年金の受給権者</p>	<p>老齢厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この項において同じ。）の受給権者</p>
------------------------------	--------------------	---

第六十四条第六項の表第五十二条の三の二第二項の項を次のように改める。

<p>第五十二 条の三の二第 二項</p>	<p>老齢厚生年金</p>	<p>老齢厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）</p>
<p>法第百六十三 条の三第一 項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第</p>	

	法第百三十二条第二項	改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項
		百六十三条の三第一項

第六十四条の前に見出しとして「（老齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する経過措置）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第六十四条の二 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権者である解散基金加入員に存続連合会が支給する平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十三条の二に規定する解散基金に係る老齢年金給付（以下「解散基金に係る老齢年金給付」という。）について、平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十三条の三の規定を適用する場合においては、前条第五項の規定により読み替えられた改正前厚生年金保険法第百六十三条の三第一項中「老齢厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第

六十三号」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。」と、「改正後の」とあるのは「改正後の第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の」と、「に基づくものに限る。以下この項において同じ。」とあるのは「（以下この項において「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に基づく老齢厚生年金」と、「第四十六条第五項において読み替えられた同条第一項」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下この項において「経過措置令」という。）第八十二条の三の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項において読み替えられた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第四十六条第一項（以下この項において「読替え後の第四十六条第一項」という。）と、「

当該老齢厚生年金」とあるのは「当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金」と、「第十四条の三第四項」とあるのは「当該第一号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする経過措置令第八十二条の二の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十三の二第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第七十八条の二十八の規定により読み替えられた第四十四条の三第四項」と、「支給停止基準額」とあるのは「支給停止基準額（読替え後の第四十六条第一項の規定による支給停止基準額をいう。）」とする。

第七十一条第一項第二号中「改正後厚生年金保険法第三十二条第一号に規定する老齢厚生年金をいう」を「第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。第三項第二号において同じ」に改める。

第七十八条第一項中「第四条の二」を「第四条の二の十六」に改め、同条第二項の表以外の部分中「第四条の二第一号」を「第四条の二の十六第一号」に改め、同項の表厚生年金保険法施行令第四条の二第三号の項中「第四条の二第三号」を「第四条の二の十六第三号」に改め、同条第三項の表健康保険法施行令第六十三条、船員保険法施行令第三十四条、厚生年金保険法施行令第四条の二及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項の項中「第四条の二」を「第四条の二の十六」に改め、同条第四項中「第四条の

「二第一号」を「第四条の二の十六第一号」に、「第四条の二の十六の」に改める。
 第八十二条の表第四十四条の二第一項の項を次のように改める。

<p>第四十四条 の二第一項</p>	<p>被保険者であつた期間</p>	<p>被保険者であつた期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第四十六条第五項及び第六十条第三項において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下この項及び第六十条第三項において「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に限る。第四十六条第五項において同じ。）</p>
<p>老齢厚生年金</p>	<p>老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この条及び第四十六条第五項において同じ。）</p>	

第八十二条の表第四十六条第五項の項を次のように改める。

	<p>第三百三十二条第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第三百三十二条第二項</p>
<p>第四十六条 第五項</p>	<p>、第一項 第四十四条の二第一項</p>	<p>、平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第一項 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十条の二第一項</p>
	<p>）及び第四十四条の三第</p>	<p>）及び平成二十五年改正法附則第八十七条の規定により読</p>

第八十二条の表第六十条第三項の項を次のように改める。

	四項	み替えられた第四十四条の三第四項
同項		同条第四項
第六十条第 三項	被保険者期間 第一項第二号ロ 老齢厚生年金等の額の合 計額 期間が厚生年金基金	被保険者期間（第一号厚生年金被保険者期間に限る。） 平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第一項 第二号ロ 老齢厚生年金の額 期間が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚 生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律 第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金 同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有 するものとされた同法第一条の規定による改正前の第四十
第四十四条の二第一項		

第八十二条の次に次の見出し及び三条を加える。

(二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る厚生年金保険法の適用の特例)

第八十二条の二 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間を有するものに支給する当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金について、厚生年金保険法第四十四条の三第四項の規定を適用する場合には、同法第七十八条の二十八の規定及び厚生年金保険法施行令第三条の十三の二第一項の規定によるほか、同法第四十四条の三第四項中「支給する当該一の期間」とあるのは「支給する当該一の期間（第一号厚生年金被保険者期間に限る。以下この項において同じ。）」と、「額及び」とあるのは「額並びに」と、「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第八十二条の三の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二

十五年法律第六十三号) 附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項」とする。

第八十二条の三 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間を有するものに支給する当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金について、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十六条第五項の規定を適用する場合には、第八十二条の規定にかかわらず、同項中「被保険者であつた期間」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)第一条の規定による改正後の第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」と、「支給する」とあるのは「支給する当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく」と、「第一項中」とあるのは「平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第七十八条の二十九の規定により読み替えられた平成二十四

年一元化法第一条の規定による改正後の第一項中「一の期間（」とあるのは「一の期間（第一号厚生年金被保険者期間に限る。」と、「と、「及び老齡厚生年金の」とあるのは「及び各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齡厚生年金の額を合算して得た」と、「第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齡厚生年金の」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齡厚生年金の額を合算して得た」と、「加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「加給年金額（以下この項において「加給年金額」という。）及び第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下この項において「繰下げ加算額」という。）」とあるのは「及び各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする第四十四条の三第四項に規定する加算額を合算して得た額を除く」とあるのは「（以下この項において「加給年金額」という。）及び各号

の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第八十二条の二の規定により読み替えられた第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下この項において「繰下げ加算額」という。）を除く」と、「控除して得た額に当該一の期間」とあるのは「控除して得た額に平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した当該一の期間」と、「第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「加給年金額及び繰下げ加算額」と、「同項」とあるのは「同条第四項」とする。

第八十二条の四 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間を有するものに支給する遺族厚生年金について、第八十二条の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条第三項

及び厚生年金保険法施行令第三条の十一の二の規定により読み替えられた厚生年金保険法第六十四条の二の規定を適用する場合には、同項中「被保険者期間（第一号厚生年金被保険者期間に限る。）

」とあるのは「平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」と、「については、」とあるのは「については、厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）第三条の十三の八の規定により読み替えられた」と、「老齢厚生年金の額（」とあるのは「基づく老齢厚生年金の額（」とする。

第八十三条第四項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「第二項並びに第九十一条」を「第三項並びに第九十一条第一項」に改める。

附則第二項から第四項までの規定中「第四条の二第三号」を「第四条の二の十六第三号」に、「第四条の二及び」を「第四条の二の十六及び」に改める。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第三十八条 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「第百十三條第五項」を「第百十三條第六項」に改め、同條第二項中「別表第三」を「別表第二」に、「第九十九條第五項」を「第九十九條第六項」に改める。

第二十九條第一号中「」第八十一條の二」を「」第八十一條の二第一項」に、「第八十一條の二の二」を「第八十一條の二の二第一項」に改める。

第三十一條の見出し中「滞納処分等実施規定」を「滞納処分等実施規程」に改める。

（政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三十九條 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第九号中「国家公務員共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この号及び次條第七号において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改める。

第三条第六号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第七号中「管掌者」を「実施者」に、「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち」に改め、同条第八号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第九条中「附則第二十九条第八項」を「附則第二十九条第九項」に改め、「平成二十六年改正法第三条の規定による改正後の」を削る。

(子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第四十条 子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第二十条の三第一項」を「附則第二十条の二第一項」に改め、「第一条の規定による改正後の」を削り、「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に、「において読み替えて適用する同法第九十九条第五項」を「の規定により同条第一項に規定する郵政会社等役職員を同法第二条第一項第一号に規定する職員とみなして適用する同法第九十九条第六項」に、「附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する」を「附則第二十条の二第四項の規定により同条第一項の共済組合を同

法第三条第一項に規定する組合とみなして適用する」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

(厚生年金保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令(以下この条において「改正後厚年令」という

。) 第三条の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。) 以後に生じた事由に基づいて行う

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による保険給付を受ける権利の裁定又は保険給付の額の

改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行う同法による保険給付を受ける権利の裁定又は

保険給付の額の改定については、なお従前の例による。

2 改正後厚年令第七条の規定は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正

する法律(以下「平成二十四年一元化法」という。) 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法(以下

この条及び附則第四条において「改正後厚生年金保険法」という。) 第三十五条第一項の規定により計算

された厚生年金保険法による年金たる保険給付に係る次に掲げる額について適用し、平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（次項及び附則第四条において「改正前厚生年金保険法」という。）第三十五条第一項の規定により計算された厚生年金保険法による年金たる保険給付に係る次に掲げる額については、なお従前の例による。

一 改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する報酬比例部分の額又は厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額

二 改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第三項において読み替えられた同条第一項に規定する基金に加入しなかった場合の報酬比例部分の額

3 改正後厚年令第八条の二の規定は、改正後厚生年金保険法第三十五条第一項の規定により計算された厚生年金保険法による年金たる保険給付に係る次に掲げる額について適用し、改正前厚生年金保険法第三十五条第一項の規定により計算された厚生年金保険法による年金たる保険給付に係る次に掲げる額については、なお従前の例による。

一 改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第一項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一

号に規定する額

二 改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第二項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第二号に規定する額又は同項第一号に規定する額

(国民年金法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の国民年金法施行令第四条の三の規定は、施行日以後に生じた事由に基づいて行う国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)による給付を受ける権利の裁定又は給付の額の改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行う同法による給付を受ける権利の裁定又は給付の額の改定については、なお従前の例による。

(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第四条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第十四条の規定は、改正後厚生年金保険法第三十五条第一項の規定により計算された厚生年金保険法による年金たる保険給付に係る次に掲げる額について適用し、改正前厚生年金保険法第三十五条第一項の規定により計算された厚生年金保険法による年金たる保険給付に係る次に掲げる額については、なお従前の

例による。

一 平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。次号において「改正後平成六年改正法」という。）附則第二十四条第三項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額

二 改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第二号に規定する額又は同項第一号に規定する額

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第五条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（次項において「改正後平成九年経過措置政令」という。）第二十一条の二の規定は、平成二十七年十月以後の月分として支給される厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。

次項において「平成八年改正法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の支払額について適用する。

2 改正後平成九年経過措置政令第二十三条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則

第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百五十一条の規定は、平成二十八年四月以後の月分として支給される平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付の支払額について適用する。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第七条の規定による改正後の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（次項において「改正後平成十四年経過措置政令」という。）第十二条の二の規定は、平成二十七年十月以後の月分として支給される厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号。次項及び附則第十条第一項において「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険

の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（次項において「移行年金給付」という。）の支払額について適用する。

2 改正後平成十四年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。）をいう。）をいう。附則第十条において同じ。）第二十二條第一項の規定は、平成二十八年四月以後の月分として支給される移行年金給付の支払額について適用する。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第十五条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（次条第一項及び附則第九条において「改正後算定政令」という。）附則第六条及び第七条の規定は、平成二十七年以後の年度の標準報酬総額の算定について適用し、平成二十六年度以前の年度の標準報酬総額の算定については、なお従前の例による。

第八条 平成二十七年度の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく共済組合の

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十二条第一項に規定する当該年度の標準報酬総額は、改正後算定政令附則第六条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- 一 当該共済組合の組合員（地方公務員等共済組合法による短期給付に関する規定が適用されない者を除く。以下この条において同じ。）の平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に規定する給料（以下この号及び次項において「給料」という。）の月額の平成二十七年四月から同年九月までの合計額の総額に標準報酬月額補正率を乗じて得た額（当該共済組合の組合員の給料の月額に標準報酬月額補正率を乗じて得た額が健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による標準報酬月額の等級の最高等級の額（以下この号及び第四項において「最高等級額」という。）を超え、又は最低等級の額（以下この号及び同項において「最低等級額」という。）に満たない組合員（以下この項において「最高等級額を超え、又は最低等級額に満たない組合員」という。）がある場合にあつては、当該共済組合の組合員の給料の月額の同年四月から同年九月までの合計額の総額に標準報酬月額補正率を乗じて得た額に、厚生労働省令で定めるところにより、イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額）に標準報酬月額修正率を乗じて得た額

- イ 平成二十七年年度の厚生労働省令で定める基準となる月（以下この号及び次項において「基準月」という。）における最高等級額を超え、又は最低等級額に満たない組合員の給料の月額合計額に標準報酬月額補正率を乗じて得た額から当該最高等級額を超える部分の額の合計額を控除して得た額に当該最低等級額に満たない部分の額の合計額を加えて得た額と同年度の基準月における最高等級額を超え、又は最低等級額に満たない組合員以外の組合員の給料の月額の合計額に標準報酬月額補正率を乗じて得た額とを合算して得た額
- ロ 平成二十七年度の基準月における当該共済組合の組合員の給料の月額の合計額に標準報酬月額補正率を乗じて得た額
- 二 当該共済組合の組合員の平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に規定する期末手当等の額の平成二十七年四月から同年九月までの合計額の総額
- 三 当該共済組合の組合員の標準報酬の月額（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬（以下この号及び第四項において「標準報酬」という。）の月額をいう。）の平成二十七年十月から平成二十八年三月までの合計額の総額（当該共済組合の組合員の標

準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員がある場合にあっては、当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の平成二十七年十月から平成二十八年三月までの合計額の総額に、厚生労働省令で定めるところにより、第一号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額)

四 当該共済組合の組合員の平成二十四年一元化法第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法に規定する標準期末手当等の額の平成二十七年十月から平成二十八年三月までの合計額の総額

2 前項第一号の標準報酬月額補正率は、厚生労働省令で定めるところにより、平成二十七年度の基準月における地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員が勤務の対償として受ける給料、手当又は賞与及びこれに準ずるもの（臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものを除く。）の額の合計額を同年度の基準月における当該共済組合の組合員の給料の合計額で除して得た率とする。

3 第一項第一号の標準報酬月額修正率は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険法の規定による全ての保険者の平成二十七年度の被保険者ごとの同法に規定する標準報酬月額の合計額の総額（以下この項において「標準報酬月額総額」という。）の合計額を同法の規定による全ての保険者の同年度の標準

報酬月額額の総額のうち平成二十七年十月から平成二十八年三月までの期間に係る額の合計額の二倍に相当する額で除して得た率とする。

4 平成二十七年十一月から平成二十八年三月までの間に最高等級額若しくは最低等級額又は標準報酬の等級の最高等級の額若しくは最低等級の額が改定された場合における第一項第三号に規定する当該共済組合の組合員の標準報酬の月額額の平成二十七年十月から平成二十八年三月までの合計額の総額は、当該共済組合の組合員の標準報酬の月額額の平成二十七年十月から平成二十八年三月までの合計額の総額を平成二十七年十月から当該改定が行われた月（以下この項において「標準報酬の改定月」という。）の前月までの期間に係る額と標準報酬の改定月から平成二十八年三月までの期間に係る額に区分し、それぞれの額につき同号の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより補正して得た額の合算額とする。

第九条 附則第七条の規定にかかわらず、平成二十七年度の日本私立学校振興・共済事業団の国民健康保険法附則第十二条第一項に規定する当該年度の標準報酬総額については、平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による平成二十七年四月から同年九月までの各月の標準給与の月額及び標準賞与の額を当該各月の改正後算定政令附則第六条

第一項に規定する標準報酬月額及び標準賞与額とみなして、同条及び改正後算定政令附則第七条の規定を適用する。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 第二十七条の規定による改正後の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（次項において「改正後平成十四年特例年金政令」という。）第三条の規定により読み替えられた平成十三年統合法附則第二十五条第五項において準用するなお効力を有する廃止前農林共済法第二十二條第一項の規定は、平成二十八年四月以後の月分として支給される平成十三年統合法附則第二十条第四項に規定する特例年金給付の額について適用する。

2 改正後平成十四年特例年金政令第二十五条の二第十一項において読み替えて準用するなお効力を有する廃止前農林共済法第二十二條第一項の規定は、平成二十八年四月一日以後にされる改正後平成十四年特例

年金政令第二十五条の二第一項の規定による請求に係る一時金の支給額について適用する。